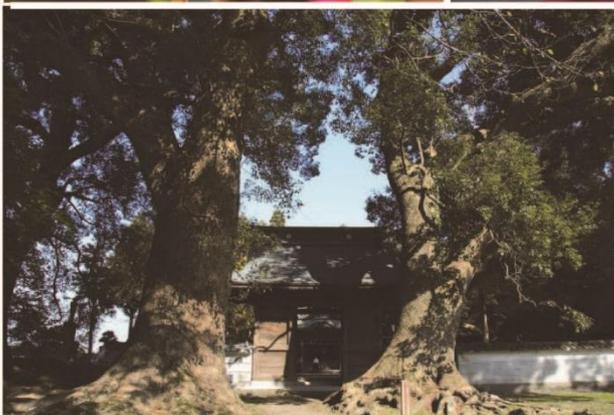


第2次筑後市環境基本計画



©筑後市

令和5年3月
筑後市

市長あいさつ



本市は、平成24年4月に「筑後市環境基本条例」を施行し、環境を守り、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の実現をめざして平成25年3月に筑後市環境基本計画を策定しました。これをもとに多様な環境問題への解決に向けて取り組んでまいりました。このことで、廃プラスチックを始めとした資源ごみの分別、ごみ減量など、市民の意識に根付いてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活様式が変化したことにより、ごみ量は急増し、公害等の生活環境に関する苦情相談も年々増加しています。

また、地球規模の課題としてSDGs*（持続可能な開発目標）の達成に向けて取組が進められており、国においても2050年カーボンニュートラル*達成のため脱炭素社会の実現に向けて動き始めています。こういった状況のもと、第六次筑後市総合計画*後期基本計画の中でも「脱炭素社会の促進」を重点事業として位置付け環境問題への取組を進めます。

今回策定した「第2次筑後市環境基本計画」は、令和5年度から令和12年度（2030年度）までの8年間における、地球温暖化対策を始めとした環境施策を進める上での指針となるものです。環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ると共に、市民・事業者・行政がつながり支え合う必要があります。緑に恵まれやすらぎと潤いがあふれる筑後市を実現させるべく、この計画を進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご意見いただきました「筑後市環境審議会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、ワークショップで意見やアイデアをいただいた九州大谷短期大学の学生の皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

筑後市長 西田正治

目次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象範囲	4
5. 環境問題とSDGsとの関連	4
第2章 筑後市の環境のいま	7
1. 市の概況	8
2. 脱炭素社会に関する状況	12
3. 循環型社会に関する状況	15
4. 自然環境に関する状況	16
5. 生活環境に関する状況	18
6. 市民との協働に関する状況	26
7. 環境に関する市民・事業者意識調査結果の概要	28
8. これまでの環境基本計画の評価結果	42
第3章 筑後市が目指す環境の姿	45
1. 環境将来像	46
2. 施策の体系	48
3. 環境指標と目標値	50
第4章 環境施策の展開	51
基本目標Ⅰ. 持続可能な社会への市民意識の向上と協働	52
基本目標Ⅱ. 脱炭素社会の実現	55
基本目標Ⅲ. 循環型社会の実現	63
基本目標Ⅳ. 自然共生社会の実現	66
基本目標Ⅴ. 健康で快適な生活環境の維持	69
第5章 筑後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)基本方針	71
1. 趣旨	72
2. 本市の二酸化炭素排出量の将来推計と削減の目標	73
3. 各主体における脱炭素へ向けた取組	73

第 6 章 筑後市気候変動適応計画.....	75
1. 趣旨	76
2. 分野別の対策の推進.....	77
第 7 章 筑後市食品ロス削減推進計画	79
1. 趣旨	80
2. 本市の食品ロスの状況	80
3. 数値目標.....	81
4. 食品ロス削減に向けた取組.....	81
5. 各主体の役割.....	82
第 8 章 計画の目標達成へ向けた推進方策	83
1. 推進体制	84
2. 計画の進行管理.....	86
資料編.....	87
1. 用語解説	88
2. 筑後市環境基本条例.....	95
3. 計画策定の経緯.....	99
4. 筑後市環境審議会委員名簿	100
5. 施策体系一覧.....	101
6. 取組項目・内容及び担当課一覧	102

- ❖ 本計画書の本文中に使われている用語で、意味や内容が分かりにくい用語については、該当する用語に“*(アスタリスク)”を付け、資料編に用語解説を記載しました。
- ❖ この計画書に記載しているアンケート調査結果は、原則として各質問の調査数を基数(n)とした百分率で表し、小数第 2 位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が 100%にならない場合があります。また、2 つ以上の回答ができる複数回答の設問では、回答比率の合計は 100%を超える場合があります。



第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の対象範囲
5. 環境問題と SDGsとの関連

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、市、市民、滞在者及び事業者が互いに連携し、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な資源循環型社会*を形成することを目指して、平成 23 年 12 月に「筑後市環境基本条例」を制定しました。本条例に基づき、平成 25 年 3 月に「筑後市環境基本計画」を策定し、環境面の施策を講じてきましたが、令和 4 年度で筑後市環境基本計画の期間が終了することから、「第2次筑後市環境基本計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

筑後市環境基本条例第 15 条に基づき「第 2 次筑後市環境基本計画(以下、本計画という。)」を策定します。本計画は、第六次筑後市総合計画*を環境面から実現していく計画であり、環境分野の市の個別計画の上位計画となります。

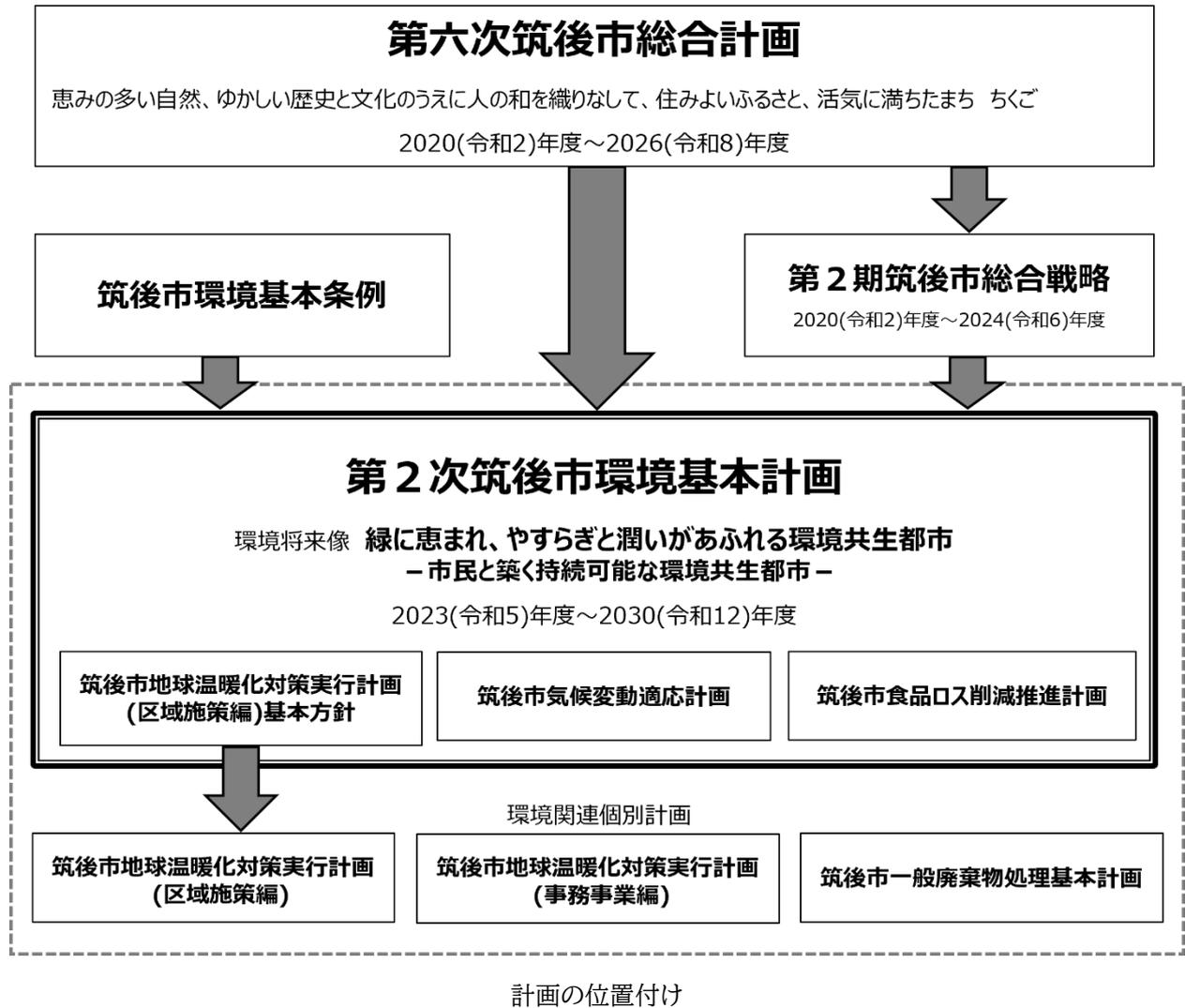
計画の策定に当たっては、第六次筑後市総合計画*のほか、国や県の環境基本計画との整合を図りました。

また、本計画には、以下の計画を内包して位置付けます。

- ❖ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「筑後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の基本方針を第5章に位置付け
- ❖ 「気候変動適応法」第12条に基づく「筑後市気候変動適応計画*」を第6章に位置付け
- ❖ 「食品ロス*の削減の推進に関する法律」第13条に基づく「筑後市食品ロス*削減推進計画」を第7章に位置付け

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間とします。ただし、計画期間中の社会情勢の変化や技術的進歩を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うとともに、計画の中間年度に当たる令和 8 年度には中間見直しを行います。



4. 計画の対象範囲

(1)対象地域

計画の対象は筑後市全域とします。なお、環境問題には、廃棄物、大気汚染、水質汚濁など、行政の枠を超えた広域的な対応が求められるものについては、近隣市町や県、国の関係機関とも連携を図りつつ取組を推進します。

(2)対象分野

対象とする環境の分野は、環境保全、地球環境、資源循環、自然環境、生活環境とします。

計画が対象とする環境の範囲

環境の分野	含まれる要素
環境保全	環境教育・学習、市民との協働による環境保全など
地球環境	地球温暖化対策、脱炭素の取組(再生可能エネルギー*、省エネルギー)、温室効果ガス*の吸収源対策、気候変動への適応など
資源循環	ごみ削減、食品ロス*対策、プラスチック使用削減、3R*推進など
自然環境	自然環境、生物多様性、ワンヘルス*など
生活環境	水循環、都市緑化、大気、水質、騒音・振動、悪臭、生活公害など

5. 環境問題とSDGsとの関連

SDGs*とは、「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す」ことを目標に、2015年の国連サミットで定められた「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」のことです。17のゴール(目標)及び169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

このうち、いくつかのゴール(目標)において、環境施策に関するものがあります。これらは、全世界共通の目標であり、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められます。

SDGs*と環境施策との関連

ゴール(目標)	環境施策との関連
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	再生可能エネルギー*の導入により、温室効果ガス*の排出量を削減する。
8 働きがいも経済成長も	エネルギーの地産地消により、経済的な市外流出を抑え、市内循環を図る。
11 住み続けられる まちづくりを	資源とエネルギー、経済の好循環により住みやすいまちづくりを目指す。
12 つくる責任つかう責任	エネルギーの地産地消と、省エネによる無駄のないエネルギー消費構造の構築。
13 気候変動に 具体的な対策を	温室効果ガス*の削減手段を具体的に示す。
14 海の豊かさを守ろう	森・里・川・海の循環連携を意識した環境保全を目指す。
15 陸の豊かさも守ろう	CO ₂ 吸収源としての森林を保全するため、建材・内装材・燃料としての木材利用を推進する。
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	市民・事業者・市の連携により様々な取組を推進する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





私たちにできるSDGs

うがい、手洗いをして感染症対策をしよう

3 すべての人に健康と福祉を

女性だから、男性だからという視点で物事を判断しない

5 ジェンダー平等を實現しよう

6 安全な水とトイレを世界中に

水を大切に、きれいに使おう

2 気候変動に具体的な対策を

フードバンクについて知ってみよう！寄付してみよう！

7 再生可能エネルギーを普及させよう

電気をつけっぱなしにしないようにしましょう

10 人や国の不平等をなくそう

障害がある方が困っていたら、声をかけてみよう

11 持続可能な都市を築こう

美化活動に参加しよう！

12 つくって消費する責任を

食べる分だけ買い物して、食品ロスをなくそう！

防災訓練に参加しよう！

リサイクルできるゴミはリサイクルへ

16 平和と公正をすべての人に

暴力をふるったり、誹謗中傷はやめよう。

15 陸の豊かさも守ろう

森林整備活動への参加や寄付をしよう！

14 海の豊かを守ろう

ビニール袋はもらわない・捨てない！マイバッグで買い物しよう！

わたしにできるSDGsを見つけて、取り組んでみましょう！



第2章 筑後市の環境のいま

1. 市の概況
2. 脱炭素社会に関する状況
3. 循環型社会に関する状況
4. 自然環境に関する状況
5. 生活環境に関する状況
6. 市民との協働に関する状況
7. 環境に関する市民・事業者意識調査結果の概要
8. これまでの環境基本計画の評価結果

第2章 筑後市の環境のいま

1. 市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、福岡県南部の筑後平野のほぼ中央部に位置し、北は久留米市、東は八女市、南はみやま市、西は大木町に隣接しています。市域は東西 7.5km、南北 8.2km、総面積は 41.78km²のほぼ平坦な台地です。

中央部を JR 鹿児島本線及び九州新幹線が南北に縦断しており、在来線の羽犬塚駅、西牟田駅及び筑後船小屋駅の3駅と、九州新幹線筑後船小屋駅の1駅を有しています。

道路は、JR 鹿児島本線、九州新幹線と並行して国道 209 号が走り、市の中央部を東西に走る国道 442 号(バイパス)と交差し、東部には九州自動車道が南北に走っています。八女市との境に八女 IC があり、交通の要衝となっています。

また、県営筑後広域公園や HAWKS ベースボールパーク筑後などがあり、スポーツやレクリエーションなどを目的に多くの人を訪れる憩いの場となっています。

地形は、東部から西部に向かって緩い傾斜を持った標高5～40mの平坦地となっています。市域の南には、一級河川の矢部川が西に流れ有明海に注いでおり、これと並行して花宗川と山ノ井川が中央部を横断しています。さらに、小規模な河川や水路が市域全体を網の目状に流れています。

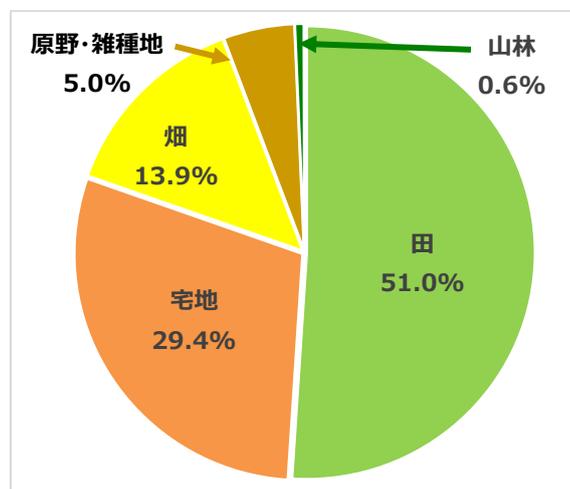


(2) 土地利用

土地利用状況は、田 51.0%と畑 13.9%を合計すると農地が 64.9%と多くを占め、山林は 0.6%と非常に少ない状況です。

民有地面積利用状況(平成 28 年 1 月 1 日現在) (m²)

総面積	田	宅地	畑	原野・雑種地	山林	その他
32,312,667	16,490,657	9,485,686	4,491,062	1,630,182	208,762	6,318
100%	51.0%	29.4%	13.9%	5.0%	0.6%	0.0%



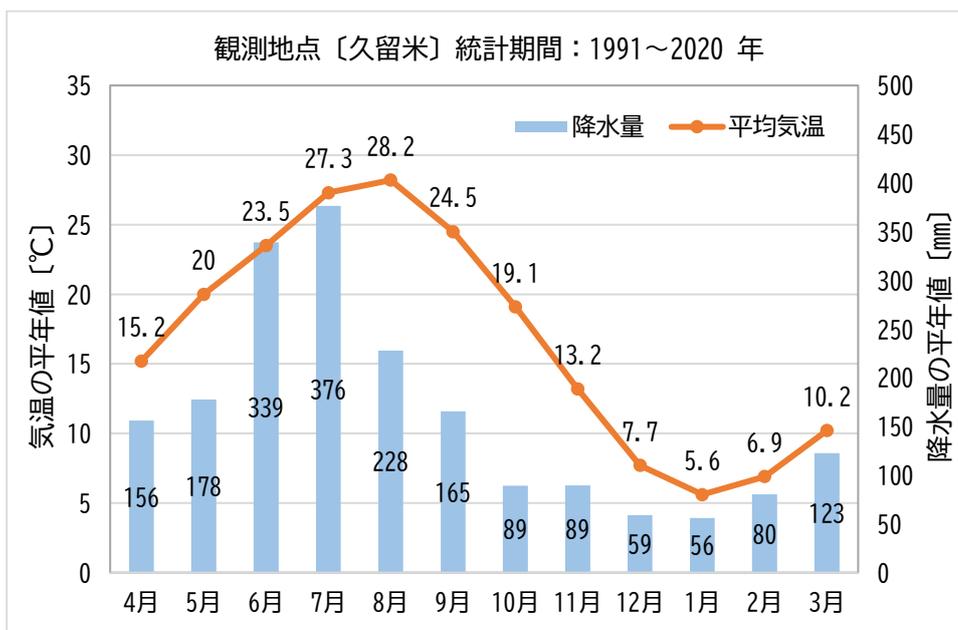
出所)筑後市 HP

(3) 気象

本市の気候は、西九州内陸気候区のうち有明海型気候区に属しており、有明海からの南西風の吹き込みが多く、比較的温暖で穏やかな気候となっています。梅雨期の6月に降水量が多く、夏季は高温多湿の時期が続く場合があります。

① 気温と降水量

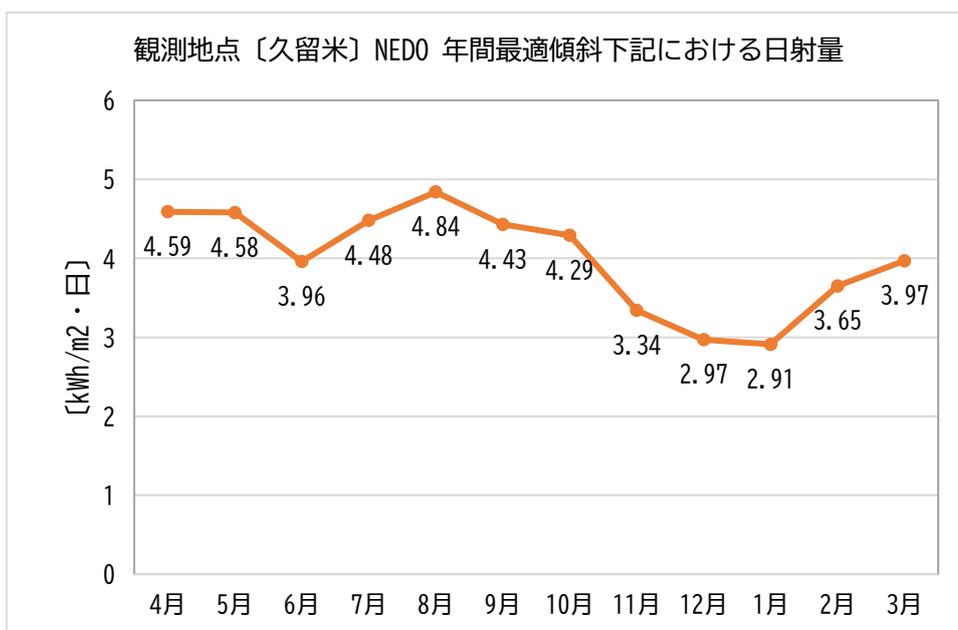
気象庁の観測データによると、1991年(平成3年)～2020年(令和2年)の平年値で見ると、最低平均気温は1月で5.6℃、最高平均気温は8月で28.2℃となっています。



出所) 気象庁 過去の気象データ

② 日射量

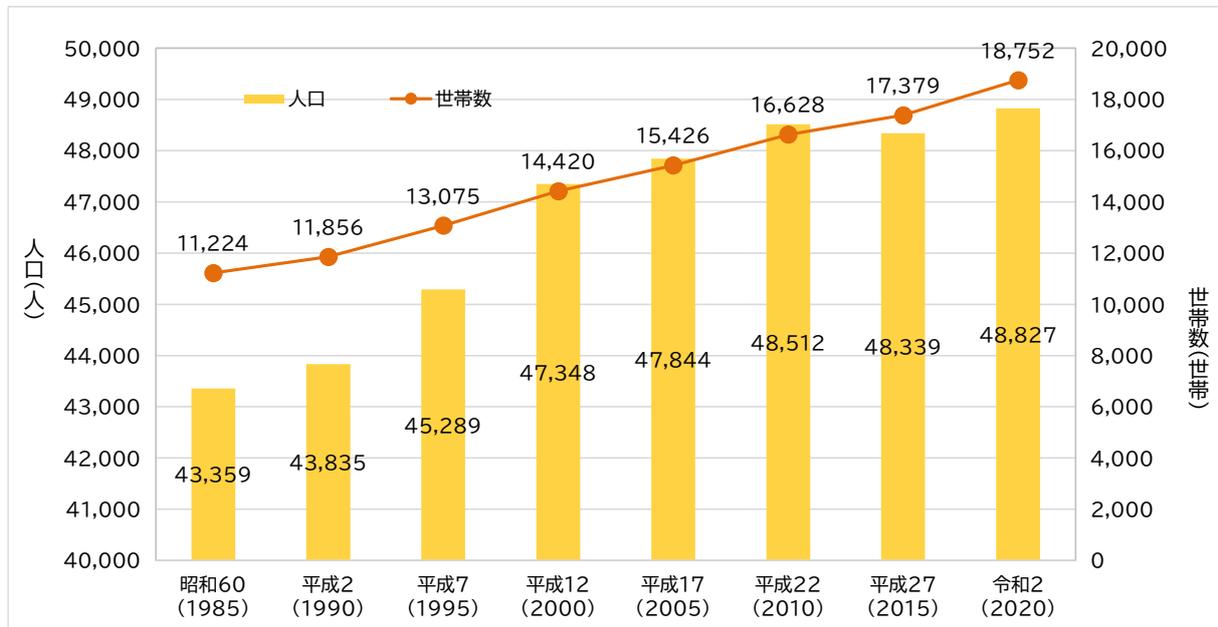
NEDO(ネド:国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の日射量データベースシステムによると、最適傾斜角(太陽光発電に最も適する仰角)の日射量は、最も日射量の多い時期は8月で、最も少ない時期は12月～1月となっています。但しこのデータは、設置面の方位角(真南を0°とした設置面の角度)や傾斜角(設置面の仰角)によって変化するため、導入場所の条件に応じて日射量を確認する必要があります。



出所) NEDO 日射量データベースシステム

(4)人口・世帯数

国勢調査では、2010(平成22)年まで人口は増加していましたが、2015(平成27)年に一度減少し、2020(令和2)年にふたたび増加しました。世帯数については、核家族化や単身世帯化などにより増加しています。



出所)国勢調査

(5)産業構造

本市の 2015(平成 27)年の就業人口は、22,992 人で、1990(平成2)年と比べると、2,125 人増加しています。また、構成比は以下の傾向が見られます。

- 第1次産業(農林水産業)……………5.7 ポイント減で、7.3%(1,678 人)
- 第2次産業(製造業等)……………9.7 ポイント減で、24.9%(5,720 人)
- 第3次産業(商業・サービス業等)…11.8 ポイント増で、64.1%(14,748 人)

温暖な気候と肥沃な土地、恵まれた水を利用して古くから米麦・梨・ぶどう・茶等農業が盛んであり、現在は企業誘致によりハイテク関連産業が集積する等農業と工業のまちとして発展する一方、工場・畜舎、住宅が混在する等、都市化に伴う環境問題の解決が課題となっています。

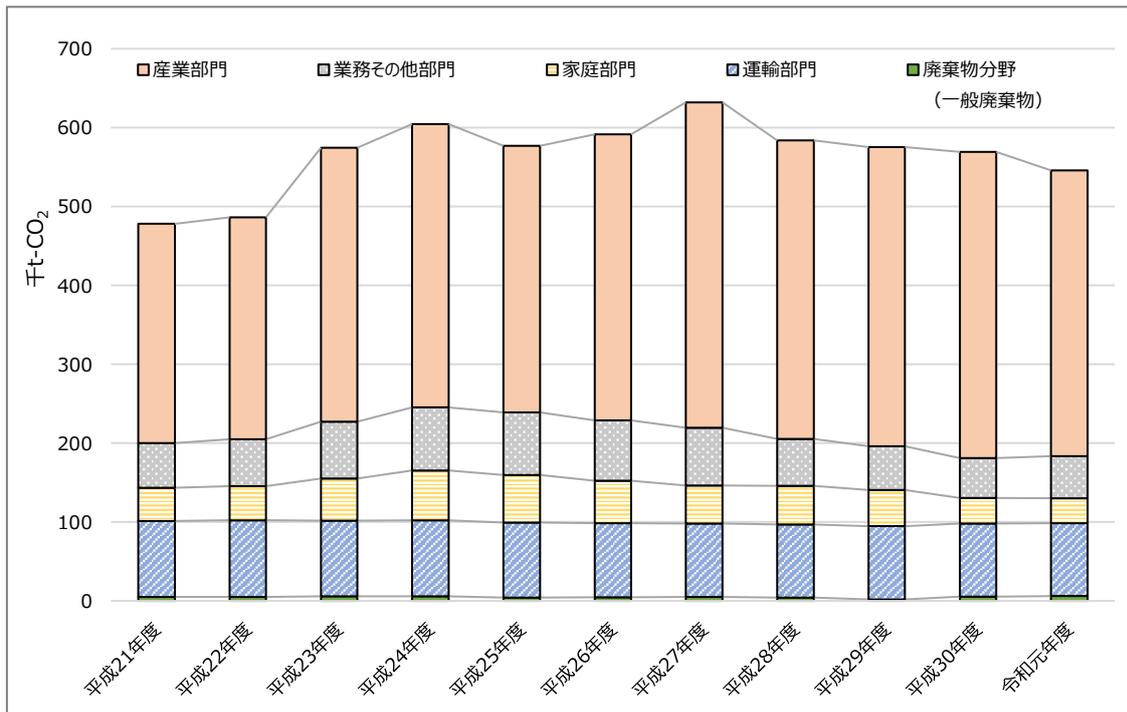
また、「内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部」における地域経済分析システム(RESAS:リーサス)によると、本市ではエネルギー代金(地域で使われるエネルギーへの支払額)82億円が域外に流出しており、その規模は GRP*の約4.6%となっています。エネルギー代金の流出では、石油・石炭製品の流出額が最も多く、次いで電気の流出額が多い状況です。

2. 脱炭素社会に関する状況

(1)部門別・分野別のCO₂排出量の状況

筑後市の平成31年度のCO₂排出量は、業務その他、家庭、運輸部門のうち産業部門(363千t-CO₂/年)が圧倒的に多く、次いで、運輸部門(92千t-CO₂/年)、業務その他部門(53千t-CO₂/年)、家庭部門(32千t-CO₂/年)の順となっています。

全ての業種のうちでCO₂排出量が最も多い業種は、製造業(346千t-CO₂/年)です。



部門・分野	平成21年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成22年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成23年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成24年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成25年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成26年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成27年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成28年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成29年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成30年度 排出量 (千t-CO ₂)	令和元年度 排出量 (千t-CO ₂)
合計	478	486	575	605	577	592	632	584	576	569	546
産業部門	278	281	347	359	338	363	412	378	379	388	363
製造業	267	271	334	346	326	343	393	360	361	372	346
建設業・鉱業	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2
農林水産業	9	8	10	10	9	17	17	16	16	14	14
業務その他部門	57	60	72	80	79	77	73	60	55	51	53
家庭部門	42	43	53	63	60	54	48	49	46	32	32
運輸部門	96	97	96	96	95	94	93	93	93	93	92
自動車	93	94	93	93	91	90	89	90	89	90	89
旅客	55	55	55	55	54	53	52	52	52	52	51
貨物	39	39	38	37	37	37	37	37	37	38	39
鉄道	3	3	3	4	4	4	4	3	3	3	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	5	5	6	6	4	5	5	4	2	5	6

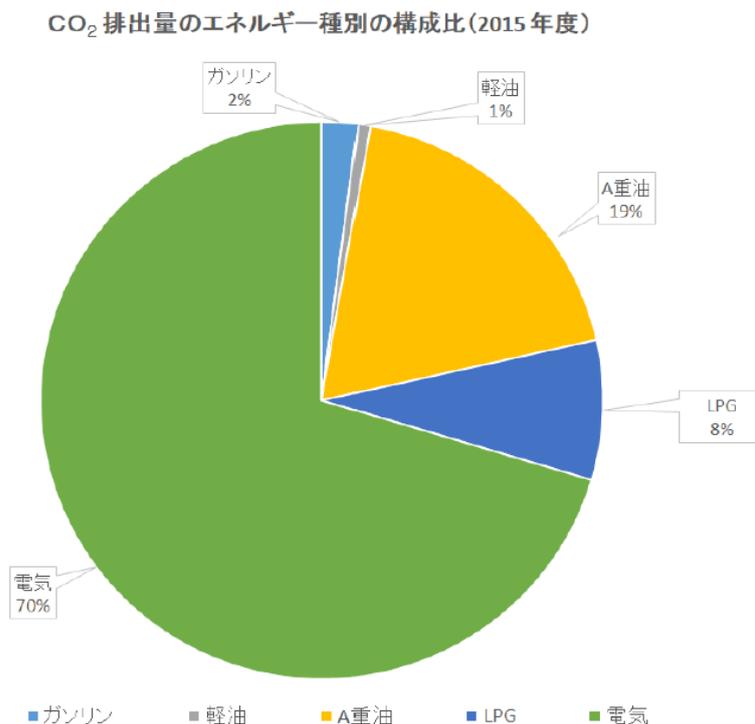
出所)筑後市再生可能エネルギー導入目標策定基礎調査報告書

(2) 公共施設の CO₂ 排出量の状況

業務その他部門のうち、市に関する CO₂ 排出削減の取組については、本市では令和 3 年 3 月に筑後市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定したところです。

この計画では、市が行う事務事業及び市が所有する全ての施設を対象としており、CO₂ を 2013(平成25)年度比で、2030(令和12)年度に省エネで26%削減、再エネ*で14%削減という目標を定めました。

2015(平成27)年度の CO₂ 排出量のエネルギー構成は、電気が 70%と多くを占め、次いで A 重油が 19%となっています。



出所)筑後市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

(3) 市民 1 人当たりの CO₂ 排出量

人口 1 人当たりの CO₂ 排出量は、わずかに減少しています。

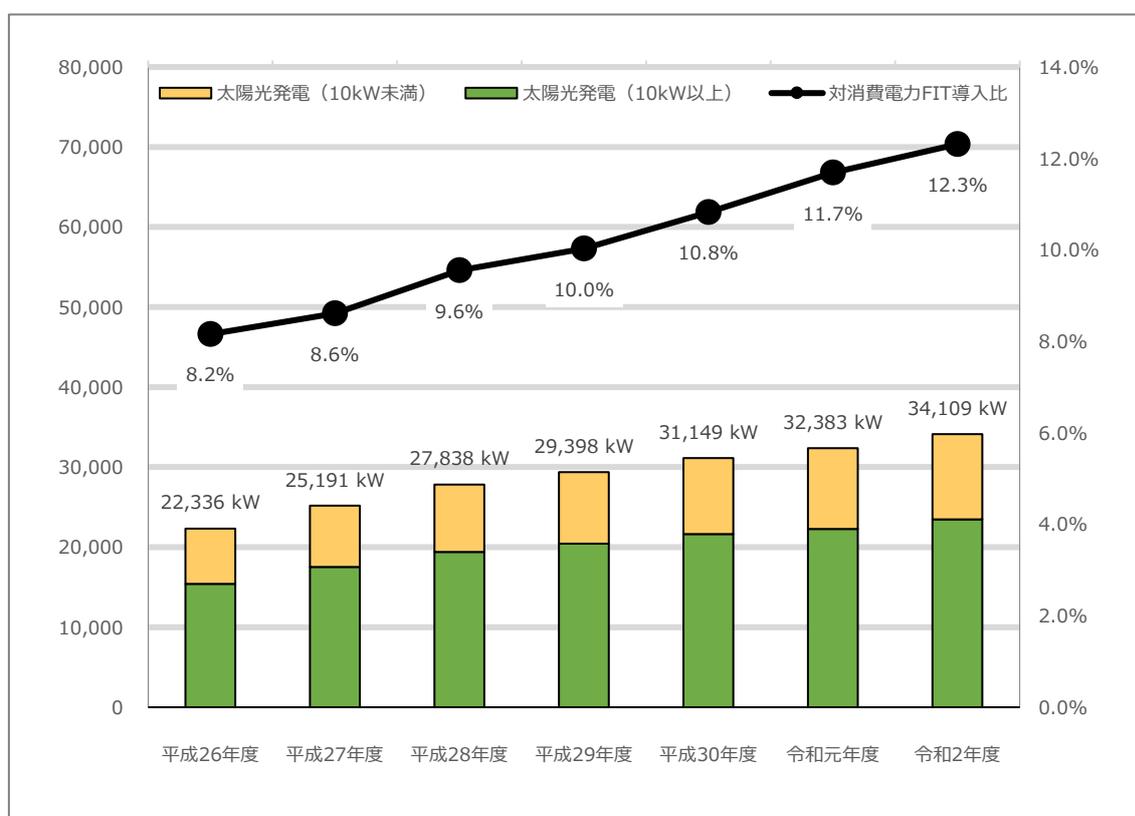
	排出量実績 (千 t-CO ₂)	人口 (人)	人口 1 人当たり CO ₂ 排出量 (千 t-CO ₂)
2013 年度 (平成25年度)	577	49,096	11.8
2019 年度 (平成31年度)	546	49,422	11.0

(4)再生可能エネルギー導入への取組状況と課題

REPOS*によると、本市の再生可能エネルギー*の令和2年度時点の導入実績は太陽光発電のみで、合計34,109kWの導入量となっています。これに公共施設における導入実績を加えると、合計で34,331kWです。

下記グラフでは、令和2年度現在で、市内の消費電力の12.3%を太陽光発電によりまかなっていることが分かります。しかし、導入実績の経年変化をみると、平成26年度の8.2%から令和2年度の増加は、わずか4.1ポイントとなっており、今後は市全体での導入を促進することが重要です。

※REPOS(リーポス)とは、環境省が再生可能エネルギー*の導入促進を支援することを目的として2020年に開設した再生可能エネルギー*情報提供システムポータルサイトです。



出所)筑後市再生可能エネルギー導入目標策定基礎調査報告書

3. 循環型社会に関する状況

本市では、平成21年度から10年間の一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」において、「ごみ減量30%」を目標に取組を進め、その間平成24年度には「廃プラスチック」の分別収集を開始し、平成29年度には「燃えないごみ」を、さらに「金属類」、「ガラス類」、「陶磁器類」、「その他不燃物」の4分別して資源化の取組を強化しました。その結果、一定のごみ減量化はできましたが、目標の30%には届きませんでした。

平成31年度から10年間の計画期間とする現在の「ごみ処理基本計画」では、食品ロス*や不法投棄がもたらすプラスチック海洋問題、地球温暖化対策やエネルギー問題といった新たな環境問題に対応するため、資源・環境にやさしいまち「ちくご」を基本理念に、以下の目標を定めて取組を進めています。現在、本市のごみ分別は22分別となっています。

目標1:ごみ減量化目標

1人1日当たり家庭系ごみ排出量を2028年度(令和10年度)までに435g以下にします

目標2:資源化目標

資源化率を2028年度(令和10年度)までに24%以上にします。

目標3:最終処分率目標

最終処分率を2028年度(令和10年度)までに0.9%以下にします。

しかし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間が長くなったことに伴う粗大ごみ等の片付けごみが大幅に増加したこと、資源ごみ収集を一時中止したことの影響もあり、次のような結果となっています。

- ❖ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量…497g
- ❖ 資源化率…18.2%
- ❖ 最終処分率…1.12%



4. 自然環境に関する状況

市内には山ノ井川、花宗川、矢部川など、多くの河川があり、豊かな水資源と平坦な地形を活かした田園地帯が四季折々の風光明媚な景色をつくり出しています。河川や水路・クリークが形成する水辺、緑あふれる田園風景などの豊かな自然と美しい景観は、本市の大きな魅力です。

本市の多くの地域において、農家とその他の住民が協力して農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上に取り組んでいます。ため池(井原堤・新池・中ノ堤・大堤・河原池)は、農業用水の安定供給や洪水調節による下流域住民の安全性向上のために、老朽化した堤体や取水施設等の整備を行っています。

本市の植生図(地域を覆っている植物体の面的な配分状況を地図上に示したもの)をみると、JR 鹿児島本線と国道 209 号、国道 442 号に沿って市街地が形成されており、市街地を取り囲むように水田が広がっています。北東地域には果樹園が分布し、北西地域に分布する畑地の周辺には竹林が点在しています。

国、県および市の天然記念物として、カササギ生息地、船小屋ゲンジボタル発生地(溝口・北長田・尾島・津島地区など)、水田天満宮の水田の森、竈門神社社叢が指定されています。

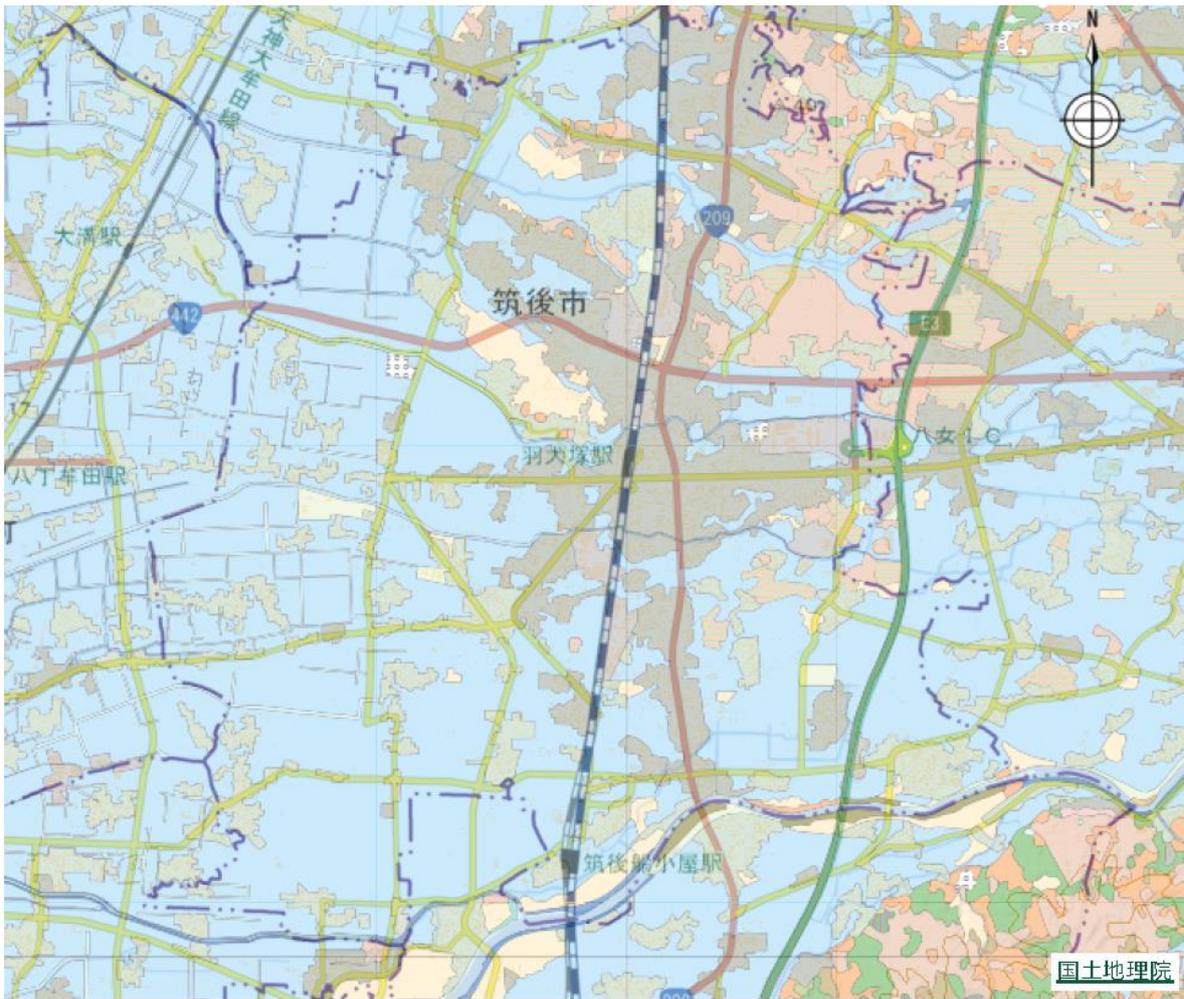
水辺環境では、県営筑後広域公園周辺において、春の楠林には様々な野鳥、水辺にはカワセミ、チドリ、セキレイ類が見られます。また、冬にはカモやオオバン等が観察できます。希少動植物にはゴイサギ、ササゴイ、アサザなどがあげられます。



アサザ

出所)福岡県の希少動植物 HP

本市の植生図



2023年1月7日

【凡例】

271205 ミミズバイースタジイ群集	550000 竹林
320200 ヤナギ低木群落	560100 ゴルフ場・芝地
400100 シイ・カシ二次林	570100 路傍・空地雑草群落
410100 コナラ群落	570101 放棄畑雑草群落
410700 アカメガシワ-カラスザンショウ群落	570200 果樹園
430200 メダケ群落	570201 茶畑
440200 クズ群落	570300 畑雑草群落
450102 ネザサ-ススキ群集	570400 水田雑草群落
460000 伐採跡地群落	570500 放棄水田雑草群落
470400 ヨシクラス	580100 市街地
470501 ツルヨシ群集	580101 緑の多い住宅地
470502 オギ群集	580300 工場地帯
470600 ヒルムシロクラス	580400 造成地
540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	580600 開放水域
540900 外国産樹種植林	580700 自然裸地
541202 クヌギ植林	

出所)環境省 自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS

5. 生活環境に関する状況

本市では、公害関係法令に基づく、工場・事業場に対する規制、指導を行うとともに大気汚染、水質汚濁等についても調査を行い、状況を把握した上で、快適な市民生活の確保に努めています。

今日の公害問題は、産業にとどまらず、生活用排水、近隣騒音、交通など『都市生活型』公害と言われ益々身近な問題となっています。この様なトラブルは、普段の生活の中での些細な言葉や行動が大きく関係しており、普段の挨拶など簡単なコミュニケーションを心掛けることで解決する事もあるようです。

【大気】

◆大気汚染の状況

大気について、市では特に測定は行っていません。福岡県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気測定局において大気汚染物質を常時測定し、大気環境の状況をホームページ「福岡県の大気環境状況」で公表しており、微小粒子状物質(PM2.5)*、光化学オキシダント*、二酸化硫黄(SO₂)*、二酸化窒素(NO₂)*、浮遊粒子状物質(SPM)*等の測定結果について閲覧することができます。

なお、最寄りの観測所は、『八女局』として、八女市立花町(立花総合保健福祉センター)に設置されています。

◆野焼きへの対応

野焼き(野外焼却)とは、違法な「焼却施設」で廃棄物(ごみ)を燃やすことを言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、①ドラム缶②ブロック囲い③素掘りの穴④「法定基準」を満たしていない焼却炉での焼却行為等も含まれ、一般家庭でのごみ焼却行為は、ほぼ該当するものと考えられます。

野焼き禁止については、ホームページ・広報ちくご等で周知・啓発を行っています。なお、原因者が判明し、そのような行為が確認された場合は、市より原因者に指導します。

野焼きへの対応件数の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
個人	11件	12件	27件	21件
事業所	3件	5件	6件	5件
農業	2件	5件	5件	9件
その他	1件	2件	0件	0件
合計	17件	24件	38件	35件

【水質】

水質汚濁の主な要因は生活排水、工場・事業所排水、畜産排水などです。汚濁原因の7割近くは一般家庭からの生活排水とされています。

◆生活排水対策

公共用水域の水質保全を図るため、下水道全体計画区域の整備とともに下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽*設置を推進しています。

- 合併浄化槽*補助金交付件数
令和3年度末まで 合計 4,374 基(令和3年度は 121 基)
- 筑後市の下水道接続率 74.7%(令和4年3月末)
下水道接続人口/下水道供用開始区域内人口
- 筑後市の汚水処理人口普及率 77.8%(令和4年3月末)
(下水道供用開始区域内人口+合併処理浄化槽*人口)/筑後市人口

◆工場・事業所の排水対策

①法などによる規制

食品工場などの特定事業場*で水質汚濁防止法に規定する「有害項目」の物質を排出するもの、または「生活環境項目」の物質で1日平均 50m³以上の排水があるものを県が規制しています。

②事業場立入検査

市と環境保全協定等を締結している事業場を中心に排水の水質検査を行いました。

- 令和3年度 事業所排水水質検査
8月(夏季)、2月(冬季) 14 事業所

◆水質事故への対応

河川等に油などの有害物質が流出すると、環境汚染につながるだけでなく農業・漁業等へも多大な影響を与えます。このため、市ではこのような水質事故が発生した場合、県などの関係機関と連携して被害の拡大を防止するための応急措置を行うとともに、発生源者に対して適切な指導を行います。

また、広報等を通じた水質事故防止の啓発も行っています。

- 令和3年度 水質事故対応件数 2件

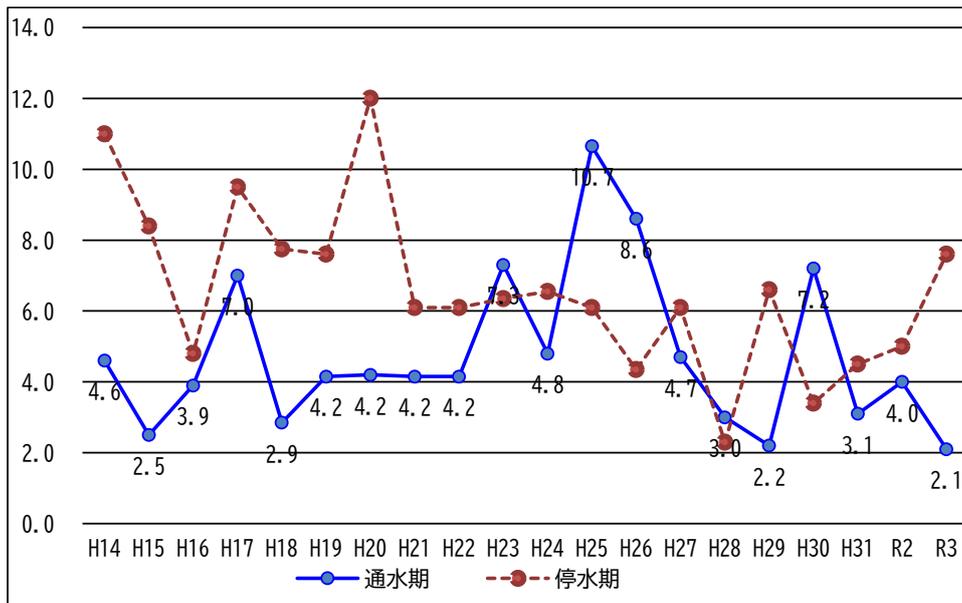
◆河川水質検査

市内の主要 4 河川の水質検査を実施しています。

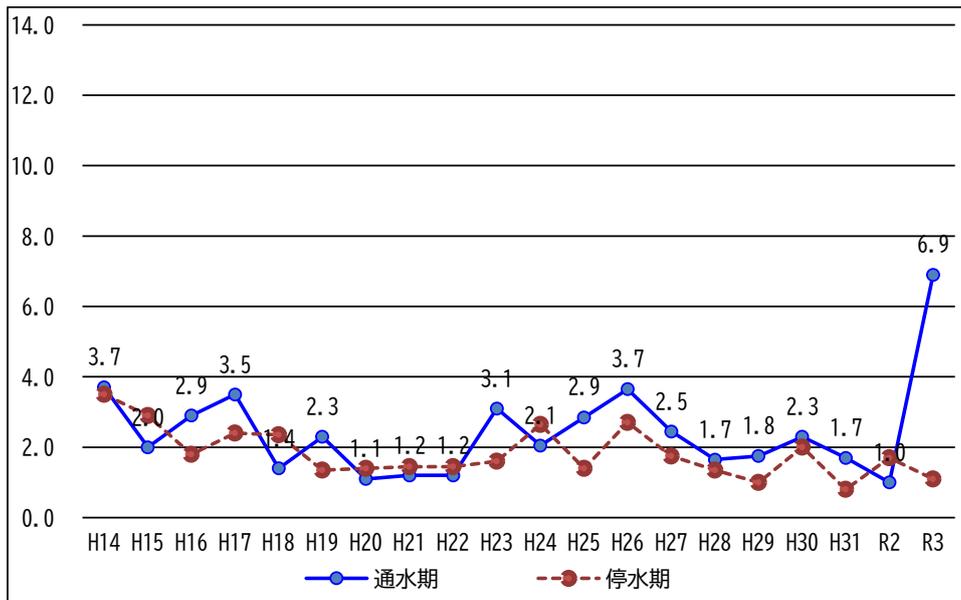
● 河川水質検査時期(8 月、2 月)

- ・ 倉目川 5 地点(上流①、上流②、欠塚橋、国道 209、正恵橋、新久保橋)
- ・ 山ノ井川 5 地点(幸ノ木橋、徳久橋、山ノ井橋、大竹橋、更け橋)
- ・ 花宗川 6 地点(新長浜橋、振興橋、新和泉橋、長崎橋、富久橋)
- ・ 松永川 3 地点(奉仕橋、上尾島橋、津島踏切)

倉目川(新久保橋)の BOD*経年変化 単位(mg/L)

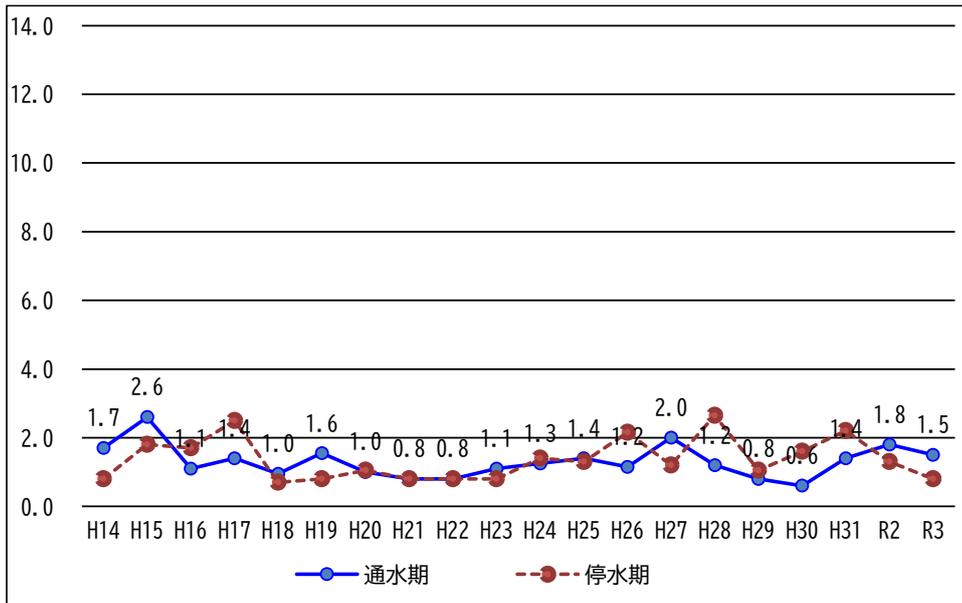


山ノ井川(更け橋)の BOD*経年変化 単位(mg/L)

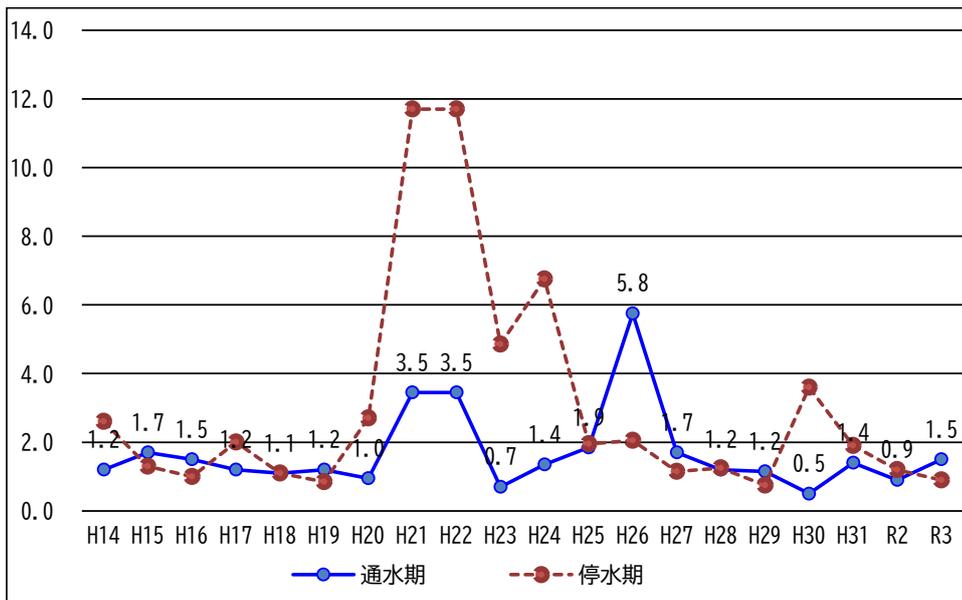


出所)筑後市の環境(R4 年度・R3 実績)報告書

花宗川(富久橋)のBOD*経年変化 単位(mg/L)



松永川(津島踏切)のBOD*経年変化 単位(mg/L)



出所)筑後市の環境(R4 年度・R3 実績)報告書

◆ため池、クリーク水質検査

市内のため池、クリークの水質検査を実施しています。検査結果を農業用水の環境基準*でみると、特に PH、COD*、総窒素において基準達成率は低く、これは閉鎖性水域のため自浄能力がないことに起因すると考えられます。

● 溜池、クリーク水質検査時期(8月、1月)

- ・ 溜池 6カ所(重堤、長須溜池、河原池、大堤、中ノ堤、井原堤)
- ・ クリーク 5カ所(西牟田、流、万才、井田、上馬間田橋)

市内のため池・クリーク水質検査結果 令和3年度

	水素イオン 濃度 PH	化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	溶存酸素量 DO (mg/L)	全窒素 T-N (mg/L)
重堤	7.2	4.1	4.0	9.2	12.0
	7.8	5.0	6.0	12.0	6.5
長須溜池	8.8	9.1	14.0	15.0	3.8
	7.8	17.0	17.0	12.0	1.4
河原池	7.9	5.2	5.0	14.0	2.2
	9.2	15.0	6.0	15.0	2.2
大堤	8.7	5.0	11.0	14.0	5.6
	9.4	15.0	19.0	18.0	4.8
中ノ堤	8.7	6.1	8.0	15.0	2.6
	9.9	26.0	30.0	19.0	2.5
井原堤	7.8	4.6	7.0	12.0	1.1
	9.3	11.0	13.0	16.0	1.3
西牟田クリーク	7.4	5.0	9.0	8.7	5.7
	7.8	18.0	11.0	12.0	4.8
流クリーク	7.4	4.7	7.0	7.8	4.6
	7.7	20.0	3.0	10.0	7.7
万才クリーク	7.3	5.8	17.0	7.1	1.1
	7.9	5.3	8.0	12.0	4.6
井田クリーク	7.3	5.6	20.0	5.5	2.1
	7.6	6.3	15.0	12.0	4.4
上馬間田橋 (クリーク)	7.7	6.2	12.0	10.0	1.4
	8.1	3.7	7.0	13.0	2.9
(参考) 農業用水基準値	6.0~7.5	6mg/L以下	100mg/L以下	5mg/L以上	1mg/L以下

【騒音・振動】

◆騒音・振動の概要

騒音とは「好ましくない音」「不必要な音」と定義されるように個人の主観に左右される場合が多く、日常生活の中で多く発生する公害です。騒音の大きさは「db(デシベル)」であらわします。振動による公害とは、事業活動等によって発生した振動のことで、騒音と同様に感じ方には個人の主観による差があります。振動の大きさも「db(デシベル)」であらわします。騒音・振動の発生源としては工場・事業場、建築土木工事、拡声機等多岐にわたりますが、ピアノ、犬の鳴き声等のいわゆる近隣騒音は周辺への若干の配慮により解決できる場合もあります。

◆騒音・振動に対する対策

①法などによる規制

騒音・振動については、法・県条例に基づく各種届出の受理、特定工場等(※)に対する立入り検査、指導、改善勧告、改善命令を行います。

※特定工場等とは、著しい騒音・振動を発生する施設(特定施設)を有する工場等であって法律で定めるもの。

ア)事業所騒音・振動

騒音・振動規制法の規定により、都市計画法上の主な用途地域ごとに、市内全域に騒音は4段階、振動は2段階の区域区分を設け、特定工場等については、法・県条例により規制しています。

イ)工事等騒音・振動

著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)を騒音・振動規制法により規制しています。

ウ)特定施設事業場数(令和3年3月31日現在)

(騒音)

- ・ 法による届出 236件(昭和45年度からの累計)
- ・ 県条例による届出 33件(昭和45年度からの累計)
- ・ 特定建設作業届出 3件(令和3年度分:機器種類ごとの件数)

(振動)

- ・ 法による届出 120件(昭和45年度からの累計)
- ・ 特定建設作業届出 2件(令和3年度分:機器種類ごとの件数)

②事業場等騒音の苦情処理

事業場等の騒音については、苦情申出等に伴い、必要に応じ騒音測定を行い、基準を超えたものについては、原因者にその防止対策を講じるよう指導します。

- 令和3年度 事業所騒音対応件数 3件

◆自動車騒音測定

騒音規制法第 18 条第1項の規定に基づき、筑後市内における主要幹線道路を対象とした自動車騒音の常時監視を実施しています。

対象路線の面的評価を行い、環境基準*の達成状況を把握するとともに、環境省へ報告を行っています。

● 自動車騒音測定対象路線

国道 209 号線、県道佐賀八女線、県道久留米筑後線

◆九州新幹線鉄道騒音・振動測定

毎年、福岡県より測定結果の通知があります。(下表は速報値)

地点 番号	測定場所	測定地点 側の軌道	用途地域	令和3年度							
				地域 類型	騒音評価値 $L_{A,Smax}(db)$			平均列車 速度 (km/h)	振動評価値 (db)		平均列車 速度 (km/h)
					25m	12.5m	50m		25m	12.5m	
⑪	西牟田付近 (西牟田6387)	下	無指定地域 (白地地域)	I	72	-	-	231	55 (20m)	-	232
⑫	蔵数付近 (蔵数330)	下	無指定地域 (白地地域)	I	70	-	66	238	46	-	236
⑬	熊野付近 (熊野1344)	下	準工業地域	II	68	69	-	200	53	56	201
⑭	羽犬塚付近① (羽犬塚159)	下	第1種住居地域	I	67	68	-	227	51	53	234
⑮	羽犬塚付近② (羽犬塚258)	上	第1種住居地域	I	67	-	-	216	54	-	217
⑯	山ノ井付近 (山ノ井83)	下	工業地域	II	69	-	-	228	48	-	231
⑰	野町付近 (野町890)	下	第1種住居地域	I	69	-	-	231	45	-	231
⑱	常用付近 (常用905)	下	無指定地域 (白地地域)	I	70 (23.5m)	-	-	177	51 (23.5m)	-	187
⑲	津島付近 (津島686)	下	無指定地域 (白地地域)	I	67	68	-	210	46	51	217

※下線付き数値は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準*値を超えているものです。

【悪臭】

◆悪臭の概要

悪臭とは、嫌なにおい、不快なにおいの総称で、快適な生活環境を損なうものです。また、悪臭は典型的な感覚公害であり、同じ匂いを嗅いでも感じ方に差があるため、その解決には困難な面があります。

◆悪臭の対策

①法などによる規制

本市では、悪臭防止法に基づき臭気指数*規制を行っており市全域について規制基準値を「臭気指数*12」としています。悪臭発生事業所に対しては、立入調査、指導、及び改善勧告、改善命令を行います。

②悪臭苦情処理

悪臭の苦情には、畜産業に関するものもあります。苦情内容に応じて関係機関と連携して改善指導を行っています。

- 令和3年度 事業所悪臭対応件数 0件

【公害等苦情処理状況】

公害等の苦情処理に対しては速やかに現地調査を行い、原因者に対し適切な指導をするなど、問題の迅速な解決に努めています。尚、苦情申立については公害だけでなく、空き地雑草や犬・猫の飼い方など、民事の問題を通報するものも年々増加しています。

● 公害等苦情対応状況

令和3年度		
苦情種別	件数	割合
大気	36件	30.3%
水質	5件	4.2%
悪臭	5件	4.2%
産廃(不法投棄)	0件	0.0%
騒音・振動	5件	4.2%
空地・雑草	37件	31.1%
犬・猫	5件	4.2%
その他	26件	21.8%
合計	119件	100.0%

令和2年度	平成31年度	平成30年度
件数	件数	件数
38件	24件	17件
14件	4件	7件
4件	1件	4件
0件	1件	0件
9件	6件	4件
61件	58件	40件
4件	6件	4件
24件	9件	8件
154件	109件	84件

6. 市民との協働に関する状況

(1) 清掃活動

「川と水を守る運動」は、清らかな水環境を次世代に残していくために、昭和 55 年から、これまで 40 年以上にわたり、市民・事業者・行政が一体となって取り組んできた活動です。新型コロナの影響により、令和 2 年度及び 3 年度は実施を見合わせていましたが、令和 4 年 5 月に、3 年ぶりに実施しました。

「筑後川・矢部川河川美化『ノーポイ』運動」は、「空き缶などのポイ捨てをやめて」という願いを込めて、筑後川の堤防沿いの清掃活動を行っているイベントです。ノーポイ運動も 3 年ぶりに、令和 4 年 11 月に実施しました。

「クリーン作戦」は平成 6 年から開催され、自分たちの住んでいる地域のごみ拾い等を通じて「ごみのポイ捨てをしない」「自分たちの地域は自分たちできれいにする」等を目的とした環境啓発活動です。各小学校区を順番で毎月第 2 土曜日に実施しています。子どもから高齢者まで多くの地域住民が参加し、地域に根づいた取組となっています。

この運動により、近年、ごみのポイ捨てが減るなど、マナーに改善が見られることから、平成 31 年度から年 6 回の実施に変更しました。

「環境パートナー事業*」は、市民、市民団体及び事業者(令和 3 年度:34 団体)が公園や道路・河川などの公共施設等の清掃美化活動を行うボランティア事業です。市では、必要な物品等の支給又は貸与の支援をしています。



川と水を守る運動

(2)エコネットちくご

エコネットちくごは、「環境にやさしい・すみやすい筑後市」をめざし、市民(団体)、事業者及び行政が協働して美しい地球を子どもたちへ引き継ぐため、平成16年1月26日に設立しました。下記の普及活動を行っています。

- ダンボールコンポストの販売(市の助成事業)を行う。
- 生ごみたい肥で野菜を育て、収穫した野菜を使ったカレーパーティーを行うなど、生ごみ減量の啓発を行う。
- 市内保育所と共同により、「命をつなごう！リサイクル」として野菜作りを行い、幼少期からの環境教育を行う。
- ごみ減量と温暖化防止を啓発する環境フェスタを実施する。
- ゴーヤの苗をつくり、市と連携したグリーンカーテンの普及啓発を行う。また、市内小学校に参加者を募り、ゴーヤ料理のエコクッキングを実施する。
- 幼稚園での紙芝居による温暖化防止啓発を行う。

(3)生ごみ堆肥化によるごみ減量化

本市では、生ごみ堆肥化によるごみ減量を行う市民への助成事業として、コンポスト容器や電動生ごみ処理機等の購入補助を行っています。そのうち、EMボカシ*による堆肥化専用容器で利用するボカシは市内の2団体(西牟田ボカシの会、井田上生ごみ減らし隊)の協力により生産、提供されています。

(4)環境美化巡視員による啓発

筑後市環境衛生協議会は、市内全ての行政区の筑後市環境美化巡視員113人で組織され、地域の環境保全・美化活動やごみ減量、リサイクル、不法投棄防止などについての啓発活動を行っています。

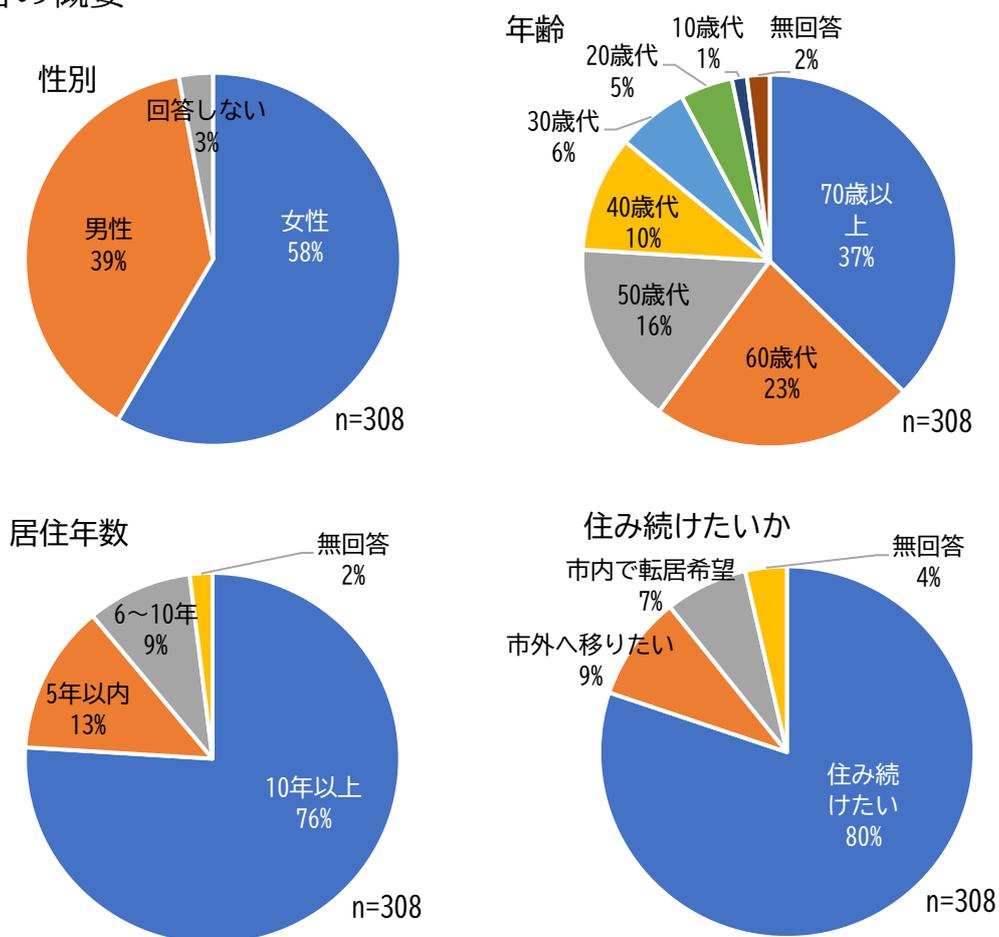


7. 環境に関する市民・事業者意識調査結果の概要

(1) 市民意識調査の結果概要

本計画を策定するにあたって、市民が本市の環境の状態や環境施策についてどのように感じているか、どのような環境への取組を行っているかを把握するため、令和4年10月に環境に関する市民アンケートを実施しました。市民アンケートは18歳以上の市民 1,000 名を無作為に抽出し、郵送による配布・回収を行い、308名から回答がありました(回収率 30.8%)。

① 回答者の概要

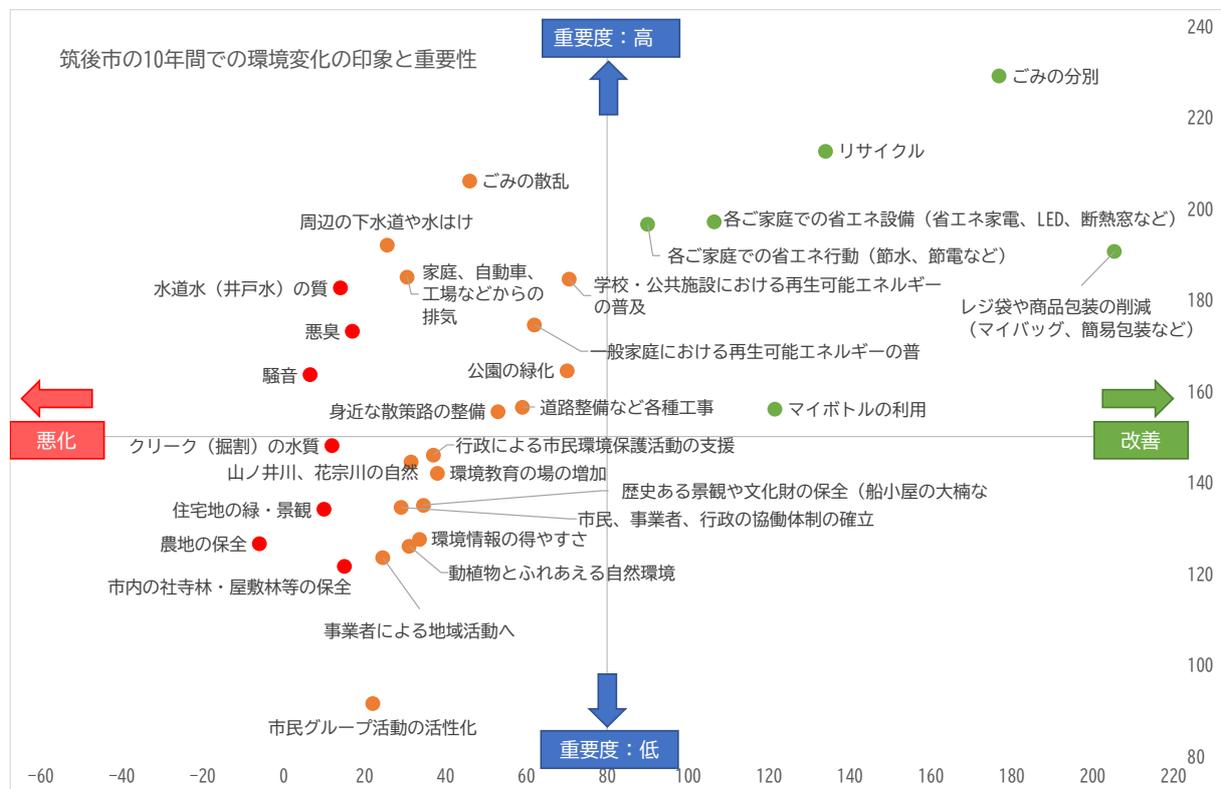


② 筑後市の環境の変化や、重要性について

この10年間における、市の環境に関する改善度や、重要性について尋ねた結果を、グラフ化したものを以下に示します。

結果のばらつきを見ると、全体的には、「この10年間で悪化した」という回答のあった項目及び「重要度が比較的高い」という回答のあった項目が多い傾向にあります。

- 緑色●の点は、「重要度が比較的高く、この10年間で改善された」という回答が多い項目です。「ごみの分別」、「レジ袋や商品包装の削減」、「リサイクル」、「各ご家庭での省エネ設備」、「各ご家庭での省エネ行動」、「マイボトル*の利用」の9項目です。これらの項目は、日頃の環境行動の成果が表れた結果だと考えられます。
- 赤色●の点は、「この10年間で悪化した」という回答が特に多い項目です。このうち、「この10年間で悪化し、重要度が比較的高い」と回答のあったものは、「騒音」、「悪臭」、「水道(井戸水)の質」の3項目で、早急な対策が望まれていることがわかります。
- 赤色●点のうち、「この10年間で悪化した~~が~~、重要度は比較的低い」と回答のあったものは、「市内の社寺林・屋敷林等の保全」、「農地の保全」、「住宅地の緑・景観」、「クレーク(掘割)の水質」の4項目です。

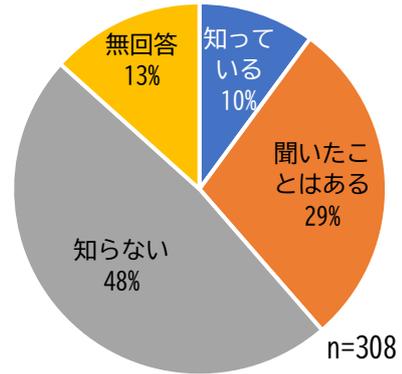


③「ゼロカーボンアクション 30」の認知度

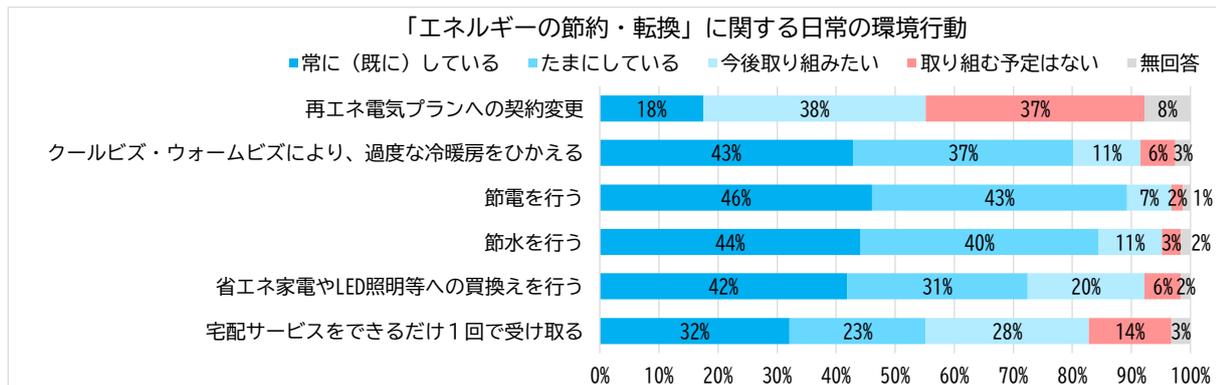
ゼロカーボンアクション 30*とは、環境省が実施している広報啓発活動のひとつです。温室効果ガス*の排出削減に向けた、日常生活での取組内容が紹介されています。

ゼロカーボンアクションという言葉を知らなくても、具体的内容を知っていて、且つ実施している人も多いと思われそうですが、言葉の認知度を上げることで、さらに多くの方が、脱炭素社会の実現に向けた活動を進めやすくなると思われます。

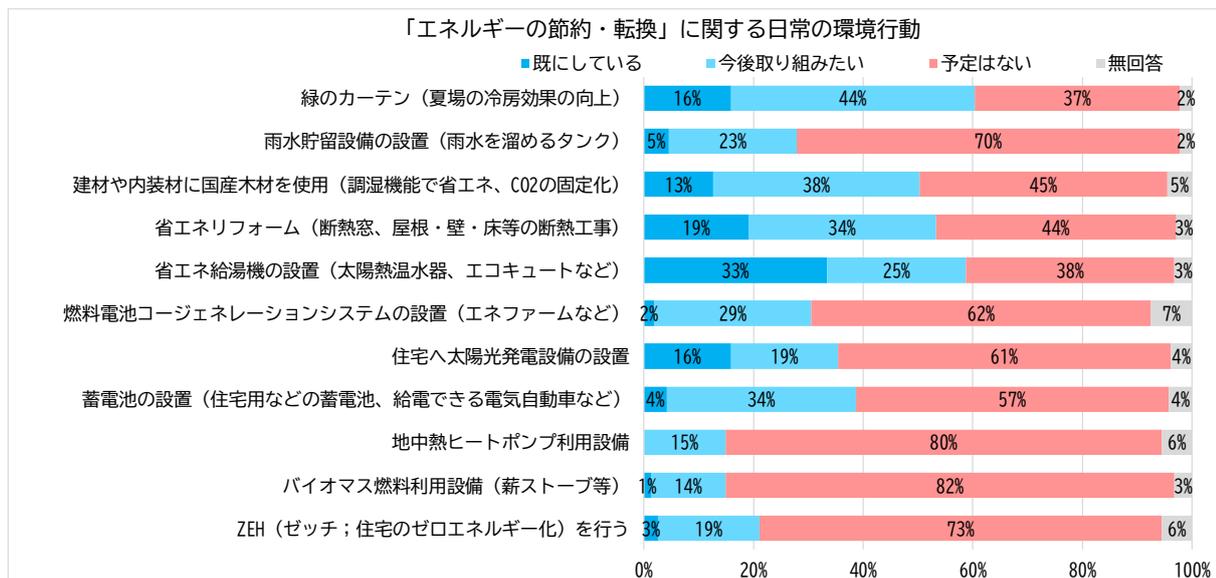
本ページ以降の市民アンケート結果④～⑩は、ゼロカーボンアクション30*に関連する、日常の環境行動についての実施状況などについて尋ねています。



④「エネルギーの節約・転換」に関する、日常の環境行動

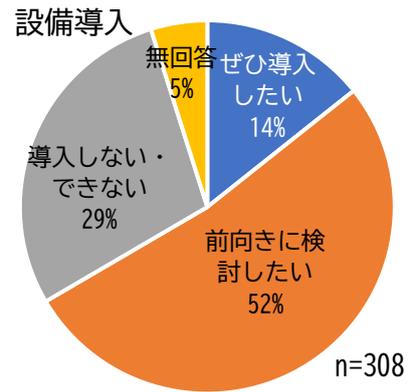


⑤「住まいの省エネルギー化」に関する、日常の環境行動



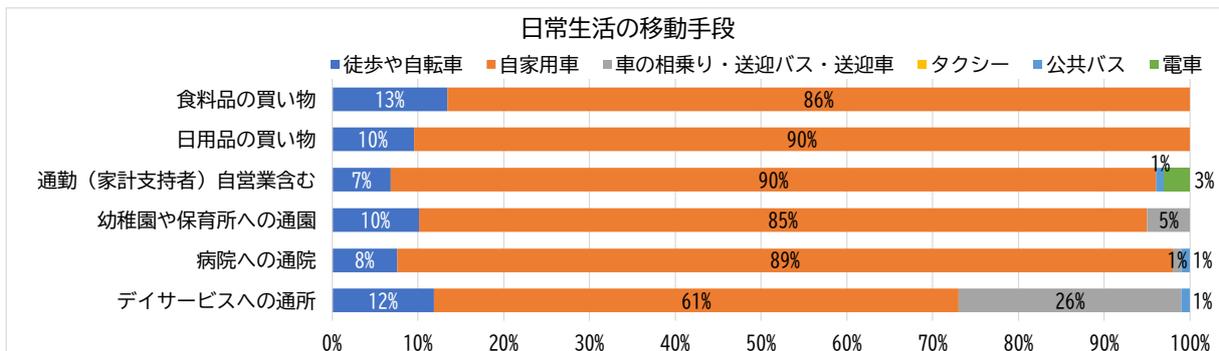
⑥ 「住まいの省エネルギー化」について、設備導入の意向

補助金等があれば、設備導入について「前向きに検討したい」と答えた人が過半数いることがわかりました。国の補助制度の広報・啓発を積極的に行うとともに、比較的小規模な導入にも活用できるような補助制度を市独自で検討することができれば、省エネ・再エネ*の設備導入が促進される可能性があります。



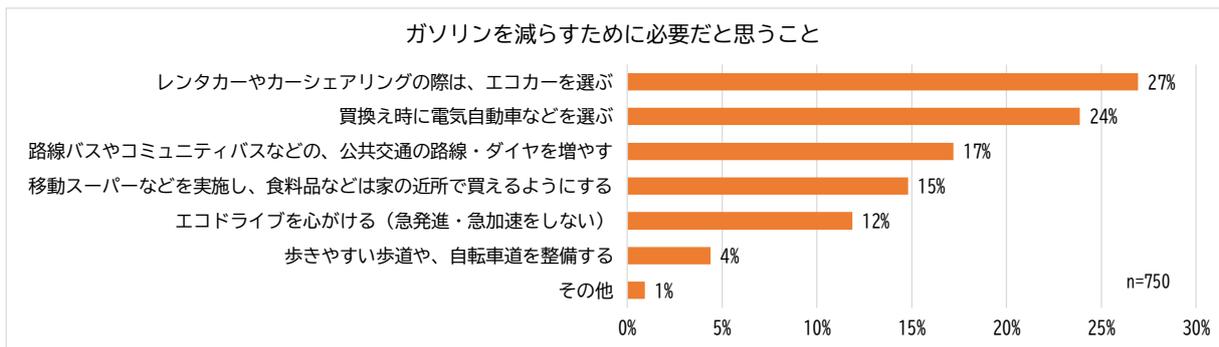
⑦ 日常生活における移動手段

市内の移動手段は、概ね自家用車が使用されています。



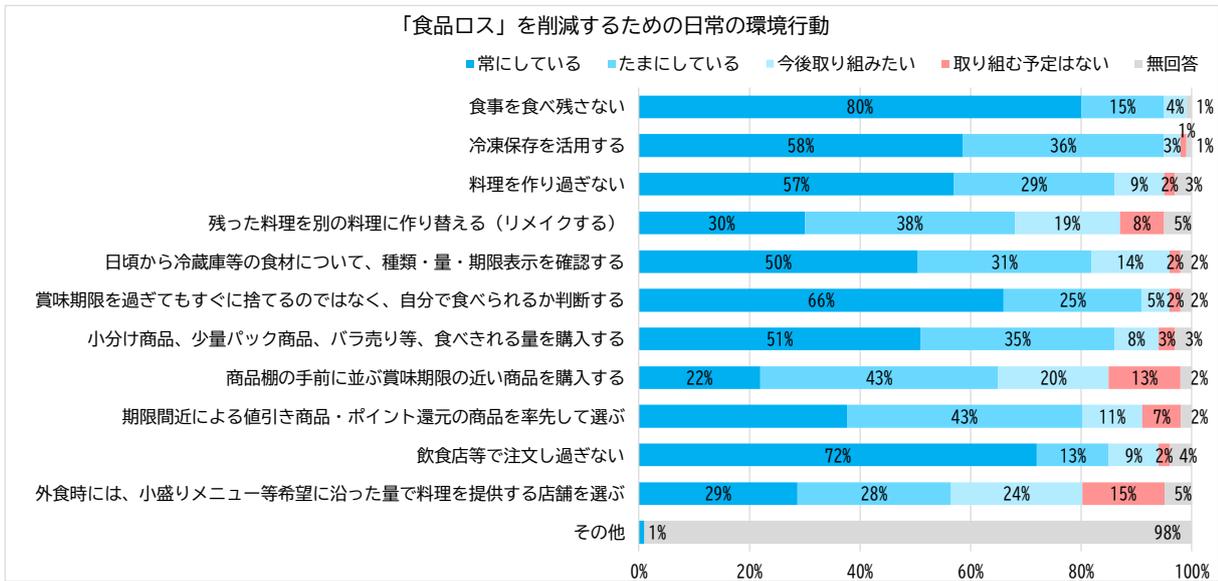
⑧ ガソリンの使用量を減らすために、必要だと思うこと

市内の移動手段から自家用車の使用をすぐに減らすのは難しいことから、公共バスの利用率向上の施策を検討するとともに、エコカーや電気自動車の導入支援策についても検討を行い、ガソリンの消費量を減らす対策が必要だと考えられます。

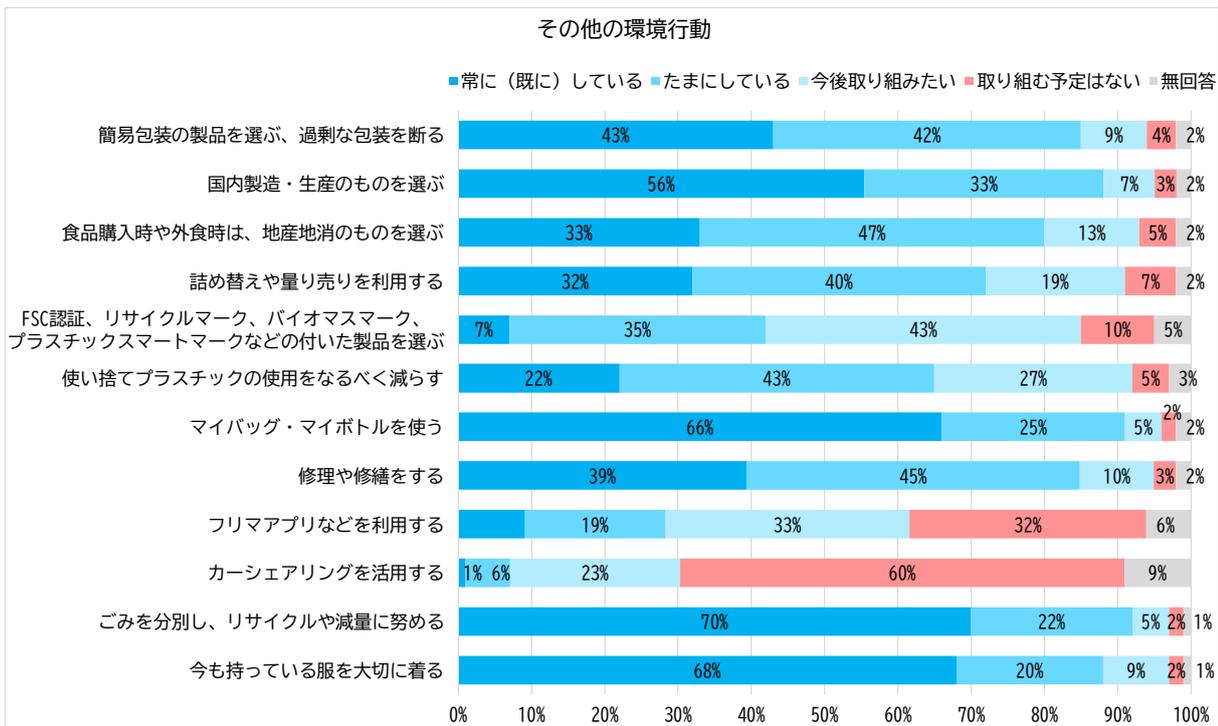


⑨ 「食品ロス」を削減するための、日常の環境行動

食品ロス*対策の行動は、取組が進んでいます。



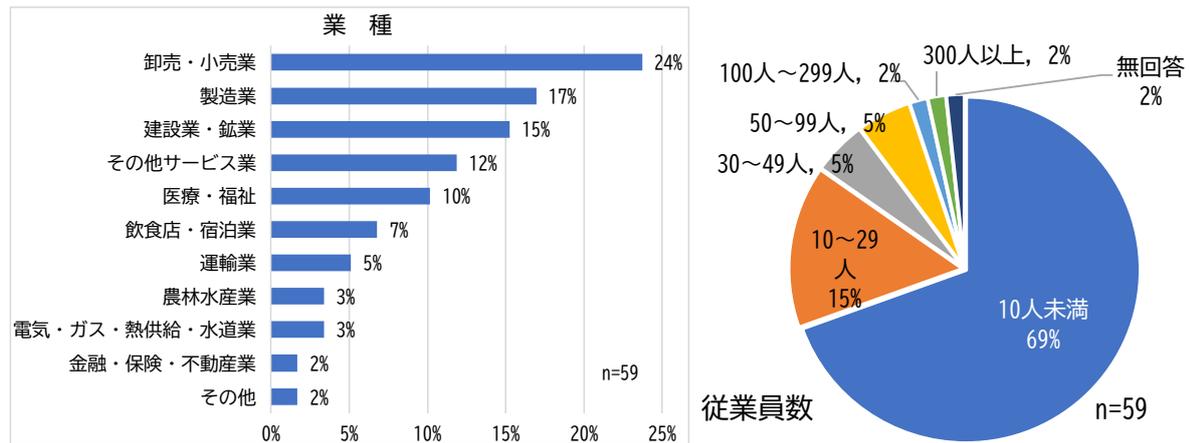
⑩ その他の環境行動



(2) 事業者意識調査の結果概要

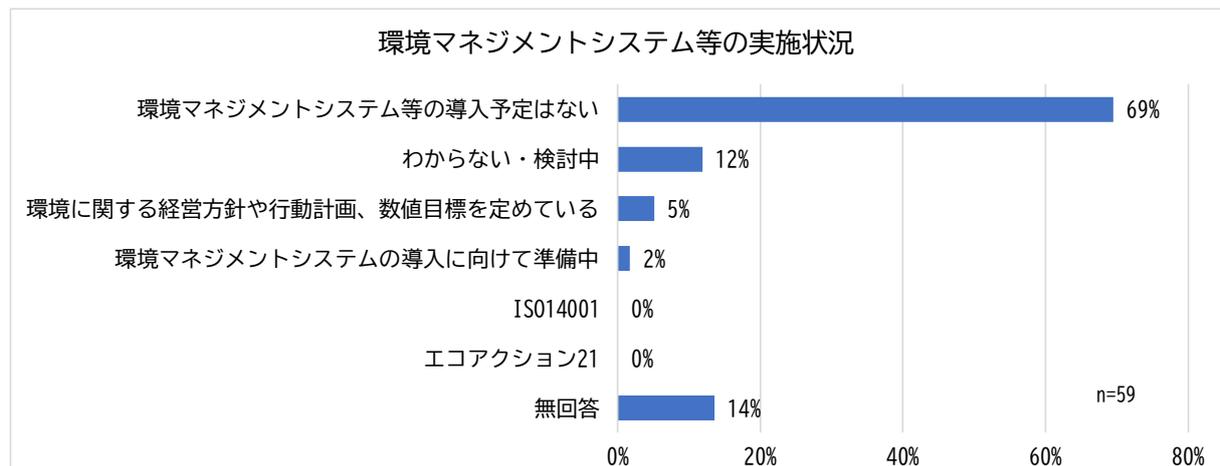
市民アンケートと並行して、事業者における環境への取組の現状と今後の方針について把握するため、令和4年10月に事業者アンケートを実施しました。事業者アンケートは市内事業者 200 社を対象に郵送による配布・回収を行い、59 社から回答をいただきました(回収率 29.5%)。

① 回答事業所の概要



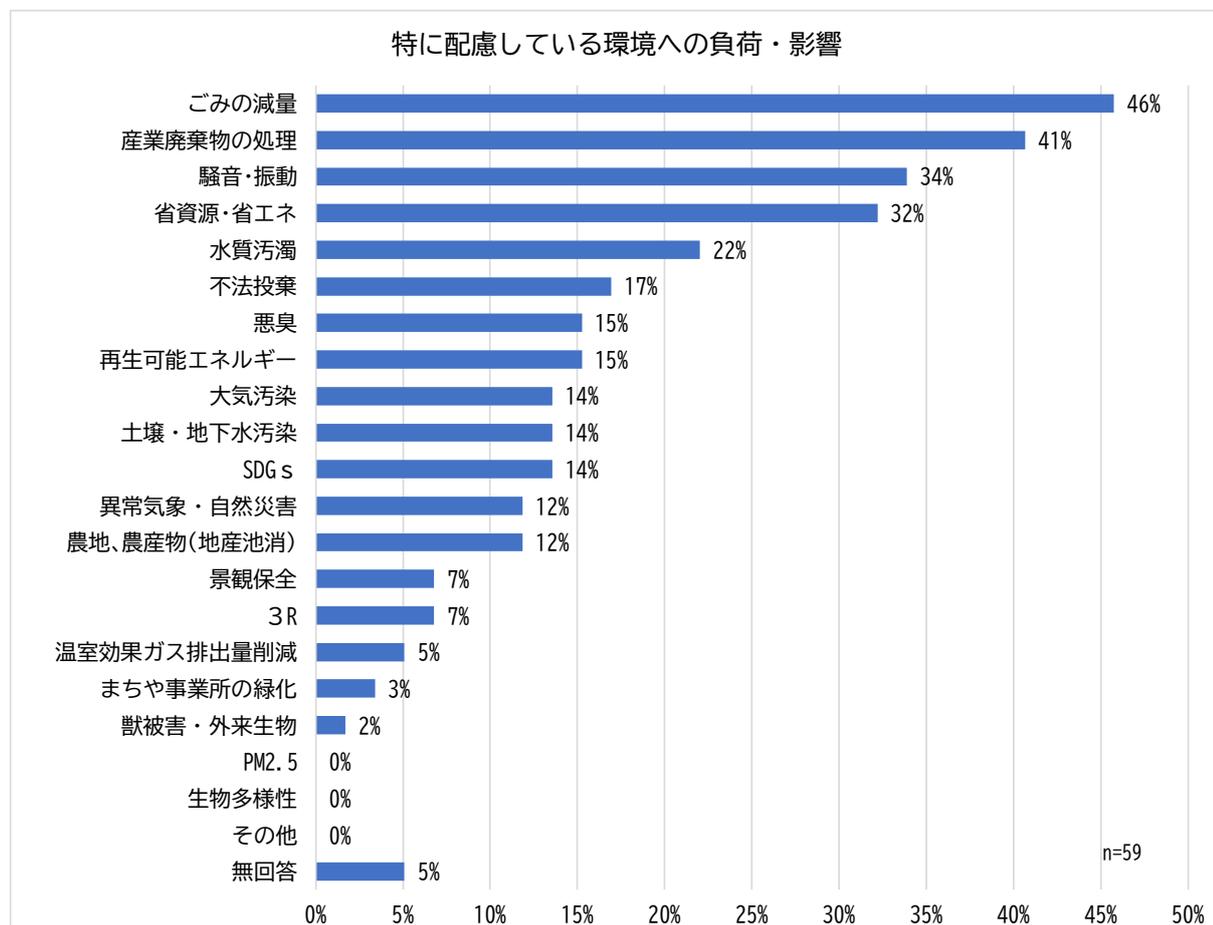
② 環境マネジメントシステム等の実施状況

環境マネジメントシステム等に取り組んでいる、或いは準備中の事業所は非常に少ない状況です。



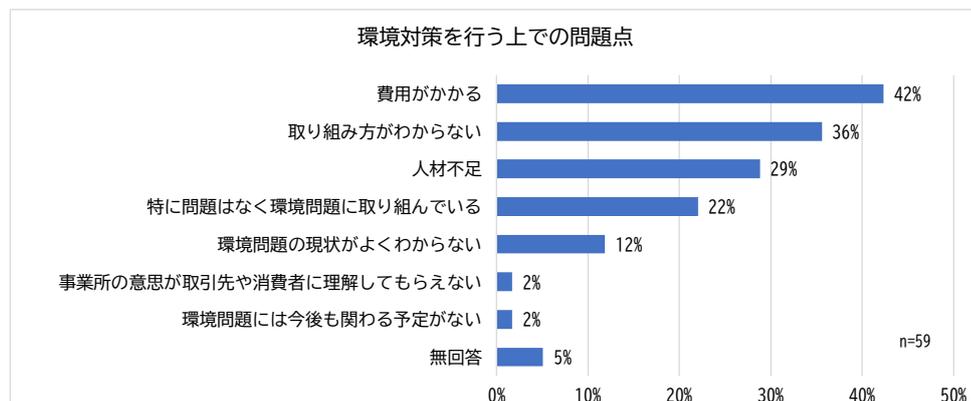
③ 事業所で特に配慮している環境への負荷・影響

ごみの減量についての関心が高い一方、「3R*」への関心は低く、ごみ減量と3R*の関連について、普及・啓発が必要だと考えられます。再生可能エネルギー*への関心は比較的上位にありますが、温室効果ガス*排出量削減についての関心は低いようです。また、生物多様性や景観保全に関する項目は、比較的関心が低いようです。



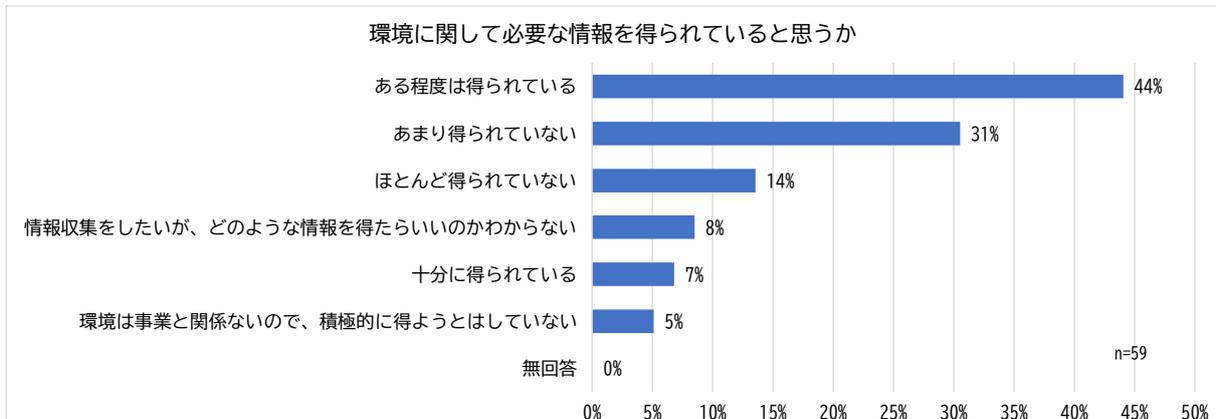
④ 事業所で環境対策を行う上での問題点

環境問題への取組は、全体的にみると課題が多いと感じている事業所が多く、「費用がかかる」と回答した事業所が最も多くなっています。



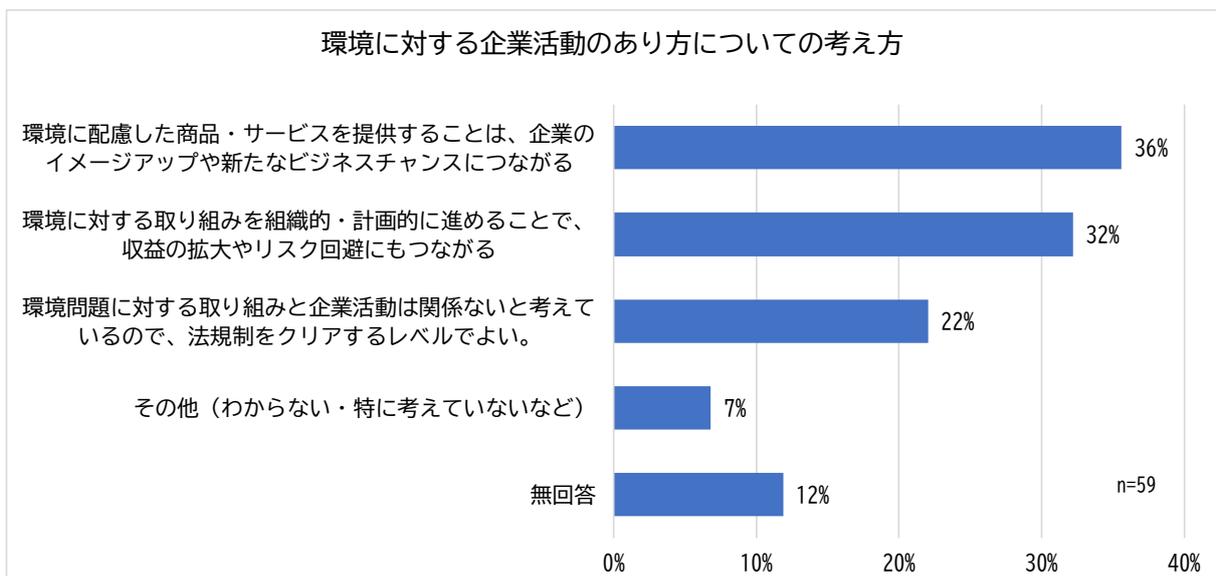
⑤ 環境に関して、必要な情報を得られていると思うか

本設問では「ある程度は得られている」と回答した事業所が最も多いですが、前問では、「費用がかかる」と回答した事業所が最も多いことから、費用を伴わない環境対策についての情報提供は不足しているのではないかと考えられます。



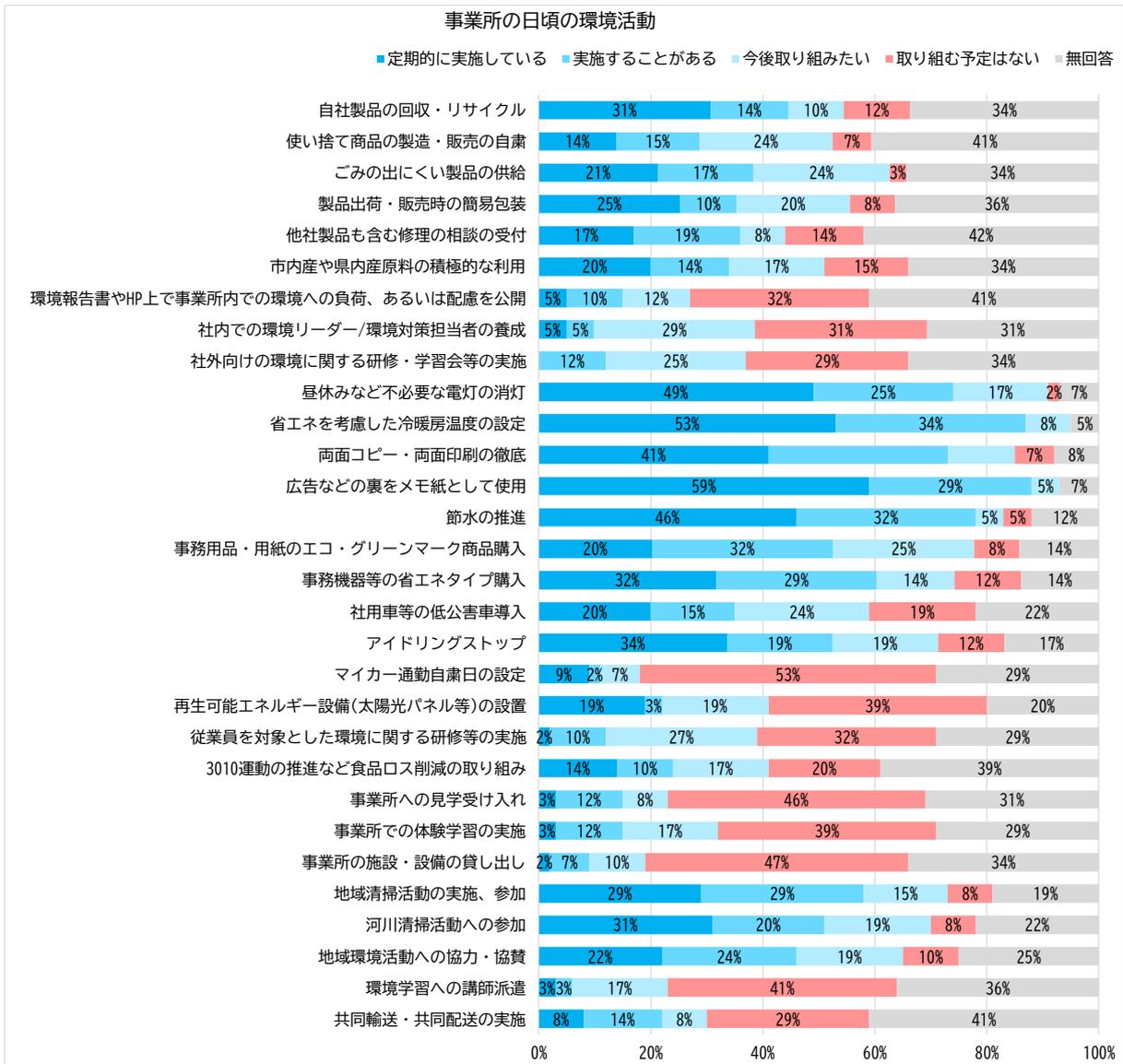
⑥ 環境に対する企業活動のあり方についての考え方

企業における環境への取組について、ビジネスチャンスや収益拡大、リスク回避を踏まえた、好意的な意見が多い状況です。



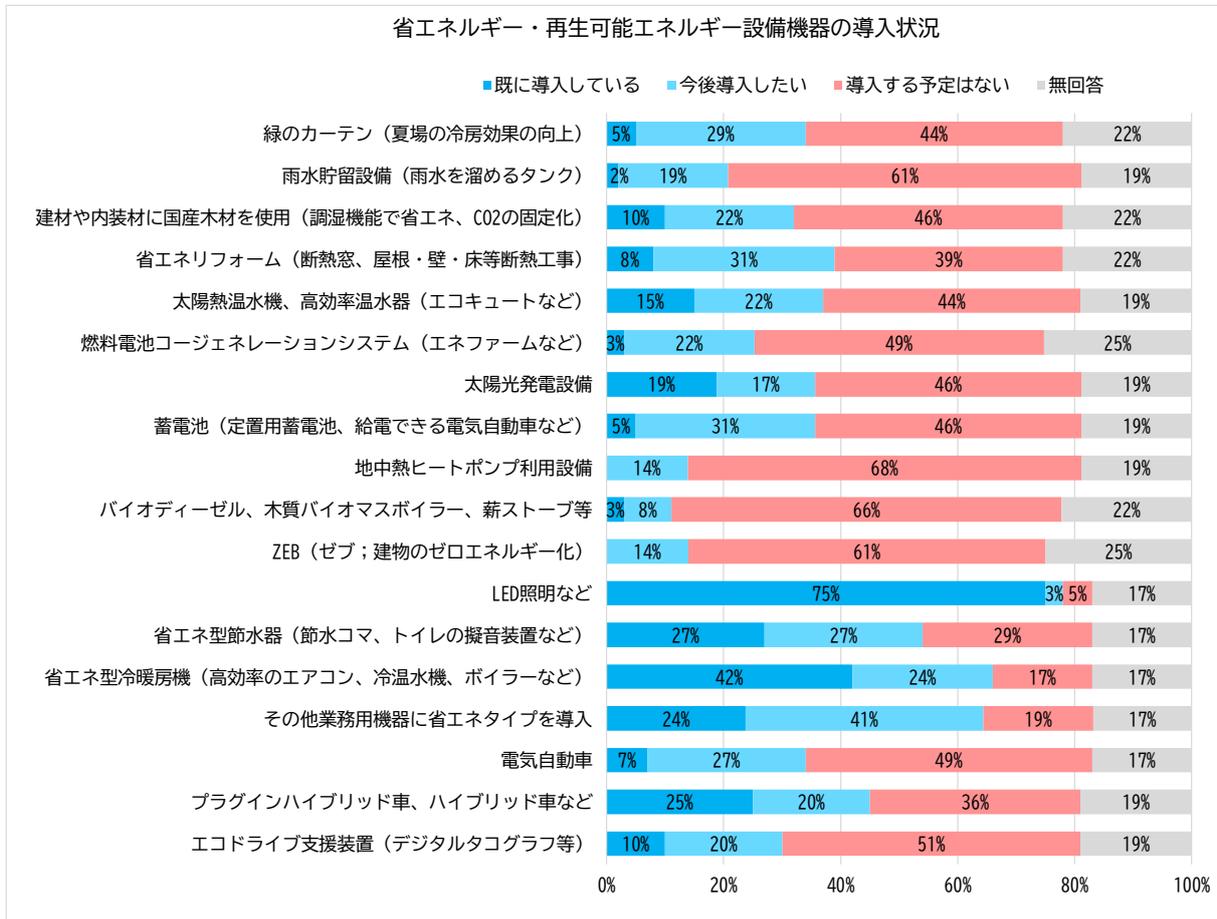
⑦ 事業所での日頃の環境活動

回答選択肢以外に、その他の取組として、「月に1回程度の環境パートナー事業*活動の実施」が挙げられました。

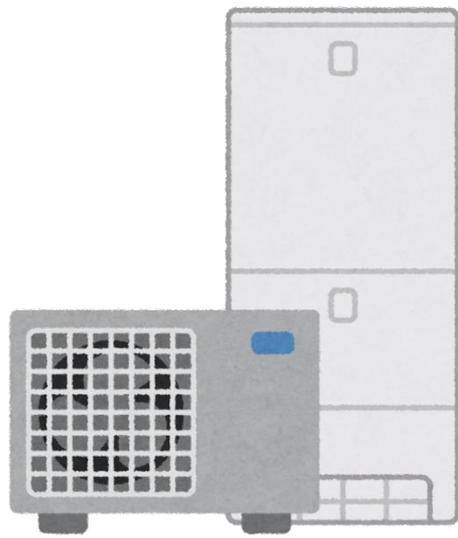


⑧ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備機器の導入状況

「LED照明など」については、多くの事業所が「既に導入している」と回答していますが、「バイオマス設備・ZEB*（ゼブ；建物のゼロエネルギー化）・雨水貯留設備・地中熱ヒートポンプ」については、「導入する予定はない」と、多くの事業所が回答しています。



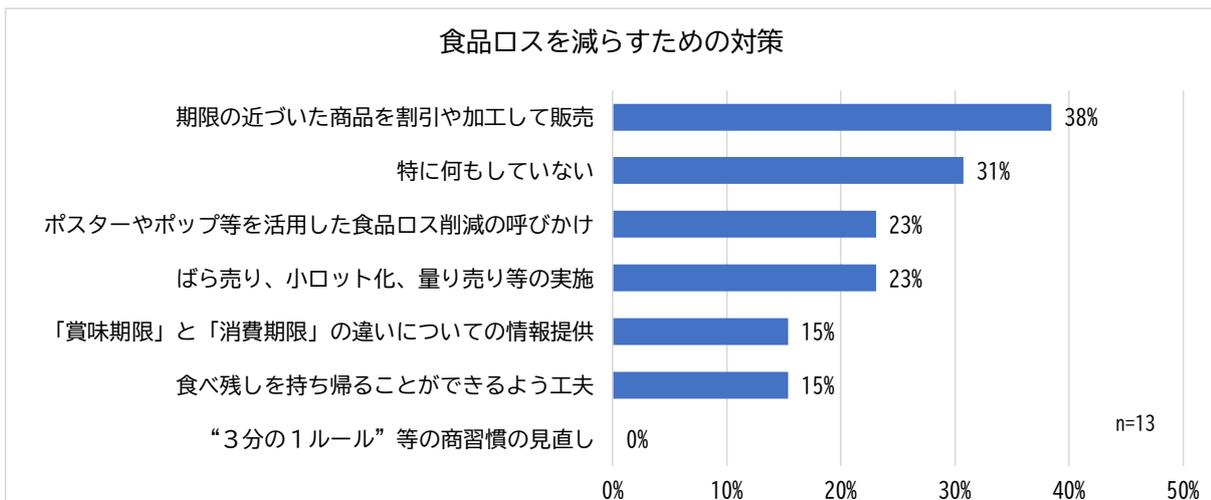
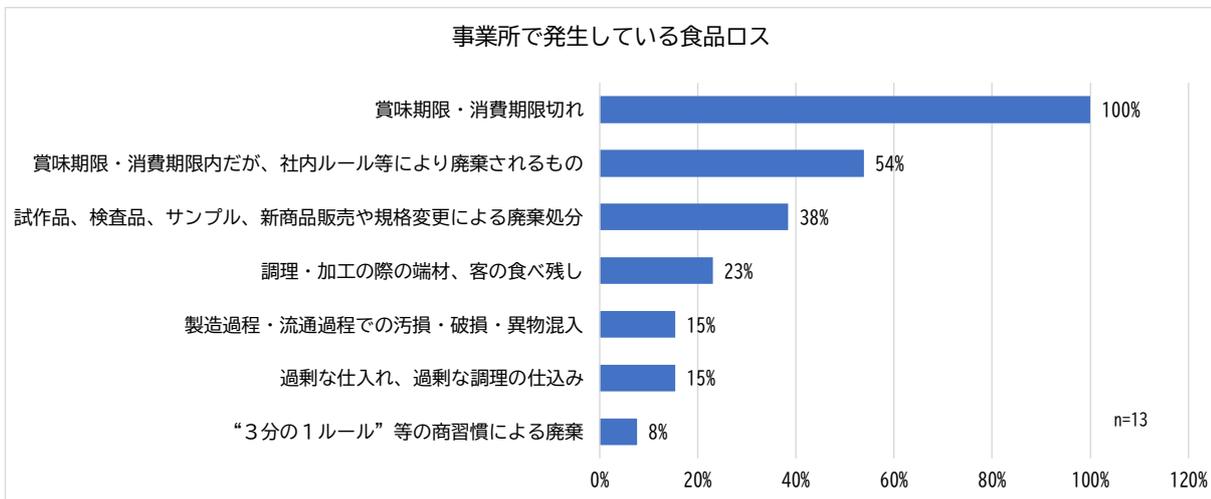
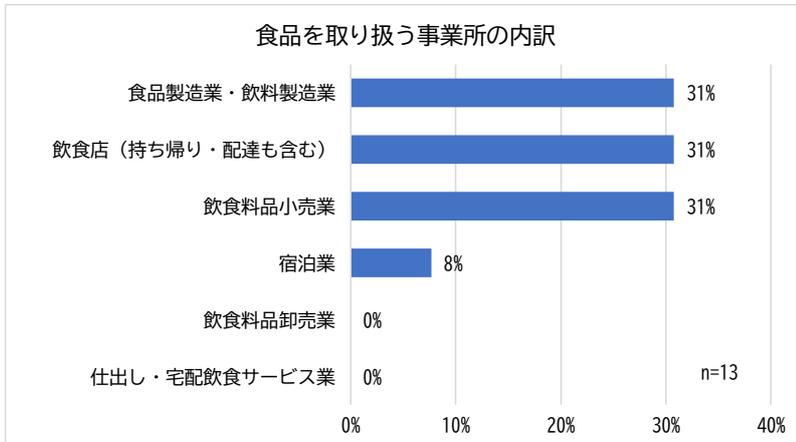
蓄電池



エコキュート

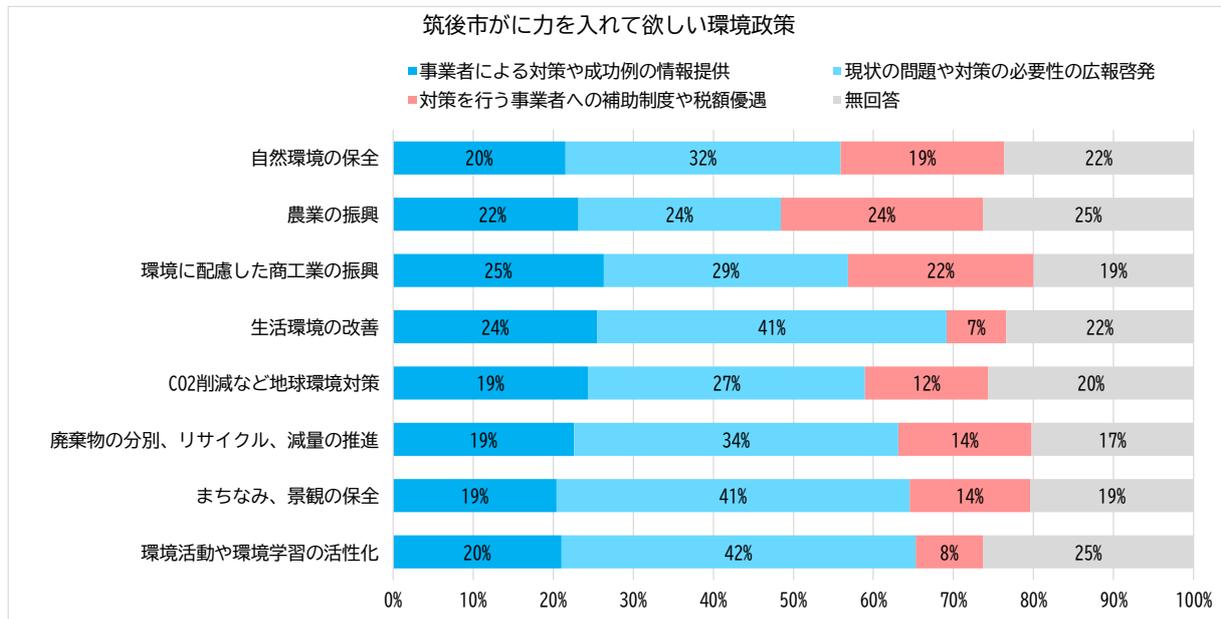
⑨ 食品を取り扱う事業所において発生する食品ロスについて

食品ロス*への対策として、最も多く発生している「賞味期限・消費期限切れ」については、販売量の予測や予約販売の活用などによる対策を検討する必要があります。



⑩ 行政に対し、どのような環境政策に力を入れてほしいか

全体的に、広報啓発や情報提供を望む事業所が多い傾向にあります。



(3) 学生ワークショップの結果概要

九州大谷短期大学において、全学科から募集した20人程度の学生を対象として、九州大谷短期大学、九州電力㈱、筑後市の共同事業によりワークショップを実施しました。

学生と地域の交流による協働や人材育成を目的とし、SDGs*や脱炭素社会等をテーマに、具体的な取組を考える機会を設けました。

① 実施概要

実施日	主な内容
令和4年6月23日	脱炭素社会とSDGs*について(座学) ・脱炭素社会の背景と実現に向けた取組(九州電力㈱) ・SDGs*と脱炭素社会について(筑後市)
令和4年6月30日	ワークショップ(グループディスカッション1回目)
令和4年7月7日	ワークショップ(グループディスカッション2回目)
令和4年7月14日	グループディスカッションの発表会

② 成果発表概要

	各班のテーマと主な発表内容
1班	<p>テーマ:「低炭素社会推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家・空地に太陽光パネルを設置し、自然エネルギー利用による脱炭素化を目指す。促進対策として、補助金・レンタル制度で太陽光パネルの利用を促すと良いのではないかな。 ● 通勤・通学の際、歩道が狭く歩行者や自転車の通行が困難で事故の危険性もあるため、道路整備が必要と考える。 ● 免許返納後の高齢者の交通手段にはコミュニティ自動車有効だが、運行時間やルート案内が不十分なため、筑後市役所のホームページにリンクを掲載したほうが良い。次世代自動車の循環バスの導入が必要。
2班	<p>テーマ:「循環型社会の構築」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大量の古着を活用するには、古着のリメイク、古着のエコバッグ、古着の一部を活用した新しい挑戦や趣味を始めることが有効で、バザーやリサイクルの推進も大切。 ● 廃棄物を減らすには、ゴミ袋としての再利用(リユース)、マイバッグを使う(リフューズ)、賞味危険・消費期限が切れそうなものを安く売る・買いすぎない等(食品ロス*対策)、地産地消を行う施設を増やす(食品ロス*対策)、土に返す(たい肥化リサイクル)、子どもに3R*を教えるなどが有効。 ● 広報啓発には、筑後市図書館で夏休み特別企画「SDGs*防災グッズ工作」を実施してはどうか。 ● 古本のリユースには、図書館・小学校と連携して本を集め、様々な場所(筑後市図書館・タマスタ・サザンクスなど)で古本市を開催してはどうか。

各班のテーマと主な発表内容	
3班	<p>テーマ:「自然との共生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策1 のどかな田園風景を守る⇒地産地消や田園景観の保全 ● 施策2 身近なみどりをつくる・守る⇒グリーンカーテン、フロン類を排出する製品を使わない、木を植える・必要以上の伐採をしない、AI や自動ロボの起用により里山の管理を共有する ● 施策3 人と生き物が集う水辺の再生⇒日焼け止め商品を魚などにやさしい商品にする、水を汚さない、ポイ捨てをしない・させない ● その他、食品ロス*を減らす(買いすぎない、陳列順に取る)、動物の殺処分を減らす(譲渡会などのイベントを実施)、外来生物の対策(入れない・捨てない・拡げない)の予防三原則)
4班	<p>テーマ:「快適な生活環境」</p> <p>筑後市の2050年の目標は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ポイ捨てゼロ⇒授業で筑後の伝統に触れる、ペットボトル・缶の回収 ● 簡単にアクセスできる⇒電気自動車や電動バイクの普及、電車・バスの本数を増やす、セグウェイを公共道路で運転可能にする ● 災害、犯罪の被害がない市⇒防災マップをスマホに強制的に表示、パトロールの強化、外灯の設置、地域の交流を増やす、こども110番の家を増やす ● 筑後の活性化⇒竈門神社のきせる祭り・熊野神社の修正会をインスタやYoutubeでライブ配信、船小屋の花火大会を継続、大型商業施設を設置 ● 筑後ブランド創出⇒果物狩り、足湯、恋のくに、ホークスキャンプやバーベキュー、筑後のセグウェイロード



九州大谷短期大学生によるグループ討議と成果発表の様子

8. これまでの環境基本計画の評価結果

平成 30 年度から令和 3 年度までの筑後市環境基本計画の基本事業28事業について、実施結果を評価したところ、4 年間の平均点が3点を超えるものは 10 事業となっています。

評価方法は、事業実施報告における取組項目ごとの担当課の自己評価を集計しました。採点基準は次の通りです。尚、外部要因(感染症の影響)を加味せず、実施できているかを客観的に評価しています。

【評価基準】

5:計画以上に実行できた

4:計画通りに実行できた

3:計画通りに実行できたが、課題が残った

2:実行したが、数値目標に届かなかった(達成率 50%以上)

1:実行したが、数値目標に届かなかった(達成率 50%未満)

0:実行できなかった



筑後市環境基本計画 分野別施策 事業実施評価結果

基本目標	施策	基本事業	市の主な 取組み数	H30	H31, R1	R2	R3	平均点
I. 低炭素社会の構築	1. 低炭素型ライフスタイルの定着	(1)スマートな暮らし方を広める	1	3.0	4.0	2.0	2.0	2.8
		(2)古くて新しい住まい方を考える	1	3.0	2.0	2.0	2.0	2.3
	2. 低炭素型ワークスタイルの普及	(3)事業者における環境配慮行動の促進	2	3.0	1.5	2.0	1.0	1.9
		(4)建築物のグリーン化	2	2.5	3.5	2.5	3.0	2.9
	3. 再生可能エネルギーの導入促進	(5)住宅用再生可能エネルギーの普及	2	2.5	2.5	2.0	1.0	2.0
		(6)民間事業者への導入支援	1	3.0	3.0	2.0	1.0	2.3
		(7)公共施設への積極的導入	1	3.0	4.0	3.0	2.0	3.0
	4. 人と環境にやさしい交通システムの確立	(8)効率的な自動車利用	1	3.0	3.0	3.0	1.0	2.5
		(9)公共交通との接続向上	1	3.0	3.0	1.0	1.0	2.0
II. 循環型社会の構築	1. ごみを出さない暮らし	(1)ごみにしない買い物の推進	1	4.0	4.0	3.0	3.0	3.5
		(2)事業者による取り組みの支援	2	2.0	4.0	2.5	2.5	2.8
	2. 資源を活かす仕組みづくり	(3)「もったいない」を行動に移せるしくみづくり	1	3.0	3.0	3.0	1.0	2.5
		(4)資源の分別回収のさらなる推進	3	3.3	3.3	2.7	2.3	2.9
		(5)バイオマスの活用	2	2.5	3.5	3.0	2.0	2.8
	3. 広域連携による3Rの推進	(6)施設の長寿命化計画と周辺市町と連携したごみ減量化	2	3.0	3.5	2.5	3.0	3.0
III. 自然との共生	1. のどかな田園風景を守る	(1)農業と農地を守る	2	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		(2)地域を象徴する樹木・樹林地の保全	2	3.0	3.0	3.5	3.5	3.3
	2. 身近なみどりをつくる・守る	(3)公園の適正な維持管理	1	3.0	4.0	4.0	4.0	3.8
		(4)身の回りのみどりを増やす	2	4.0	4.0	2.0	2.5	3.1
	3. 人と生き物が集う水辺の再生	(5)生物多様性を守る河川・クリーク整備	2	3.0	3.5	2.5	2.5	2.9
		(6)水循環の形成	1	3.0	4.0	4.0	2.0	3.3
IV. 快適な生活環境	1. 公害のない穏やかで美しいまちづくり	(1)不法投棄・ポイ捨ての防止・清掃活動	4	3.5	3.5	1.5	1.8	2.6
		(2)公害の未然防止	3	3.7	2.7	3.3	3.0	3.2
V. 市民意識の向上と協働	1. 学習機会の充実	(1)幼児期の体験と小中学校における学習	3	3.7	3.3	2.3	2.0	2.8
		(2)大人のための環境学習	3	3.7	3.3	2.7	1.3	2.8
		(3)環境学習リーダーの育成	2	2.0	1.5	0.0	0.0	0.9
	2. やる気を支える仕組みづくり	(4)地域における取り組みの推進	1	3.0	4.0	2.0	1.0	2.5
		(5)市民による環境コミュニティ協同体の育成	4	2.7	3.0	1.3	2.0	2.2
5	13	28	53	3.0	3.2	2.4	2.0	2.2

基本事業数28事業のうち、平均点3点以上は10事業となっています。

3点以上⇒ 10 事業

※平均点が3以上には、網掛けしています。





第3章

筑後市が目指す環境の姿

1. 環境将来像
2. 施策の体系
3. 環境指標と目標値

第3章 筑後市が目指す環境の姿

1. 環境将来像

筑後市環境基本条例では、4つの基本理念を定めています。この基本理念に基づき、環境保全、地球環境、資源循環、自然環境、生活環境の分野における施策を推進します。

(環境基本条例第3条 基本理念)

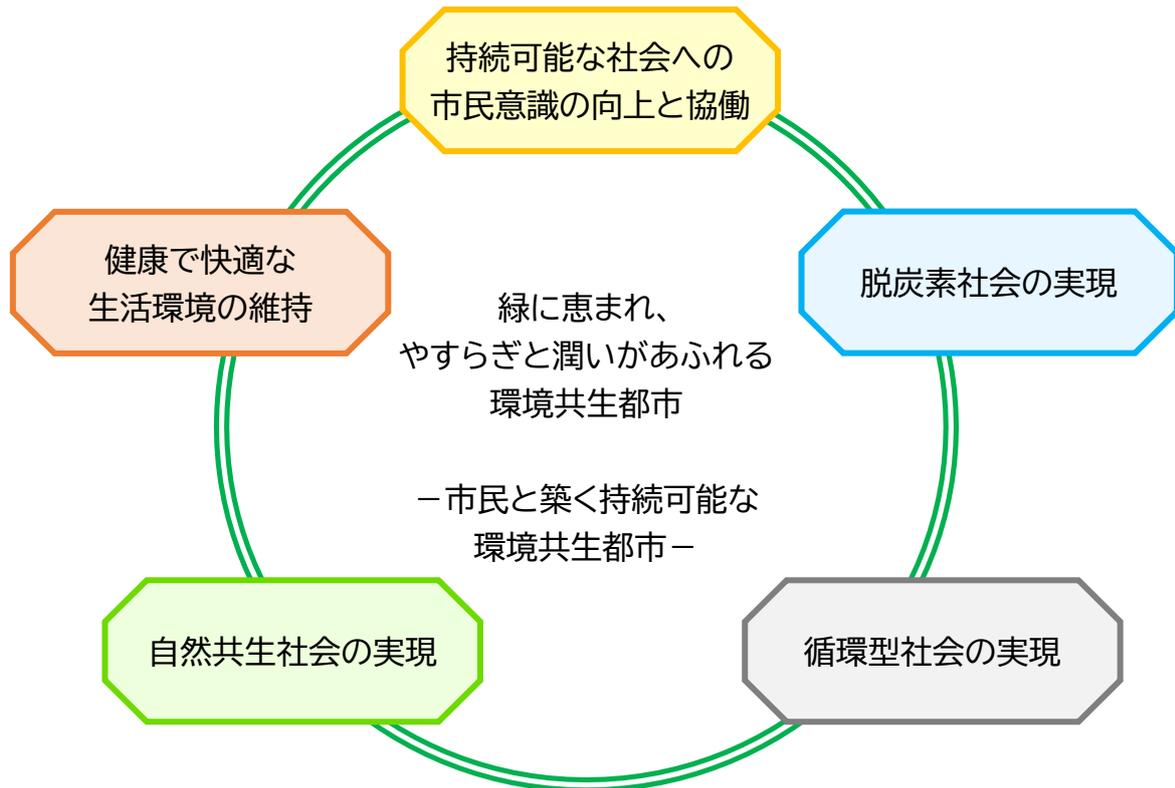
- (1)豊かな緑、清らかな水及び澄んだ空気に抱かれた市の自然環境が、大切に守られ次世代に引き継がれていくこと。
- (2)環境を守ることの大切さが学ばれ、又はより良き環境を創造する意識が向上されることにより、環境保全が市から地球規模へと繋げられること。
- (3)自然環境に配慮された営みが行われることにより、水辺、田園等が一体となった市の優れた農業環境が守られること。
- (4)環境への負荷が低減されることにより、誰もが住み続けたいくなるようなまちになること。

本市では、上記の基本理念を踏まえ、なおかつ、前計画のめざすべき環境像を継続し、本計画においても、引き続き「緑に恵まれ、やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市－市民と築く持続可能な環境共生都市－」を環境将来像として実現に向けた取組を推進します。

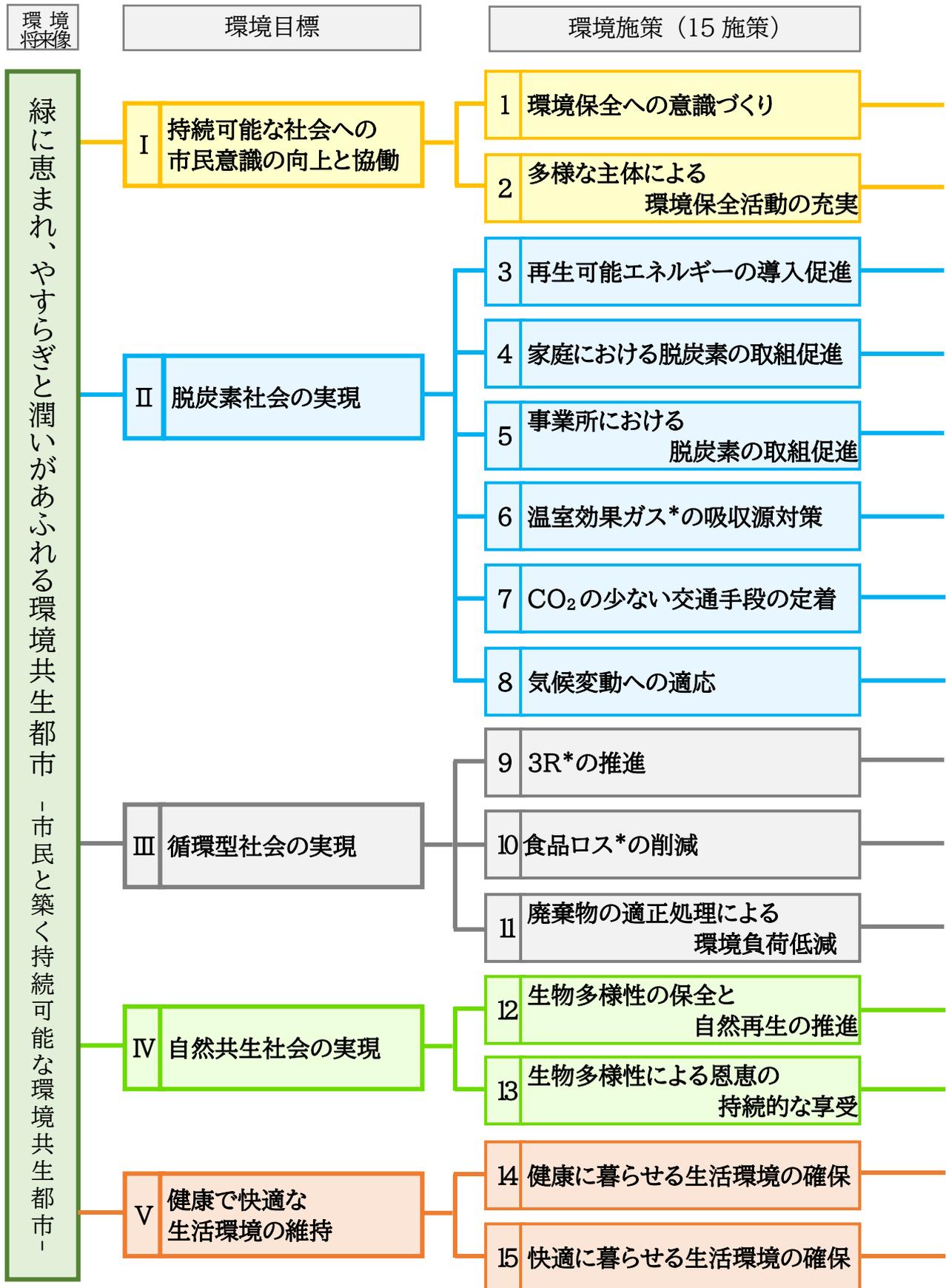
<環境将来像>

緑に恵まれ、やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

－市民と築く持続可能な環境共生都市－



2. 施策の体系



取組項目（37項目、太字は成果指標取得項目）

(1) **学校教育における環境学習の充実** (2) 保育における自然との触れ合い体験の推進
 (3) 大人のための環境学習による人づくり (4) 環境に関する情報発信と啓発

(1) 市民との協働による清掃活動の推進 (2) 多様な主体による環境活動の推進
 (3) **地域との協働による不法投棄の防止**

(1) 再生可能エネルギー*等の普及促進 (2) **公共施設への積極的導入**

(1) 省エネルギー型住宅の普及促進 (2) **脱炭素型ライフスタイルの定着**

(1) 再生可能エネルギー*・省エネルギー設備等の普及促進
 (2) **脱炭素型ビジネススタイルの定着**

(1) **農地の利活用と保全による多面的機能の維持**
 (2) 農地の土壌炭素吸収源対策

(1) **公用車へのクリーンエネルギー自動車(CEV*)の導入**
 (2) クリーンエネルギー自動車(CEV*)の普及促進 (3) 公共交通の利用促進

(1) **地球温暖化対策の適応策*の推進**

(1) **ごみの分別とリサイクルの促進** (2) リユースの促進
 (3) プラスチックごみの発生抑制

(1) **家庭における食品ロス*削減の促進** (2) 食品ごみのリサイクルの促進
 (3) 事業所等における食品ロス*削減の促進

(1) **効率的で低コストなごみ処理の実施** (2) 災害廃棄物の適正処理
 (3) 事業者による取組の支援

(1) 生物多様性を支える仕組みづくり・人づくり
 (2) **生物多様性に配慮した河川・水路の維持管理**

(1) 生物多様性に配慮した農業の推進
 (2) **ワンヘルス*の理念に基づく動物愛護と自然環境の維持**

(1) 環境データの収集と周知 (2) **身近な生活公害のトラブル防止**

(1) **水循環の保全** (2) 公園の適正な維持管理
 (3) 地域緑化の推進

3. 環境指標と目標値

キーワード	成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
I. 持続可能な社会への市民意識の向上と協働					
「ごみとわたしたちの暮らし」ワークブック活用	ごみ分別テスト平均点	20点中 17点	20点中 18点	20点中 19点	学校教育課 かんきょう課
不法投棄監視パトロールの実施	一般廃棄物が不法投棄されている場所の数	23箇所	21箇所	15箇所	かんきょう課
II. 脱炭素社会の実現					
再生エネルギーの積極的な導入	再エネ*発電量 (FIT制度*公表情報)	35,400 kW	42,300 kW	47,800 kW	かんきょう課 施設を管理する各担当課
市民の脱炭素行動の促進	脱炭素行動者率 (脱炭素社会のための環境にやさしい取組を行っている市民の割合)	34.2%	40%	50%	かんきょう課
事業所の脱炭素行動の促進	脱炭素活動事業所率 (脱炭素社会のため実効性の高い環境負荷低減に取り組んでいる事業者の割合)	36.3%	45%	60%	かんきょう課
CO2吸収源としての農地利活用の促進	遊休農地率(農業委員会)	0.77%	0.71%	0.65%	農政課
公用電気自動車の計画導入	公用車EV*化率	0%	20%	40%	契約管財課
気候変動適応策*の普及促進	熱中症搬送人数	21人	20人	20人	かんきょう課
III. 循環型社会の実現					
ごみの分別とリサイクルの促進	市民1日1人当たりの家庭系ごみの排出量(資源除く)	493.5g	472g	450g	かんきょう課
食品ロス*削減(もったいない)の徹底	市民1日1人当たりの家庭系食品ロス*量	67.5g	64.1g	61.4g	かんきょう課
ごみ処理による環境負荷の低減	廃棄物処理経費	486,830 千円	465,621 千円	443,918 千円	かんきょう課
IV. 自然共生社会の実現					
生態系への影響を考慮した水路等の維持管理	河川・水路等の浚渫土量 <R2~累計>	7,066 m ³	24,800 m ³	30,800 m ³	水路課
動物愛護と自然環境の保全	狂犬病予防注射接種率	61.6%	63%	65%	かんきょう課
V. 健康で快適な生活環境の維持					
野焼き代替策の普及啓発	生活環境に関する苦情解決率<過去3年平均>	93.6%	95.0%	96.0%	農政課 かんきょう課
水資源循環と保全の推進	汚水処理人口普及率	77.8%	81.8%	85.0%	上下水道課



第4章 環境施策の展開

基本目標Ⅰ. 持続可能な社会への市民意識の向上と協働

基本目標Ⅱ. 脱炭素社会の実現

基本目標Ⅲ. 循環型社会の実現

基本目標Ⅳ. 自然共生社会の実現

基本目標Ⅴ. 健康で快適な生活環境の維持

第4章 環境施策の展開

基本目標Ⅰ．持続可能な社会への市民意識の向上と協働

環境施策1．環境保全への意識づくり

【現状と課題】

各分野の環境施策を推進し、環境将来像を実現するためには、市の取組だけでは達成できません。市民一人ひとりが環境を守り育てていく意識を持ち、行動に移すことが大切です。日々の暮らしの中で、主体的に行動できる市民を育てるためには、適切な広報啓発のほか、学校教育や生涯学習のなかで日頃から環境保全に関する学びを深めることが重要です。

本市では、ワークブック「ごみとわたしたちの暮らし」を全ての小学校に配布し、4年生の社会科で利用しています。このワークブックでは、本市のごみ処理の仕組みやごみ分別の方法を体験的に学ぶことができるようになっているため、ごみの問題に対する関心や意欲の高い子どもが増えています。

河川環境については、市や環境団体が中心となって子どもたちと生物調査や観察会を開催しており、多数の親子が参加しています。また県立八女高等学校生物部では、矢部川の水質や生物調査を行っており、専門的な知見が蓄積されています。

小中学生の環境問題に触れる機会と比べ、大人向けの学習会や講座は十分に開催されているとは言えません。家庭や事業者による環境学習の取組を推進する内容や知的好奇心を刺激するテーマで、定期的に学習機会を提供することが必要です。また、自然を大切にすることを育むため、体験を重視した幼児対象のプログラムも整備していく必要があります。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
ごみ分別テスト平均点	20点中 17点	20点中 18点	20点中 19点	学校教育課 かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目		取組内容	キーワード	担当課
(1)	学校教育における環境学習の充実	小中学校の社会科授業において、ごみ問題(ワークブックの活用)・自然環境・地球温暖化に関する学習の時間を設け、環境意識を高めます。	「ごみとわたしたちの暮らし」ワークブック活用	学校教育課 かんきょう課
(2)	保育における自然との触れ合い体験の推進	保育所等の屋外活動において自然と触れ合う機会を作ることなどにより、幼児期からの環境意識を高めます。	自然とのふれあい体験	児童・保育課 かんきょう課
(3)	大人のための環境学習による人づくり	出前講座や講習会等の実施により、環境の大切さを考えて行動する人づくりを推進します。	環境出前講座等の開催	かんきょう課
(4)	環境に関する情報発信と啓発	広報紙やホームページ、パンフレット制作やイベント開催等により、普及・啓発を図ります。	環境イベント開催等による啓発	かんきょう課



環境施策 2. 多様な主体による環境保全活動の充実

【現状と課題】

本市では、公共の場所(道路・公園・河川など)を自主的に清掃活動する団体・企業・個人を支援する「環境パートナー事業*」を実施しています。令和4年3月31日現在で、34団体の活動実績があります。多数の団体が、清掃活動などに熱心に取り組んでおり、こうした多様な主体の自主的な活動に対する期待と重要性が高まっています。

また、市内事業者では、周辺の環境に配慮した事業活動が行われており、特に廃棄物や騒音に留意している企業が多いようです。ほとんどの企業が法令を遵守した事業活動を行っていますが、不法投棄などの違反行為がみられる場合には個別に対応し、問題を解決しています。環境基準*だけでなく、周辺住民の生活にも配慮した事業活動を行い、市民とともに地域の環境保全に取り組む必要があります。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
一般廃棄物が不法投棄されている場所の数	23箇所	21箇所	15箇所	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 市民との協働による清掃活動の推進	川と水を守る運動、ノーポイ運動等の清掃活動を継続し、参加者の拡大を図ると共に、地域の環境巡視やポイ捨て防止等の啓発活動の強化、地域協働による水路等の維持管理を呼びかけます。	川と水を守る運動、ノーポイ運動等の継続実施	かんきょう課 水路課
(2) 多様な主体による環境活動の推進	「環境パートナー事業*」を推進し、地域・学校・企業単位での自主的な清掃活動を支援します。	環境パートナー事業*の推進	協働推進課
(3) 地域との協働による不法投棄の防止	環境衛生協議会、環境美化巡視員と連携しながら、不法投棄防止監視パトロールによる不法投棄の未然防止・早期発見を図るとともに、広報・HP等による不法投棄撲滅の啓発を図ります。	不法投棄監視パトロールの実施	かんきょう課

基本目標Ⅱ．脱炭素社会の実現

※環境施策3～7を、【筑後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】の基本方針に位置付けます。

環境施策 3. 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

本市は、日照を遮る山や森がない平野部に位置しているため、太陽エネルギー活用の適地といえます。市では住宅用太陽光発電向けの独自の設置補助を平成21年から平成28年まで実施しており、その間に424戸の住宅に合計1,901kWの太陽光発電設備が設置されました。その後も次々と導入が進み、令和2年度までに、住宅用と事業用を合わせて34,109kWの太陽光発電が導入されています。

※経済産業省固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト(FIT 制度*公表情報)参照

国の2050年カーボンニュートラル*という方針によって、本市の特性を活かした再生可能エネルギー*の最大限の導入を考える場合、太陽光発電および太陽熱利用が最も有効な再生可能エネルギー*であり、今後も積極的に推進していく必要があります。

また、地球温暖化による気候変動が起こり、大規模自然災害が日本各地で多発しています。本市では、平成24年の矢部川の豪雨災害が記憶に新しいところです。災害対応型の太陽光発電と蓄電池を設置しておくことで、例えば停電を伴う災害が発生した場合にも独立したエネルギー源として電気を確保することができ、普段からの温暖化対策にもなります。

再生可能エネルギー*の最大限の導入を目指し、活用の可能性やすべての市民が気軽に関われる仕組みを検討し、導入を進めます。併せて、廃棄される太陽光パネルの再資源化も進めていく必要があります。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
再エネ*発電量 (FIT 制度*公表情報参照)	35,400 kW	42,300 kW	47,800 kW	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 再生可能エネルギー*等の普及促進	市民・事業者等へ再生可能エネルギー*等の導入に関する有意義な情報の提供を図ります。	再エネ* 導入情報の提供	かんきょう課
(2) 公共施設への積極的導入	市の保有する施設や土地等で太陽光発電等の再生可能エネルギー*設備を設置可能な場所において、積極的な導入を図ります。	再エネ*の積極的な導入	かんきょう課 施設を管理する各担当課

環境施策 4. 家庭における脱炭素の取組促進

【現状と課題】

家庭部門のCO₂排出量は、平成24年度の63t-CO₂をピークに、平成31年度には32t-CO₂まで減っており、省エネなどの効果が出ていると考えられます。今後も、ゼロカーボンの達成へ向けた取組として、家庭におけるCO₂排出量の削減を進めていく必要があります。

国では、衣食住・移動・買い物などの日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション30*」として啓発しています。本市でも、これらの取組を参考に、市民一人ひとりの意識・行動とハードの両面から、脱炭素型のライフスタイルが実現できる「持続可能なまち」を目指します。

「脱炭素社会の実現には、
一人ひとりの
ライフスタイルの転換が重要です。」



国は「2050年カーボンニュートラル*宣言」を行い、2030年度に温室効果ガス*の排出量を2013年度比で46%削減を目指すことを表明しました。

ゼロカーボンアクション30*では、温室効果ガス*の排出削減に関する、日常生活での取組内容が紹介されています。

- * エネルギーを節約・転換しよう！
- * CO₂の少ない交通手段を選ぼう！
- * 環境保全活動に積極的に参加しよう！
- * 3R*（リデュース、リユース、リサイクル）
- * サステナブルなファッションを！
- * 省エネ住宅に住もう！
- * 食ロスをなくそう！
- * CO₂の少ないサービス等を選ぼう！



エネルギーを 節約・転換しよう！

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
- 7 消費エネルギーの見える化



太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）
- 10 省エネリフォーム
窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池（車載の蓄電池）
・省エネ給湯器の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫

 <p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <p>30 植林やゴミ拾い等の活動</p>	 <p>CO2 の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <p>28 脱炭素型の製品・サービスの選択</p> <p>29 個人のESG投資</p>
 <p>CO2 の少ない交通手段を選ぼう!</p> <p>15 スマートムーブ</p> <p>16 ゼロカーボン・ドライブ</p>	 <p>食ロスをなくそう!</p> <p>17 食事を食べ残さない</p> <p>18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</p> <p>19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活</p> <p>20 自宅でコンポスト</p>
 <p>3R (リデュース、リユース、リサイクル)</p> <p>24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う</p> <p>25 修理や修繕をする</p> <p>26 フリマ・シェアリング</p> <p>27 ゴミの分別処理</p>	 <p>サステナブルなファッションを!</p> <p>21 今持っている服を長く大切に着る</p> <p>22 長く着られる服をじっくり選ぶ</p> <p>23 環境に配慮した服を選ぶ</p>

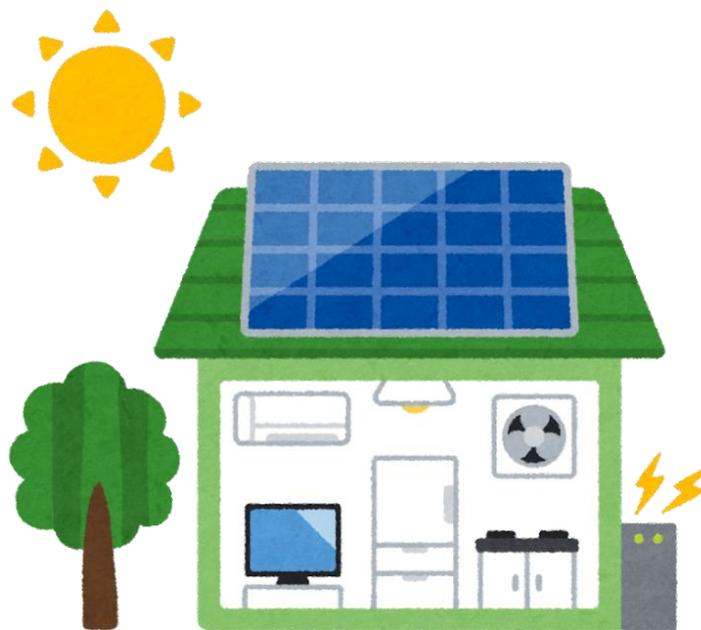
出所)環境省 COOL CHOICE HP 内ゼロカーボンアクション 30

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
脱炭素行動者率 (脱炭素社会のための環境にやさしい取組を行っている市民の割合)	34.2%	40%	50%	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 省エネルギー型住宅の普及促進	住宅用省エネ等設備(太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用、窓壁床等の断熱改修、ZEH*化等)の普及促進を検討します。	省エネ設備の普及促進	かんきょう課
(2) 脱炭素型ライフスタイルの定着	再エネ電力*への切り替えや、LED化、省エネ家電、クールビズ・ウォームビズ、節電・節水、緑のカーテンの他、CO ₂ 発生が少ない製品やサービスを選択することを推進します。	市民の脱炭素行動の促進	かんきょう課



環境施策 5. 事業所における脱炭素の取組促進

【現状と課題】

本市では、製造業の CO₂ 排出量が最も多く、平成31年度の市全体の排出量の約63%を占めます。また、業務その他部門(事務所)の CO₂ 排出量は平成31年度の市全体の排出量の約9.7%を占めます。このため、事業所における CO₂ 排出量の削減が進むと、市全体 CO₂ 排出量を大幅に削減することができます。

不必要な照明の消灯やエアコンの温度設定など、身近な省エネ活動を実施している事業者は多いですが、省エネ型の産業機械やエコカーの導入、太陽光発電などの再生可能エネルギー*の導入はまだあまり進んでいないようです。

事業者における取組がより充実したものになるように、情報の提供や再生可能エネルギー*を提供する事業者と利用する事業者の連携を支援するなどのアプローチが必要です。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
脱炭素活動事業所率 (脱炭素社会のため実効性の高い環境負荷低減に取り組んでいる事業者の割合)	36.3%	45%	60%	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 再生可能エネルギー*・省エネルギー設備等の普及促進	再エネ*・省エネ等設備等(太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用、ZEB*化等)の導入に際し、国等の支援事業や税制優遇等の促進策の情報を提供します。	支援事業の情報提供	かんきょう課
(2) 脱炭素型ビジネススタイルの定着	再エネ電力*への切り替えや、ESCO*、LED 化、省エネ型機器の導入、省エネ診断、クールビズ・ウォームビズ、節電・節水、緑のカーテンの他、CO ₂ 発生の少ない製品やサービスを選択すること等を促進します。	事業所の脱炭素行動の促進	かんきょう課

環境施策 6. 温室効果ガスの吸収源対策

【現状と課題】

本市は山林面積がほとんどないことから、水田の適正管理等によって農地における CO₂ の吸収源対策を行う必要があります。

たい肥や稲わら等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解されます。一部は大気中に放出されますが、一部は長期間土壌中に貯留されることがわかっています。

本市では、耕作放棄地の活用や、たい肥等の有機肥料を活用することにより、本市面積の多くを占める農地の、多面的機能の維持や CO₂ の吸収源対策を行います。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
遊休農地率(農業委員会)	0.77%	0.71%	0.65%	農政課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 農地の利活用と保全による多面的機能の維持	耕作放棄地を含む農地の利活用を促進し、農地の保全を図ることで、農地の多面的機能の維持を図り、ひいては災害対策や緑化、CO ₂ 吸収量の増加につなげます。	CO ₂ 吸収源としての農地利活用の促進	農政課
(2) 農地の土壌炭素吸収源対策	たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、CO ₂ の吸収源対策につなげます。	CO ₂ 吸収源としての有機土壌づくりの促進	農政課

環境施策 7. CO₂の少ない交通手段の定着

【現状と課題】

運輸部門のCO₂排出量は多くが自動車によるもので、10年以上大きな変化がなく、平成31年度の市全体のCO₂排出量の16.8%を占めます。市内の交通は自動車に頼らざるを得ない状況から、これまでコミュニティ自動車の充実化などの対策を行ってきました。このような交通事情から、運輸部門のCO₂排出量を減らすのは難しい状況でした。

しかし今後は、国際的な電気自動車(EV*)の普及による大きな変化が期待され、国では、2035年までに電動車100%の新車販売を目指すという発表しました。電動車とは、ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池自動車などです。これは、実質的にガソリン車の新車販売を廃止するものであり、運輸部門の脱炭素化がより加速すると考えられます。

この様な政策のなか、本市でも公用車の更新に合わせたEV*化を図るとともに、市民・事業者へのEV*車普及促進を目指し、市内のEV*用充電設備等のインフラの普及を促進していきます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
公用車EV*化率	0%	20%	40%	契約管財課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 公用車へのクリーンエネルギー自動車(CEV*)の導入	電気自動車等のクリーンエネルギー自動車(CEV*)の導入を計画的に推進します。	公用電気自動車の計画導入	契約管財課
(2) クリーンエネルギー自動車(CEV*)の普及促進	電気自動車の普及に備え、計画的な充電設備の整備を促進します。	急速充電設備の整備促進	かんきょう課
(3) 公共交通の利用促進	「筑後市地域公共交通計画」に基づき公共交通の利便性向上策の実施や連携強化を図り、公共交通の利用を促進します。	公共交通機関の利用促進	都市対策課



環境施策 8. 気候変動への適応

【現状と課題】

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で発生しています。そのため、すでに起きている気候変動に適応した熱中症予防や災害発生時に被害の甚大化を防ぐなどの対策を進めていく必要があります。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
熱中症搬送人数	21人	20人	20人	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 地球温暖化対策の適応策*の推進	熱中症予防など、地球温暖化による気候変動の影響を回避したり軽減したりする取組を推進します。(第6章に具体的な取組内容を記載します。)	気候変動 適応策*の 普及促進	かんきょう課



基本目標Ⅲ. 循環型社会の実現

環境施策 9. 3R の推進

【現状と課題】

平成 31 年に策定した一般廃棄物処理(ごみ処理基本計画)では、食品ロス*や不法投棄がもたらすプラスチック海洋問題等の新たな環境問題への対応が求められることから、資源・環境にやさしいまち「ちくご」を基本理念として掲げ、ごみ減量化と資源化の推進という基本方針の下、取組を進めています。

これまで、市民、市民団体及び事業者が一丸となってごみの減量化やリサイクルに取り組んできた結果、市民アンケートの結果からも「もったいない」の心や、3R*(スリーアール)の推進の意識が多く市民に根付いてきていることが分かります。しかしながら、燃やすごみの中に食品ロス*や古紙等の資源が多く含まれているなどの課題もあります。本市では、「ごみの減量化と資源化の推進」という基本方針に基づき、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の3R*を推進していきます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
市民 1 日 1 人当たりの家庭系ごみの排出量(資源除く)	493.5g	472g	450g	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) ごみの分別とリサイクルの促進	SNS を活用した情報発信等により、ごみの分別とリサイクルに関する啓発活動を行います。報奨制度等により地域や団体での資源回収を支援します。	ごみの分別とリサイクルの促進	かんきょう課
(2) リユースの促進	民間事業者との連携等の取組により、市民による不要品のリユース活動を促進します。	リユース促進	かんきょう課
(3) プラスチックごみの発生抑制	市民や事業者等との協働による取組を検討し、使い捨てプラスチック製品の利用削減や代替素材製品の利用促進に取り組みます。	プラごみ発生抑制	かんきょう課

環境施策 10. 食品ロスの削減

【現状と課題】

令和3年度に実施した本市のごみ組成分析調査結果では、家庭から出る可燃ごみのうち食品ロス*の割合は 14.8%(未利用食品 9.6%、食べ残し 5.1%)となっています。令和3年度の家庭系可燃ごみの年間排出量 8,196.39t から換算すると、本市の家庭系食品ロス*量は年間 1,213.07t、市民 1 日 1 人当たり 67.5g と推計されます。

市民アンケート結果からは、市民の食品ロス*削減の取組は進んでおり、意欲も高いことが分かります。しかしながら、取組が家庭内での食べきりに偏っており、購買行動や外食における食品ロス*削減への認識が低いと言えます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
市民 1 日 1 人当たりの家庭系食品ロス*量	67.5g	64.5g	61.4g	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 家庭における食品ロス*削減の促進	標語コンクール等の実施により、食品ロス*について考えるきっかけづくりを行います。出前講座の実施等により、食品ロス*削減の実践に繋げるための啓発を行います。	食品ロス*削減(もったいない)の徹底	かんきょう課
(2) 食品ごみのリサイクルの促進	生ごみ処理容器等購入助成を継続し、生ごみの堆肥化によるバイオマスの活用を促進するほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料*化し、軽油等の代替燃料として活用します。	バイオマス利活用の促進	かんきょう課
(3) 事業所等における食品ロス*削減の促進	てまえどり*キャンペーン、3010運動*等、事業者との協働による取組を展開します。小売業の 3 分の 1 ルール*等の商習慣の見直し等、事業所等における食品ロス*削減に必要な情報を発信します。	事業所食品ロス*削減(もったいない)の徹底	かんきょう課 商工観光課

環境施策 11. 廃棄物の適正処理による環境負荷低減

【現状と課題】

本市では、一般廃棄物処理計画に基づき、これまでも廃棄物の適正処理に努めてきました。可燃ごみは、八女西部クリーンセンターで熱分解・焼却溶融施設により中間処理されています。八女西部クリーンセンターでは、可燃ごみから選別回収した鉄・アルミを資源物として再利用するほか、焼却灰や飛灰の溶融スラグ*を土木建設資材として活用するなどの工夫を行い、最終処分率(埋立最終処分量/資源ごみを含むごみ総排出量)の削減を行っています。

資源ごみは、八女西部リサイクルプラザにおいて、缶、びん、ペットボトルをはじめとした資源ごみの中間処理や新聞、雑誌、ダンボール等の古紙類、古布、白トレイなどの再資源化を行っています。また、本市独自で環境美化巡視員による資源ごみ分別収集体制も充実したほか、剪定枝、廃食用油、使用済み小型家電、家庭系廃プラスチックの全市分別収集を開始したことなどにより、資源ごみの排出量は増加しています。

このような取組により、近年の最終処分率(埋立最終処分量/資源ごみを含むごみ総排出量)は、1%台をしていますが、令和10年度(2028年度)までに最終処分率を0.9%以下にするという目標に向けて、更なる取組が必要となっています。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
廃棄物処理経費	486,350 千円	472,022 千円	457,361 千円	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 効率的で低コストなごみ処理の実施	一般廃棄物処理計画に基づき、効率的で低コストなごみ処理を適切に実施し、環境への負荷を最低限に抑えます。	ごみ処理による環境負荷の低減	かんきょう課
(2) 災害廃棄物の適正処理	災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理し、環境への負荷を最低限に抑えます。	災害廃棄物による環境負荷の抑制	かんきょう課
(3) 事業者による取組の支援	一般廃棄物の多量排出事業者が作成する減量計画書に基づき、計画達成に向けての情報提供などの支援を行います。	多量排出の抑制	かんきょう課

基本目標Ⅳ. 自然共生社会の実現

環境施策 12. 生物多様性の保全と自然再生の推進

【現状と課題】

多くの河川・水路と田園風景が織り成す景観は、本市の大きな魅力です。昔からの景観を大切にしたい地域住民やその景観に惹かれて転入してくる人など、水辺から広がる自然を愛する市民が多くいます。

自然環境保護のため、市民・事業者・市の協働による河川清掃と美化運動「川と水を守る運動」や、地域における農家とその他の住民による農地・農業用水等の資源の保全管理と環境向上対策など、様々な主体が連携した活動が行われています。今後も、各主体が協力して、開発や災害によって失われた原風景を再生し、水辺環境や豊かな生態系を守り、育てるために市民と協働のまちづくりを実現していくことが必要です。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
河川・水路等の浚渫土量 <R2～累計>	7,066 m ³	24,800 m ³	30,800 m ³	水路課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 生物多様性を支える仕組みづくり・人づくり	関係部署との連携による外来種対策の他、自然との触れ合いの場の提供や啓発により、生物多様性を支える人づくりを推進します。	生態系保全体制の確立	かんきょう課
(2) 生物多様性に配慮した河川・水路の維持管理	河川・水路等に堆積している過剰な土砂、汚泥、ゴミ等を浚渫するなど、生息環境への影響に配慮した維持管理に努めます。	生態系への影響を考慮した水路等の維持管理	水路課

環境施策 13. 生物多様性による恩恵の持続的な享受

【現状と課題】

人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉える「ワンヘルス*」の理念のもと、福岡県では全国に先駆け「福岡県ワンヘルス*推進基本条例」を制定、令和4年3月には、住民や自治体等関連団体の役割を示した「福岡県ワンヘルス*推進行動計画」を策定し、ワンヘルス*に関する施策の推進への積極的な協力と様々な分野の課題に対して一体となった総合的な取組が求められています。

本市でも、令和4年7月にワンヘルス*推進宣言を表明し、講演会を実施するなどワンヘルス*理念の普及啓発を実施しています。

筑後市ワンヘルス推進宣言

～ 人と動物の共生のために ～

新型コロナウイルス感染症などの、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」は、今や人の感染症の約6割を占め、森林開発などにより地球温暖化や生態系の崩壊が進み、人と野生動物の生息区域が変化したことで、動物が持つ病原体が人にも感染するようになったと言われています。

こうした様々な分野にまたがる問題に対して、人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉える「ワンヘルス」の理念のもと、総合的に取り組むことが求められています。

令和3年1月に施行された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」では人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための基本方針を定め、今年3月には、ワンヘルス推進のための施策や取り組みを体系的に整理し、県民、事業者、自治体等関連団体の役割を示した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」が策定されました。

これらを踏まえ、本市は、人と動物の健康を守り次世代に継承していくため、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

1. 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取り組みに連携・協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進します。
2. 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行います。



令和4年7月7日

筑後市長 西田正治

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
狂犬病予防注射接種率	61.6%	63%	65%	かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 生物多様性に配慮した農業の推進	農業における農薬や肥料の適切な使用やバイオマスの利活用等により、生物多様性の保全や良好な環境を形成します。	良好な環境の形成	農政課
(2) ワンヘルス*の理念に基づく動物愛護と自然環境の維持	動物の虐待防止や適正な飼養など動物愛護に係る施策及び動物による人への危害や迷惑の防止を図るとともに、多様な生き物が生育できる良好な自然環境の維持に努めます。	動物愛護と自然環境の保全	かんきょう課



基本目標Ⅴ．健康で快適な生活環境の維持

環境施策 14. 健康に暮らせる生活環境の確保

【現状と課題】

ごみのポイ捨てや不法投棄がなく美観が保たれていること(昼間の美しさ)、星空の下で静かに夜を過ごせること(夜の美しさ)は、まちの大きな魅力に繋がります。

本市では、公害関係法令に基づく、工場・事業場に対する規制、指導並びに大気汚染、水質汚濁等についても調査を行い、状況の把握を実施した上で、快適な市民生活の確保に努めるとともに、市が保有する環境データを定期的に市民にわかりやすく公開しています。

特に、水田面積が多くを占める本市では、野焼きによる苦情件数も多く、原因者が判明し、そのような行為が確認された場合は、かんきょう課より原因者に指導します。また、野焼き禁止や、野焼きに代わる対処策の周知や支援については、ホームページ・広報ちくご等で周知するとともに、JA 等と協力した啓発・支援を行っています。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
生活環境に関する苦情解決率(過去3年平均)	93.6%	95.0%	96%	農政課 かんきょう課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 環境データの収集と周知	河川等水質検査やその他の環境データについて収集し、年次報告として「筑後市の環境」を公表します。	「筑後市の環境」の公表	かんきょう課
(2) 身近な生活公害のトラブル防止	田畑の野焼きに代わる対処策の周知や支援について、JA等と連携した普及啓発を行います。	野焼き代替策の普及啓発	農政課 かんきょう課

環境施策 15. 快適に暮らせる生活環境の確保

【現状と課題】

きれいな水と空気、清潔で美しいまちは、日常の生活を快適なものにしてくれます。河川や水路、道路が安全であることも、快適な暮らしにとっては大切です。

水の流れを広域的に捉え、市内全域で一貫した水辺環境保全のための活動が実施されるように、地域との連携強化を図るとともに、市内の水環境についての興味を高めることにより、市民や事業者などが水資源の大切さを理解し、有効に水が使われることを目指します。

本市では、下水道の供用開始区域での下水道への接続を推進するとともに、下水道事業計画区域外については合併処理浄化槽*の設置を推進し、家庭や事業所からの排水の適正処理を啓発しています。また、家庭や事業所での雨水利用を促進しています。

また、公園樹木の維持管理や、グリーンカーテンコンテストなどの地域緑化の推進を行うことで、緑あふれるまちづくりを促進しています。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	目標値 2030 (R12)	担当課
汚水処理人口普及率	77.8%	81.8%	85.0%	上下水道課

【具体的な取組内容】

取組項目	取組内容	キーワード	担当課
(1) 水循環の保全	下水道の適切な維持管理や、合併処理浄化槽*の整備促進等により、適切な水資源の循環と保全を推進します。	水資源循環と保全の推進	上下水道課
(2) 公園の適正な維持管理	緑化された公園を維持し、市民が安らげる施設の充実に努め、利用者がいつでも安全で快適に利用することのできる環境を保ちます。	公園樹木の維持管理	都市対策課
(3) 地域緑化の推進	市民の緑化に対する理解と認識を深め、公民館講座や緑の募金活動、グリーンカーテンコンテストなどを通じて、緑の保全や育成のための行動を推進します。	地域緑化の推進	都市対策課 社会教育課 かんきょう課



第5章

筑後市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 基本方針

1. 趣旨
2. 本市の二酸化炭素排出量の将来推計と削減の目標
3. 各主体における脱炭素へ向けた取組

第5章 筑後市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 基本方針

1. 趣旨

(1) 地球温暖化対策を取り巻く状況

産業革命以降、化石燃料(石炭・石油など)の燃焼など、人間の活動による地球温暖化に起因する気候変動が起きています。2015年(平成27年)にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議*(COP21)」により「パリ協定*」が採択され、2020年(令和2年)から、国際的な地球温暖化(気候変動)対策の取組として本格的な運用が開始されています。

【温室効果ガス*削減に向けたパリ協定*の合意内容】

- (1) 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること。
- (2) そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス*排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス*排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとること。

2020年(令和2年)10月には、「我が国は、2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、2021年(令和3年)4月には、気候変動サミットの場において、「日本の2030年度の温室効果ガス*排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」と表明しました。これらの実現のため、わが国では、以下の取組を実施しています。

- 2021(令和3)年6月「地球温暖化対策推進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正温対法」という)」により「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」を改正。2050年までのカーボンニュートラル*の実現を基本理念として法律に明記。
- 2021(令和3)年6月「地域脱炭素ロードマップ」を策定
- 2021(令和3)年10月「地球温暖化対策計画*」及び「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定

また、地球温暖化の影響による気候変動への対策の一環として、企業には脱炭素経営が世界的に求められる時代となっており、SDGs*やRE100*への取組などの環境リスク管理が、企業経営に影響する時代となっています。

(2)本章の位置付け

本章は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく「地方公共団体実行計画」となる「筑後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の基本方針を示します。第2次環境基本計画の環境施策3から7に示す「成果指標と目標値」を達成するために、「具体的な取組内容」をより実現性の高い取組になるよう計画していくものです。

また、「第六次筑後市総合計画*」等の関連計画との調和を図るものとします。

2. 本市の二酸化炭素排出量の将来推計と削減の目標

環境省が提供する REPOS*(リーポス:再生可能エネルギー情報提供システム)と令和4年度に実施した再生可能エネルギー*導入目標策定基礎調査によれば、国の部門・分野別の削減目標に設定した場合、本市の削減率は2030年の国の目標△46%に届かないことが分かりました。筑後市で2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指すためには、国の部門・分野別のCO₂削減目標を超える設定が必要となります。

そこで、CO₂削減目標の達成へ向けて確実に進めていくため、市としての将来ビジョンを実行計画(区域施策編)に明記し、本市で2050年までに二酸化炭素実質排出実質ゼロを目指すための2030年における短期目標及び、2050年における長期目標を、部門・分野別に設定します。

3. 各主体における脱炭素へ向けた取組

実行計画(区域施策編)の具体的な取組内容については、前述の基礎調査結果を踏まえ、各部門・分野の代表者による検討協議を経て、次のような事項を検討し、令和5年度中に策定します。

(1)産業部門【製造業、建設業・鉱業、農林水産業】

- 脱炭素化に取り組む企業の増加促進
- 基幹エネルギーとしての再エネ*普及(太陽光発電と蓄電池、再エネ電力*購入)
- 建物のゼロエネルギー化(ZEB*)が定着、新築建物は原則 ZEB Ready*相当
- 市民などの脱炭素なライフスタイルに貢献できるものづくりの定着
- リデュースによる廃棄物の出にくい製造工程の確立
- ゴミの出にくい製品づくりの推進(使い捨てプラの削減)
- 太陽光発電による現場仮設照明の導入
- 建設現場で使用する重機燃料をバイオディーゼル燃料*燃料への転換
- 住宅メーカーに対し、新築住宅への太陽光発電等再エネ*設備の設置促進
- 住宅メーカーに対し、新築住宅の50%以上を原則 ZEH*化
- 建築物の脱炭素化、木造建築の一般化
- 営農型太陽光の普及
- 生分解性素材のマルチの活用促進
- 市内で発生する有機肥料等の活用定着化

(2)業務その他部門

<公共施設>

- 公共施設については、政府実行計画に準じる設定を検討
- 太陽光発電：設置可能な市保有建築物(敷地含む)の50%以上に設置
- 新築建築物：原則 ZEB*化
- 公用車：電気自動車による更新ができる新規購入車両の100%電気自動車化
- LED照明：既存設備を含めた市の公共施設への100%導入
- 再エネ*設備等を導入不可能な場合には、再エネ電力*の調達

<民間施設>

- 基幹エネルギーとしての再エネ*普及(太陽光発電と蓄電池、再エネ電力*購入)
- 建物のゼロエネルギー(ZEB*)化、新築建物は原則 ZEB Ready*化

(3)家庭部門

- 基幹エネルギーとしての再エネ*を普及(太陽光発電と蓄電池、再エネ電力*購入)
- 住宅のゼロエネルギー(ZEH*)化を定着

(4)運輸部門【自動車(旅客)、自動車(貨物)、鉄道】

- 公用車：電気自動車による更新ができる新規購入車両の100%電気自動車化
- 家庭：新車買換え時にクリーンエネルギー自動車(CEV*)を選択
- 市内を走る乗用車、バス・タクシー・トラックなどの業務用車両のCEV*化
- ルート配送への電気自動車の導入
- 駅舎等の基幹エネルギーとしての再エネ*普及(太陽光発電と蓄電池、再エネ電力*購入)

(5)一般廃棄物

- ワンウェイプラスチックからの脱却と、バイオマス素材への転換
- 食品ロス*を出さない行動の定着(買い物や保存の工夫、旬の食材を利用)
- COOL CHOICE*の定着等によるライフスタイルの変革で廃棄物削減
- 環境に配慮した服の選択、長く着られる服の選択によるファッションのサステナブル化

(6)森林吸収源

- 水田や耕作放棄地などの農地を活用したCO₂吸収対策の促進



第6章

筑後市気候変動適応計画

1. 趣旨
2. 分野別の対策の推進

第6章 筑後市気候変動適応計画

1. 趣旨

(1) 気候変動の影響

気候変動とは、気温および気象パターンの長期的な変化を指します。これらの変化は太陽周期の変化によるものなど、自然現象の場合もありますが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼などに起因する地球温暖化といわれています。

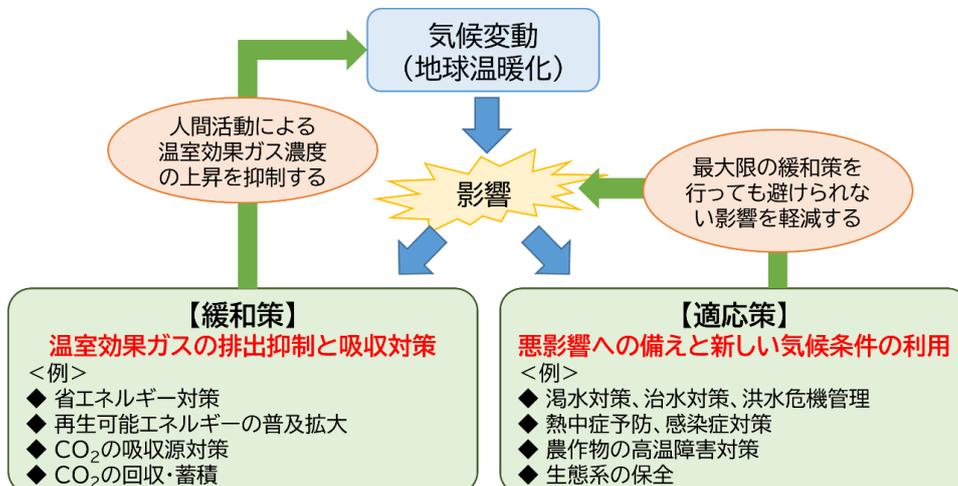
気候変動の影響を最小限に抑えるために、CO₂などの温室効果ガス*排出量を削減することは、気候変動への「緩和策*」にあたり、既に起こっている気候変動へ適応した生活を送るための対策のことを、気候変動への「適応策*」と呼びます。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で発生しています。その影響は本市にも現れており、平成24年7月には、記録的な豪雨に見舞われ、家屋が浸水する地域が出るなど、大きな被害を受けました。さらに今後、こうした気候変動の影響による自然災害が発生しやすく、被害が甚大化していく可能性もあります。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガス*の排出を削減する対策(緩和策*)に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策*)に取り組んでいく必要があります。

(2) 本章の位置付け

このような状況を踏まえ、今回新たに「筑後市気候変動適応計画*」を本計画の第6章に内包して策定することとしました。本章は、「気候変動適応法」第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画*として位置付けます。

また、本計画第4章基本目標Ⅱの「環境施策 8 気候変動への適応」との整合を図るものとします。



2. 分野別の対策の推進

(1) 農業分野に関する対策の推進

気候変動が農業に及ぼす影響は、地域や品目によって様々ですが、気温上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等が懸念されています。

- 耕作農業における適応策*
高温耐性品種の開発や普及施肥管理を行うとともに、水管理等の基本技術の徹底や、農業用ハウスの夏期の高温対策等を促進します。
- 畜産業における適応策*
夏季の高温により、乳用牛の乳量・乳成分・繁殖成績の低下や、肉用牛・豚の増体率の低下等の可能性があります。このため、畜舎内の暑熱対策や、疾病の発生対策、栄養管理の適正化などの生産性向上対策を促進します。

(2) 水環境・水資源分野に関する対策の推進

気候変動が水環境・水資源に及ぼす影響として、水温の上昇や水質の変化、降水日数の減少による渇水が懸念されます。

- 渇水等への適応策*
休耕田の活用、使用しなくなった単独処理浄化槽*(し尿のみを処理する浄化槽)の活用など、雨水を貯留する様々な方法を検討し、水害対策を図るとともに、一般家庭においては、雑用水源として散水などに用いる雨水利用の普及啓発を実施します。また、水の有効利用、節水等に対する市民の認識を深めてもらうための普及啓発に取り組みます。
- 水質変化への適応策*
水質のモニタリングを引き続き推進するとともに、水質保全対策を推進します。

(3) 自然生態系分野に関する対策の推進

生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。

私たちの生活においても、気温の上昇等が、快適な生活を送る上での支障や季節感の変化等をもたらす可能性があります。さらに、このような気候の変化を直接受けて生じる影響だけでなく、自然生態系の変化、農業や水産業への影響、自然災害への影響等が、産業・経済活動や生活面に、様々な波及的な影響をもたらす可能性があります。

- 植生に関する適応策*

手入れの行き届いていない雑木林や耕作放棄地への侵入竹林があります。竹林は根張りが浅いですが元々の植生を枯らし、里山の生態系を変えてしまう可能性もあります。このため、里山保全や木質・竹資源の利活用による健全な雑木林・竹林の維持について普及啓発を行います。

- 水辺環境に関する適応策*

山ノ井川、花宗川、矢部川など、多くの河川がある本市では、河川や水路・クリークが形成する水辺、緑あふれる田園風景などの豊かな自然と美しい景観が特徴であり、特に、水辺の希少動植物の保全に努めます。

(4) 自然災害分野に関する対策の推進

全国各地で大規模な自然災害が発生する中、大規模自然災害などの危機事象に備え、安全で的確な避難行動をとることができるよう危機対応力の一層の充実・強化を図る必要があります。

- 防災教育の推進

ハザードマップの活用を呼びかけ、日頃から災害時の行動を考える機会を作るなど、防災意識の向上を目指した普及啓発に取り組みます。

- 水害等への適応策*

気温上昇に伴う洪水による被害の甚大化を防ぐため、グリーンインフラ(緑の防波堤、里山砂防など)の活用推進や、農業用水路・クリーク等の保全に努めます。

- 災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に則った適切な処理を行います。

(5) 健康分野に関する対策の推進

私たちの生活においても、気温の上昇等が、快適な生活を送る上での支障や季節感の変化等をもたらす可能性があります。また、気候変動が人の健康に及ぼす影響には、暑熱による直接的な影響と、感染症の流行リスクが高まる間接的な影響が挙げられます。これらの影響に対する取組を推進します。

- 熱中症予防策

熱中症予防(「新しい生活様式」における熱中症予防行動を含む。)について、普及啓発や注意喚起を実施します。

- 感染症予防対策

平時より感染症予防の啓発を図るとともに、自然災害と感染症の複合災害発生時には、感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。



第7章

筑後市食品ロス削減推進計画

1. 趣旨
2. 本市の食品ロスの状況
3. 数値目標
4. 食品ロス削減に向けた取組
5. 各主体の役割

第7章 筑後市食品ロス削減推進計画

1. 趣旨

(1) 食品ロスを取り巻く状況

食品ロス*とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことをいい、食品の製造、流通、外食・販売、消費の各段階において発生しています。

食品ロス*問題については、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs*において、令和 12 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが掲げられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

国内における食品ロス*の発生量は年間約600万tと推計され、国連世界食糧計画(WFP)による食料援助量(約390万t)の1.5倍の量になります。国では、国民運動として食品ロス*の削減を推進するため、「食品ロス*削減推進法」を令和元年10月1日に施行し、令和2年3月31日に「食品ロス*の削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

福岡県では、令和4年3月に「福岡県食品ロス*削減推進計画」が策定され、事業者、消費者、行政が一体となって食品ロス*の削減に取り組むことが掲げられています。

このような状況を踏まえ、本市における食品ロス*の削減を推進させていくために、今回新たに「筑後市食品ロス*削減推進計画」として本計画の第7章に内包し策定することとしました。

(2) 本章の位置付け

本章は、「食品ロス*の削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく市町村食品ロス*削減推進計画として位置付けます。

また、本計画第4章基本目標Ⅲ「環境施策10.食品ロス*の削減」との整合を図るものとします。

2. 本市の食品ロスの状況

令和3年度に実施したごみ組成分析調査結果では、家庭から出る可燃ごみのうち食品ロス*の割合は14.8%(未利用食品9.6%、食べ残し5.1%)となっています。令和3年度の家庭系可燃ごみの年間排出量8,196.39tから換算すると、本市の家庭系食品ロス*量は年間1,213.07t、市民1日1人当たり67.5gと推計されます。

3. 数値目標

数値目標は、「環境施策 10.食品ロス*の削減」と同じとします。

国は令和 12(2030)年度までに平成 12(2000)年度と比較して、食品ロス*量を半減させるという目標を設定しています。県は 国の目標を踏まえ、令和 8 年度までに令和2年度と比較して食品ロス*量を 1 万 t(5%)削減することを目標としています。

本市においては、国、県の目標を踏まえ、家庭系の食品ロス量*について、令和 12 年度までに 9.1%削減することを数値目標として設定します。

【数値目標】

組成分析結果に基づく家庭系食品ロス*量

現状値 市民 1 日ひとり当たり 67.5g

目標値 市民 1 日ひとり当たり 61.4g

4. 食品ロス削減に向けた取組

「環境施策 10.食品ロス*の削減」に掲げた内容を基本とし、次のとおり実施します。

(1)家庭系

- 市内小学生を対象に食品ロス*削減に関する標語コンクールを実施し、食品ロス*に対する理解と関心を高めるきっかけづくりを行います。
- 地域、住民団体等を対象に出前講座を開催し、食品ロス*削減の実践につなげるための啓発を行います。
- 家庭から排出されたごみ袋の開封調査を実施し、家庭系食品ロス*量を把握します。
- 家庭における生ごみ処理容器購入に係る費用に対し補助金を交付し、生ごみの堆肥化によるリサイクルを促進します。
- 家庭から出る廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料*化し、軽油等の代替燃料としてリサイクルします。
- 公共施設等においてフードドライブ*を実施し、家庭で消費できない食品を収集し、集まった食品をフードバンク団体に寄贈します。
- 生ごみ排出を減らす調理方法や余った食材を活かす調理方法を学ぶ料理講座を開催します。

(2)事業系

- 事業所への訪問やアンケートを行い、事業所における食品ロス*の現状を確認し、削減に向けた課題についての情報を共有します。
- フードバンクの活用等、食品ロス*の削減に向けた取組について情報提供を行います。
- 「てまえどり*」キャンペーン等、事業者と連携した取組を実施します。

5. 各主体の役割

(1) 市民

食品ロス*の状況と削減の必要性を理解するとともに、自身が排出している食品ロス*を把握し、日々の食生活の中で、食品ロス*削減につながる行動の実践に努めることが重要な役割です。

(2) 事業者

サプライチェーン全体における食品ロス*削減の必要性について理解を深め、それぞれの事業活動に応じて食品ロス*削減に向けた取組の実践に努めることが求められます。

(3) 市

率先して食品ロス*削減に向けた取組を実践するとともに、周知・啓発に努め、各主体における役割の実践を促進します。





第8章

計画の目標達成へ向けた推進方策

1. 推進体制
2. 計画の進行管理

第8章 計画の目標達成へ向けた推進方策

1. 推進体制

本計画が目指す環境像を実現するため、計画を着実に推進していくためには、市民・事業者・市が連携し、多くの人々が参加し、取組を進めていく必要があります。

(1) 市の推進体制

本計画の推進には、担当部局がそれぞれの役割において施策・事業を実施することはもちろん、互いが情報交換を行うことで、より効果的な計画の推進に努めます。

計画を主管する かんきょう課は、施策の推進状況を把握し、関係各課への計画推進の働きかけを行うとともに、筑後市環境基本計画推進庁内委員会及び作業検討部会による関係各課の連携強化や施策の推進を図ります。また、国や県、近隣市町村の動向把握や情報交換を行い、相互の連携・協力を図ります。

筑後市環境基本計画推進庁内委員会

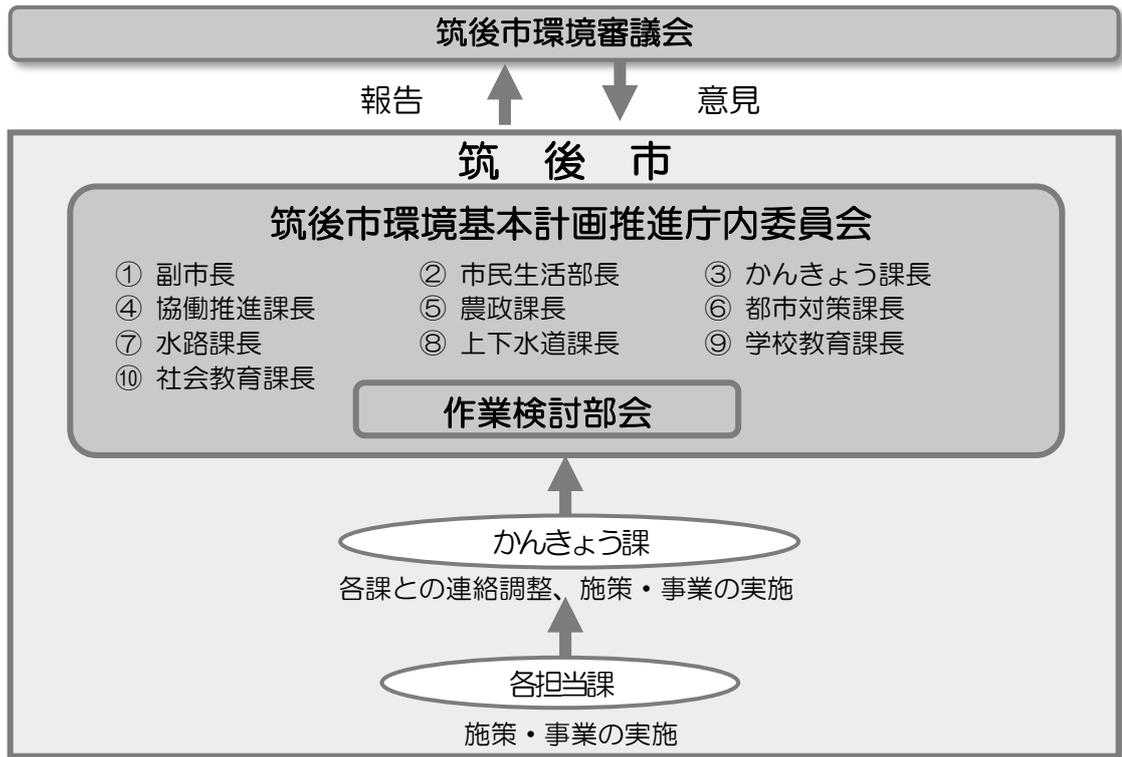
各担当課から取組項目・取組内容ごとに個別事業計画・実施報告と成果指標数値報告を受け、取りまとめた後に「筑後市環境審議会」へ報告する。

作業検討部会

委員会に「作業検討部会」を置き、各部署が進めている事業との調整を行う。かんきょう課長(部会長)、部会員(委員部署の職員)で構成し、庁内委員会の実務を行う。

(2) 筑後市環境審議会

審議会は、環境に関係する学識経験者や環境関係団体の代表及び市民等により構成されています。毎年、環境基本計画の年次報告について意見を述べるほか、10年毎に策定する次期「環境基本計画」の策定に関し、審議する重要な役割を担います。



(各主体の役割)

<市民・市民団体の役割>

- 市民は、資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、生活上の公害発生を防止するなど環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、協力するよう努めるものとする。

<事業者の役割>

- 事業者は、その事業活動を行うに当たり、公害を発生させないため、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、資源及びエネルギーの節約及び有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、協力するよう努めるものとする。

<市の役割>

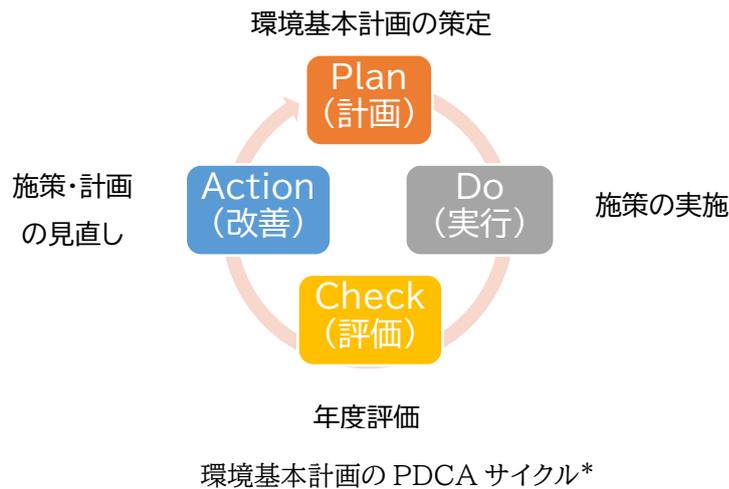
- 市は、環境の保全と創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するよう努めなければならない。
- 市は、施策を実施するに当たって、快適な環境が確保されるよう努めなければならない。
- 市は、市民の自主的な活動への取組を支援するとともに、施策を推進するよう努めなければならない。

出所)環境基本条例

2. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理と見直し

計画の進捗管理として、筑後市環境基本計画推進庁内委員会において、年度ごとの成果指標及び活動指標の進捗状況を評価し、最終年度に計画の見直しを行うこととします。計画の進捗管理は、PDCA サイクル*の考え方を参考に、以下の検証サイクルにより実施します。



(2) 市民意識調査

計画の見直し時や最終年度に、市民意識調査を実施します。市の将来の環境を考えていく上で、市民の日常の環境行動や環境に関する意見を集約し、次期環境基本計画を策定するための基礎資料とします。



資料編

1. 用語解説
2. 筑後市環境基本条例
3. 計画策定の経緯
4. 筑後市環境審議会委員名簿
5. 施策体系一覧
6. 取組項目・内容及び担当課一覧

1. 用語解説

あ 行

○ RE100(あーる・いー・ひゃく)

RE100とは、国際環境 NGO の The Climate Group(クライメイト・グループ)が 2014 年に開始した国際的な企業の連合体。RE100 の RE は Renewable Energy(リニューアブル・エネルギー)の略で再生可能エネルギー(再エネ)のこと。企業活動で必要なエネルギーの100%を再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が RE100 に加盟できる。

○ EM(いー・えむ)ボカシ

生ごみを肥料に変える微生物の集まり(有用微生物群=EM 菌)を糖蜜・水・米ぬか・モミガラと混ぜ、発酵、乾燥させたもの。生ごみに EM ぼかしを混ぜ容器に密閉しておくと、発酵し、質の良い肥料になる。

○ ESCO(えすこ)

Energy Service Company 事業の略語。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。省エネを実現するために必要な設備投資を ESCO 事業者が行い、実現した省エネ効果の一部をサービス料として請求する仕組みである。

○ SDGs(えす・でい・じー・ず):持続可能な開発目標

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すことを目標に、2015年9月の国連サミットで定められた「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」のこと。17 のゴール(目標)及び 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指している。2030 年を目標達成年としており、気候変動やエネルギー問題など環境に関する項目が多く含まれている。

○ EV(いー・ぶい)

Electric Vehicle の略称で、電気自動車のことをいう。長所として走行時に CO₂ が排出されないが、コストが高い、航続距離が短い、充電に時間がかかるという面もある。

○ 温室効果ガス

二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのこと。

か 行

○ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ削減した上で、削減しきれなかった分を植林・森林管理などにより二酸化炭素を吸収することで、差し引きゼロにすること。

○ 環境基準

大気汚染や騒音などに係る環境上の条件について、環境基本法に基づき政府が定めた、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準。

○ 環境パートナー事業

本市では、公共の場所(道路・公園・河川など)を自主的に清掃活動(ごみ拾い、除草、草刈りなど)する団体・企業・個人を支援する事業を実施している。行政区、各種市民団体、企業などが登録しており、これらの団体を環境パートナーと呼ぶ。

○ 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減や、二酸化炭素の吸収源の増加を図ることをいう。緩和策の具体例として、「エコな移動手段を選ぶ」、「こまめに電気を消す」、「省エネ家電に買換える」等があげられる。他にも、再生可能エネルギーの導入、工場やオフィスの省エネなどがある。

○ 気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき政府が策定した計画。気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や分野ごとの適応に関する取組について記載している。都道府県及び市町村は、同法に基づき地域気候変動適応計画を策定することが求められおり、本市では筑後市気候変動適応計画を本計画第6章で策定した。

○ COOL CHOICE(クールチョイス)

2030(R12)年度の温室効果ガスの排出量を 2013(H25)年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択(クールチョイス)」を促す運動のこと。

○ 光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される物質。光化学オキシダントが高濃度となり、白いもやがかかった状態になることを「光化学スモッグ」と呼び、目や呼吸器に影響を及ぼすことがある。

○ 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)(こっぷ・にじゅういち)

1992(H4)年の国連環境開発会議(地球サミット)で採択された「国連気候変動枠組条約」の締結国が集まり、地球温暖化対策等を協議する会議。第 21 回締約国会議は 2015(H27)年にフランス・パリで開催された。

さ 行

○ 再生可能エネルギー(再エネ)

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどの、枯渇することなく繰り返し永続的に利用することができるエネルギー。石炭や石油などの化石燃料とは異なり、温室効果ガスの排出を抑えられ、国内で生産できることからエネルギー安全保障にも寄与できる。

○ 再エネ電力

再生可能エネルギーにより供給される電力のこと。特に、小売電気事業者の販売メニューで、エネルギー源の 100%を再生可能エネルギーとした CO₂ 排出係数がゼロの契約種類を、再エネ 100%電力と呼ぶ。

○ 3R(さん・あーる、すりー・あーる)

廃棄物削減の重点行動である「Reduce(リデュース):排出抑制」、「Reuse(リユース):再使用」、「Recycle(リサイクル):再生利用」の頭文字をとったもの。

○ 3分の1ルール

食品の流通過程において製造者(メーカー・卸業者)、販売者(小売り業者)、消費者の3者が、製造日から賞味期限までの期間を3分の1ずつ均等に分け合うという考え方に基づく商慣習のこと。このため、賞味期限が残っている商品も、流通過程で廃棄されてしまう場合がある。

○ 3010運動(さんまる・いちまる・うんどう)

日本では、食料の多くを輸入に頼りながら、大量の食べ物が無駄に捨てられている。食料資源を無駄にせず、ごみを減らして環境への負担を抑えるため、一人ひとりが「もったいない」を心掛けて宴会をおいしく楽しむため、宴会や会食で、「最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らそう」という運動の呼称。

○ CEV(しー・いー・ぶい):クリーンエネルギー自動車

EV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド自動車)、HV(ハイブリッド自動車)など、環境にやさしい自動車の総称。

CEVの主な種類と説明

	種 類	説 明
CEV	EV 電気自動車	Battery Electric Vehicle(バッテリー式電気自動車) 単に「EV」と呼ばれることが多い。 HV や PHEV などと区別する際に「BEV」という。
	HV ハイブリッド車	ガソリンと電気のふたつのエネルギーを利用。 ただし、バッテリーは走行時の発電に依存。外部からの給電はできない。「HEV」ということもある。
	PHEV プラグインハイブリッド車	ガソリンと電気の二つのエネルギーを利用。 BEVと同様に外部電源から給電できるのが大きな特徴。 「PHV」ということもある。
	FCV 燃料電池自動車	専用の水素ステーションから補充した水素ガスを利用して発電。「FCEV」ということもある。

○ COD

化学的酸素要求量の略称。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を、酸素量に換算したもの。水質環境の指標として環境基準に用いられている。

○ 資源循環型社会

有限である天然資源の採取をできる限り減らし、効率的に利用することにより廃棄されるものを最小限に抑えとともに、再生産を行って、資源を持続可能(サステナブル)な形で循環させながら利用していく社会のことである。

○ 臭気指数

人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化したもの。具体的には、もとの臭いを人間の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値である。例えば、もとの臭いを100倍に希釈して、臭いを感じられなくなった場合は、臭気濃度は100、臭気指数は20となる。臭いの強さは臭い物質の濃度の対数に比例するため、臭気指数は人間の感覚量に対応した尺度になっている。臭気指数10と20では濃度は10倍であるが、臭いの強さは2倍程度違うように感じられることになる。臭気指数=10×Log(臭気濃度)

○ GRP

域内総生産(Gross Regional Product)の略称。都市圏や経済圏、県など、一定の地域内で生産された付加価値額のこと。域内総生産には国が行う生産が含まれない場合もあり、全国の域内総生産を合計しても、必ず国内総生産と一致するとは限らない。

○ 浄化槽

微生物の働きなどを利用して汚水を浄化する設備で、家庭や事業所の敷地内に埋設されていることが多い。水洗トイレからの汚水のみを処理する「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」と、台所や浴室等から出る生活雑排水と一緒に処理する「合併処理浄化槽」がある。但し、単独処理浄化槽(みなし浄化槽)は、平成13年以降の新規設置は認められていない。

○ 食品ロス

売れ残りや食べ残しなど、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

○ ゼロカーボンアクション 30

地域における「暮らし」、「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた行動と具体策を示すために国が取りまとめた地域脱炭素ロードマップにおいて、衣食住・移動・買い物などの日常生活における脱炭素行動や、暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション 30」として整理している。

○ ZEH(ぜっち): ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。再生可能エネルギー発電による電力創出に加え、省エネルギー設備の導入、屋根や壁・床・窓などの高断熱化などにより、快適な室内環境を実現しながら、消費する年間のエネルギー収支ゼロを実現する住宅のこと。

○ ZEB(ぜぶ): ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。再生可能エネルギー発電による電力創出に加え、省エネルギー設備の導入、屋根や壁・床・窓などの高断熱化などにより、快適な室内環境を実現しながら、消費する年間のエネルギー収支ゼロを実現する建物のこと。

○ ZEB Ready(ぜぶ・れでい)

ZEB を見据えた段階的な基準のひとつで、再生可能エネルギーの導入に加え、高断熱化及び高効率な省エネルギー設備により50%以上の省エネ基準に適合した建築物のこと。

た 行

○ 第六次筑後市総合計画

総合計画とは筑後市の将来あるべき姿を展望し、まちづくりの長期的ビジョンを示した計画。第六次計画では人口減少に伴う様々な課題に向き合う時代であっても、将来にわたって住み続けたいまちを目指すための指針として策定された。

○ 地域脱炭素ロードマップ

2050年までに脱炭素社会を実現するために、地域における「暮らし」、「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた行動と具体策を示すために国が取りまとめた行程表のこと。

○ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき政府が策定した計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的な事項等について記載している。都道府県及び市町村は、同法に基づき地方公共団体実行計画の区域施策編及び事務事業編を策定することが求められている。本市では筑後市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定済みで、筑後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基本方針を本計画第5章で定めた。

○ 適応策

地球温暖化による気候変動の悪影響を軽減するための対策を講じたり、新しい気候条件を利用した生活様式や産業活動を行ったりすることをいう。適応策の具体例として、「気温に合った服装を工夫する」、「熱中症予防のため、暑さ指数を確認する」、「防災グッズを整備する」、「気温の変化や病気に強い作物に切り換える」等があげられる。他にも、土砂災害や高潮被害の対策、避難体制や危機管理体制の強化、熱中症の予防啓発なども適応策である。

○ てまえどり

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限が近づいた商品を積極的に選ぶ行動をいい、小売店において期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待される。

○ 特定事業場

下水道法で定めた特定施設(水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設)を有する工場・事業場のこと。県へ届出の義務がある。

な 行

○ 二酸化硫黄(SO₂)

硫黄を含む燃料などが燃焼するときに発生する物質。製鉄や銅精錬工程の排煙のほか、自動車の排気ガスにも含まれている。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼす。

○ 二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭など窒素を含む燃料を燃焼した場合に発生する物質で、自動車の排気ガスにも含まれている。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼす。

は 行

○ パリ協定

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、2020(R2)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された。世界共通の目標として、産業革命前からの平均気温上昇を 2℃より十分下方に保持することや、すべての締約国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新することなどが盛り込まれている。

○ FIT 制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定の価格で一定期間買い取ることを国が保障する固定価格買取制度のこと。

○ BOD

生物化学的酸素要求量の略称。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素量のこと。水質環境の指標として環境基準に用いられている。

○ 微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径が $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)以下の非常に小さなものを指す。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器への影響や肺がんのリスクの上昇が懸念される。

○ 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径が 0.01mm 以下の小さなものを指す。工場のばい煙や、自動車排出ガスなどのほか、火山灰や森林火災など自然由来で発生することもある。粒子が小さいため、気管支や肺胞まで吸い込まれると呼吸器疾患の原因となる。

○ フードドライブ

主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体や、フードバンク等へ寄付すること。”ドライブ”とは、”寄付”という意味。

○ バイオディーゼル燃料

植物油からつくられる軽油代替のバイオマス燃料。燃焼時に大気汚染物質を排出しにくく、植物由来でカーボンニュートラルのため、再生可能な熱エネルギーとして地球温暖化対策に有効。

○ PDCA(ピー・でいー・しー・えー)サイクル

業務管理における継続的な改善方法。Plan(計画)→Do(実行)→Check(確認)→Action(改善)の4つの段階を繰り返して業務を継続的に改善していく方法。

ま 行

○ マイボトル

自分用の飲み物を入れて携帯する水筒のこと。ごみになる紙コップやペットボトルの使用を減らし、環境を守ろうという意識から利用が広がる。持参した容器でコーヒーなどを購入すると割引されるサービスもある。

や 行

○ 溶融スラグ

廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたものであり、建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。

ら 行

○ REPOS(リーぽす)

全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報等をデータと地図で可視化した環境省のウェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS(Renewable Energy Potential System)」のこと。パソコンやタブレット、スマートフォンから誰でも閲覧することができる。

わ 行

○ ワンヘルス

人と動物、生態系の健康をひとつとみなし、守っていこうとする考え方のこと。地球上の生態系保全のために、野生動物や家畜、人間、そして地球の健康を維持する重要性を説く概念である。

2. 筑後市環境基本条例

平成 23 年 12 月 19 日

条例第 22 号

前文

私たちのまち筑後市は、筑後平野の中央に位置する田園都市です。

市の地形はおおむね平坦で、南部には津江山系に源を発する 1 級河川の矢部川が流れ、これと並行して花宗川と山ノ井川が市中央部を横断しています。このほか、小規模河川や水路が市全体を網の目状に流れ、特に西部ではこの地方特有のクリーク(堀)が広がり、北部にはため池が見られます。また、矢部川河畔には、市の主な観光地である船小屋温泉郷があり、約 1,300 本の大楠が群生し、日本有数の含鉄炭酸泉が湧出しています。

また、古くから、温暖な気候と肥沃な土地、恵まれた水を活かした農業が盛んに行われてきました。一方、副業として始まった綿織物も、緋をはじめとして市を代表する特産品となり、広くその名が知られています。

このような水と緑に恵まれ歴史を有する筑後市の環境は、私たちの貴重な財産です。

ところが、都市化の進展によって身近な自然は今や減少しています。さらには、私たちの日常生活や事業活動における便利さ、物質的豊かさの追求が、地球温暖化やオゾン層の破壊を生むなど地球環境に大きな負荷を与え、人類の存続基盤そのものを脅かすまでになってきていると言われてしています。

本来、健康で文化的な生活を営むうえで、良好な環境を享受することは私たちの権利であり、貴重な財産としての環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務です。

それゆえ、私たちは、自らの活動が地域の環境、ひいては地球環境に影響を与えていることを認識し、市、市民、滞在者及び事業者が互いに連携し、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な資源循環型社会を形成しなければなりません。

ここに、私たちすべての市民が、この豊かな自然を愛する心を育み、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよい都市を実現することを目指して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、筑後市(以下「市」という。)における環境の保全と創造について基本理念を定め、市民が現在及び将来世代にわたり、健康で文化的な生活を営むことのできる快適な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 滞在者 帰省、旅行等で市内に滞在する者をいう。
- (3) 環境への負荷 事業活動及び人の活動により環境に与える影響であって、環境の保全上支障のあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上支障のあるもののうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 豊かな緑、清らかな水及び澄んだ空気に抱かれた市の自然環境が、大切に守られ次世代に引き継がれていくこと。
- (2) 環境を守ることの大切さが学ばれ、又はより良き環境を創造する意識が向上されることにより、環境保全が市から地球規模へと繋げられること。
- (3) 自然環境に配慮された営みが行われることにより、水辺、田園等が一体となった市の優れた農業環境が守られること。
- (4) 環境への負荷が低減されることにより、誰もが住み続けたいくなるようなまちになること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、施策を実施するに当たって、快適な環境が確保されるよう努めなければならない。

3 市は、市民の自主的な活動への取組を支援するとともに、施策を推進するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、生活上の公害発生を防止するなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、協力するよう努めるものとする。

(滞在者の役割)

第6条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制その他の環境保全に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、公害を発生させないため、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの節約及び有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

(豊かな自然環境の保全)

第8条 市、市民、滞在者及び事業者は、豊かな自然環境を保全するとともに、適切な生物多様性(生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第2条に規定する「生物の多様性」をいう。)の保全に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第9条 市は、市民及び事業者が学校、家庭及び地域において、環境への理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動ができるよう、環境に関する教育及び学習の推進、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化防止対策)

第10条 市、市民、滞在者及び事業者は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の二酸化炭素その他温室効果ガス排出の抑制に関する活動を促進するため、

必要な情報の提供をするよう努めるものとする。

(必要な措置)

第 11 条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 12 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(調査研究等の充実)

第 13 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正かつ効果的に推進するため、必要な調査研究を行い、その成果の普及啓発に努めるものとする。

(環境状況の報告)

第 14 条 市は、毎年、市内における環境の状況、次章に規定する環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての報告書を作成するとともに、第 17 条に規定する筑後市環境審議会に報告し、これを公表しなければならない。

第 3 章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 15 条 市長は、第 4 条に規定する施策を総合的かつ計画的に推進するため、筑後市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第 16 条 市長は、環境の保全と創造に影響を及ぼすことが予測される施策を策定又は実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう配慮するとともに、環境基本計画との整合性を図るよう調整するものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 17 条 市長は、環境の保全と創造に関する事項を調査審議するため、筑後市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関して必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、15 人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3. 計画策定の経緯

年月	会議名称等	備考
令和4年6月23日 ～7月14日	脱炭素社会に向けた取組に関する学生ワークショップ	九州大谷短期大学、九州電力(株)、筑後市の連携事業
令和4年10月	市民意識アンケート調査	
令和4年10月	事業者意識アンケート調査	
令和4年11月28日 ～12月6日	環境基本計画推進庁内委員会 作業検討部会	
令和4年12月13日	環境基本計画推進庁内委員会	
令和4年12月20日	経営会議	施策体系と施策案の決定
令和5年1月27日	環境基本計画推進庁内委員会	
令和5年2月3日	環境審議会	計画文案の審議
令和5年1月16日 ～2月24日	パブリックコメント手続き	計画文案の決定
令和5年2月28日	経営会議	計画の決定
令和5年3月	環境審議会	計画の策定報告

4. 筑後市環境審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名等
高野 一成	筑後市議会
川口 裕二	筑後市議会
中村 修	識見を有する者
佐野 末廣	筑後市行政区長会
三浦 徳	筑後市環境衛生協議会
横溝 武美	筑後市環境衛生協議会
富田川 チカ子	ちくご男女共同参画ネットワーク
大藪 富士子	筑後市連合婦人会
田中 ひろみ	エコネットちくご
佐原 米子	エコネットちくご
中島 美代子	筑後商工会議所
田中 百合子	JAふくおか八女 筑後地区女性部
小石 凜太郎	市民公募
大石 英雄	市民公募
古賀 智子	市民公募

(任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日まで)

5. 施策体系一覧

環境目標	環境施策(15項目)		取組項目(37項目)
I. 持続可能な 社会への 市民意識の 向上と協働	1	環境保全への意識づくり	(1)学校教育における環境学習の充実
			(2)保育における自然との触れ合い体験の推進
			(3)大人のための環境学習による人づくり
			(4)環境に関する情報発信と啓発
	2	多様な主体による 環境保全活動の充実	(1)市民との協働による清掃活動の推進
			(2)多様な主体による環境活動の推進
(3)地域との協働による不法投棄の防止			
II. 脱炭素 社会の実現	3	再生可能エネルギー* の導入促進	(1)再生可能エネルギー*等の普及促進
			(2)公共施設への積極的導入
	4	家庭における 脱炭素の取組促進	(1)省エネルギー型住宅の普及促進
			(2)脱炭素型ライフスタイルの定着
	5	事業所における 脱炭素の取組促進	(1)再生可能エネルギー*・省エネルギー設備等の普及促進
			(2)脱炭素型ビジネススタイルの定着
	6	温室効果ガス*の 吸収源対策	(1)農地の利活用と保全による多面的機能の維持
			(2)農地の土壌炭素吸収源対策
7	CO ₂ の少ない 交通手段の定着	(1)公用車へのクリーンエネルギー自動車(CEV*)の導入	
		(2)クリーンエネルギー自動車(CEV*)の普及促進	
		(3)公共交通の利用促進	
8	気候変動への適応	(1)地球温暖化対策の適応策*の推進	
III. 循環型 社会の実現	9	3R*の推進	(1)ごみの分別とリサイクルの促進
			(2)リユースの促進
			(3)プラスチックごみの発生抑制
	10	食品ロス*の削減	(1)家庭における食品ロス*削減の促進
			(2)食品ごみのリサイクルの促進
			(3)事業所等における食品ロス*削減の促進
11	廃棄物の適正処理 による環境負荷低減	(1)効率的で低コストなごみ処理の実施	
		(2)災害廃棄物の適正処理	
		(3)事業者による取組の支援	
IV. 自然共生 社会の実現	12	生物多様性の保全と 自然再生の推進	(1)生物多様性を支える仕組みづくり・人づくり
			(2)生物多様性に配慮した河川・水路の維持管理
	13	生物多様性による 恩恵の持続的な享受	(1)生物多様性に配慮した農業の推進
			(2)ワンヘルス*の理念に基づく動物愛護と自然環境の維持
V.健康で 快適な生活 環境の維持	14	健康に暮らせる 生活環境の確保	(1)環境データの収集と周知
			(2)身近な生活公害のトラブル防止
	15	快適に暮らせる 生活環境の確保	(1)水循環の保全
			(2)公園の適正な維持管理
			(3)地域緑化の推進

※ 成果指標取得項目

6. 取組項目・内容及び担当課一覧

環境目標	環境施策	取組項目	取組内容	担当課
I. 持続可能な社会への市民意識の向上と協働	1 環境保全への意識づくり	(1) 学校教育における環境学習の充実	小中学校の社会科授業において、ごみ問題(ワークブックの活用)・自然環境・地球温暖化に関する学習の時間を設け、環境意識を高めます。	学校教育課 かんきょう課
		(2) 保育における自然との触れ合い体験の推進	保育所等の屋外活動において自然と触れ合う機会を作るなどにより、幼児期からの環境意識を高めます。	児童・保育課 かんきょう課
		(3) 大人のための環境学習による人づくり	出前講座や講習会等の実施により、環境の大切さを考えて行動する人づくりを推進します。	かんきょう課
		(4) 環境に関する情報発信と啓発	広報紙やホームページ、パンフレット制作やイベント開催等により、普及・啓発を図ります。	かんきょう課
	2 多様な主体による環境保全活動の充実	(1) 市民との協働による清掃活動の推進	川と水を守る運動、ノーポイ運動等の清掃活動を継続し、参加者の拡大を図ると共に、地域の環境巡視やポイ捨て防止等の啓発活動の強化、地域協働による水路等の維持管理を呼びかけます。	かんきょう課 水路課
		(2) 多様な主体による環境活動の推進	「環境パートナー事業*」を推進し、地域・学校・企業単位での自主的な清掃活動を支援します。	協働推進課
		(3) 地域との協働による不法投棄の防止	環境衛生協議会、環境美化巡視員と連携しながら、不法投棄防止監視パトロールによる不法投棄の未然防止・早期発見を図るとともに、広報・HP等による不法投棄撲滅の啓発を図ります。	かんきょう課
	II. 脱炭素社会の実現	3 再生可能エネルギー*の導入促進	(1) 再生可能エネルギー*等の普及促進	市民・事業者等へ再生可能エネルギー*等の導入に関する有意義な情報の提供を図ります。
(2) 公共施設への積極的導入			市の保有する施設や土地等で太陽光発電等の再生可能エネルギー*設備を設置可能な場所において、積極的な導入を図ります。	かんきょう課 施設を管理する各担当課
4 家庭における脱炭素の取組促進		(1) 省エネルギー型住宅の普及促進	住宅用省エネ等設備(太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用、窓壁床等の断熱改修、ZEH*化等)の普及促進を検討します。	かんきょう課
		(2) 脱炭素型ライフスタイルの定着	再エネ電力*への切り替えや、LED化、省エネ家電、クールビズ・ウォームビズ、節電・節水、緑のカーテンの他、CO ₂ 発生の少ない製品やサービスを選択することを推進します。	かんきょう課
5 事業所における脱炭素の取組促進		(1) 再生可能エネルギー*・省エネルギー設備等の普及促進	再エネ*・省エネ等設備等(太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用、ZEB*化等)の導入に際し、国等の支援事業や税制優遇等の促進策の情報を提供します。	かんきょう課
		(2) 脱炭素型ビジネススタイルの定着	再エネ電力*への切り替えや、ESCO*、LED化、省エネ型機器の導入、省エネ診断、クールビズ・ウォームビズ、節電・節水、緑のカーテンの他、CO ₂ 発生の少ない製品やサービスを選択することを促進します。	かんきょう課

環境目標	環境施策	取組項目	取組内容	担当課	
Ⅱ. 脱炭素 社会 の実現	6 温室効果ガス *の吸収源対策	(1) 農地の利活用と保全による多面的機能の維持	耕作放棄地を含む農地の利活用を促進し、農地の保全を図ることで、農地の多面的機能の維持を図り、ひいては災害対策や緑化、CO ₂ 吸収量の増加につながります。	農政課	
		(2) 農地の土壌炭素吸収源対策	たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、CO ₂ の吸収源対策につながります。	農政課	
	7 CO ₂ の少ない交通手段の定着	(1) 公用車へのクリーンエネルギー自動車(CEV*)の導入	電気自動車等のクリーンエネルギー自動車(CEV*)の導入を計画的に推進します。	契約管財課	
		(2) クリーンエネルギー自動車(CEV*)の普及促進	電気自動車の普及に備え、計画的な充電設備の整備を促進します。	かんきょう課	
		(3) 公共交通の利用促進	「筑後市地域公共交通計画」に基づき公共交通の利便性向上策の実施や連携強化を図り、公共交通の利用を促進します。	都市対策課	
	8 気候変動への適応	(1) 地球温暖化対策の適応策*の推進	熱中症予防など、地球温暖化による気候変動の影響を回避したり軽減したりする取組を推進します。(第6章に具体的な取組内容を記載します。)	かんきょう課	
	Ⅲ. 循環型 社会 の実現	9 3R*の推進	(1) ごみの分別とリサイクルの促進	SNS を活用した情報発信等により、ごみの分別とリサイクルに関する啓発活動を行います。報奨制度等により地域や団体での資源回収を支援します。	かんきょう課
			(2) リユースの促進	民間事業者との連携等の取組により、市民による不要品のリユース活動を促進します。	かんきょう課
(3) プラスチックごみの発生抑制			市民や事業者等との協働による取組を検討し、使い捨てプラスチック製品の利用削減や代替素材製品の利用促進に取り組めます。	かんきょう課	
10 食品ロス*の削減		(1) 家庭における食品ロス*削減の促進	標語コンクール等の実施により、食品ロス*について考えるきっかけづくりを行います。出前講座の実施等により、食品ロス*削減の実践に繋げるための啓発を行います。	かんきょう課	
		(2) 食品ごみのリサイクルの促進	生ごみ処理容器等購入助成を継続し、生ごみの堆肥化によるバイオマスの活用を促進するほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料*化し、軽油等の代替燃料として活用します。	かんきょう課	
		(3) 事業所等における食品ロス*削減の促進	てまえどり*キャンペーン、3010 運動*等、事業者との協働による取組を展開します。小売業の3分の1ルール*等の商習慣の見直し等、事業所等における食品ロス*削減に必要な情報を発信します。	かんきょう課 商工観光課	

環境目標	環境施策	取組項目	取組内容	担当課
Ⅲ. 循環型 社会の 実現	11 廃棄物の適正 処理による環 境負荷低減	(1) 効率的で低コストなご み処理の実施	一般廃棄物処理計画に基づき、効率的 で低コストなごみ処理を適切に実施し、 環境への負荷を最低限に抑えます。	かんきょう課
		(2) 災害廃棄物の適正処 理	災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃 棄物を迅速かつ適切に処理し、環境へ の負荷を最低限に抑えます。	かんきょう課
		(3) 事業者による取組の支 援	一般廃棄物の多量排出事業者が作成す る減量計画書に基づき、計画達成に向 けての情報提供などの支援を行います。	かんきょう課
Ⅳ. 自然共生 社会の 実現	12 生物多様性の 保全と自然再 生の推進	(1) 生物多様性を支える仕 組みづくり・人づくり	関係部署との連携による外来種対策の 他、自然との触れ合いの場の提供や啓 発により、生物多様性を支える人づく りを推進します。	かんきょう課
		(2) 生物多様性に配慮した 河川・水路の維持管理	河川・水路等に堆積している過剰な土 砂、污泥、ゴミ等を浚渫するなど、生 息環境への影響に配慮した維持管理に 努めます。	水路課
	13 生物多様性に よる恩恵の持 続的な享受	(1) 生物多様性に配慮した 農業の推進	農業における農薬や肥料の適切な使用 やバイオマスの利活用等により、生物 多様性の保全や良好な環境を形成し ます。	農政課
		(2) ワンヘルス*の理念に 基づく動物愛護と自然 環境の維持	動物の虐待防止や適正な飼養など動物 愛護に係る施策及び動物による人への 危害や迷惑の防止を図るとともに、多 様な生き物が生育できる良好な自然 環境の維持に努めます。	かんきょう課
Ⅴ. 健康で 快適な 生活環境 の維持	14 健康に暮らせ る生活環境の 確保	(1) 環境データの収集と周 知	河川等水質検査やその他の環境デー タについて収集し、年次報告として「 筑後市の環境」を公表します。	かんきょう課
		(2) 身近な生活公害のトラ ブル防止	田畑の野焼きに代わる対処策の周知 や支援について、JA等と連携した普 及啓発を行います。	農政課 かんきょう課
	15 快適に暮らせ る生活環境の 確保	(1) 水循環の保全	下水道の適切な維持管理や、合併処 理浄化槽*の整備促進等により、適 切な水資源の循環と保全を推進し ます。	上下水道課
		(2) 公園の適正な維持管 理	緑化された公園を維持し、市民が安 らげる施設の充実に努め、利用者 がいつでも安全で快適に利用する ことのできる環境を保ちます。	都市対策課
		(3) 地域緑化の推進	市民の緑化に対する理解と認識を 深め、公民館講座や緑の募金活 動、グリーンカーテンコンテスト などを通じて、緑の保全や育成 のための行動を推進します。	都市対策課 社会教育課 かんきょう課



いむ

あむ

©筑後市



発行：筑後市市民生活部かんきょう課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地

TEL:0942-53-4120 FAX:0942-53-1589